210.08
K05483
00712679

文學士

# 國史叢書

矢野太郎編

浮世の有様　五

國史研究會藏版

文學士 矢野太郎編

# 國史叢書

浮世の有様 五

國史研究會藏版

210.08
K5483

712679

# 例言

一、本編には浮世の有様巻之九上(後)を採收す。

一、本書載する處は天保十三年の雜事にして、所記の大要を列記すれば、水野越前守の改革竝に稻葉丹後守内亂の理由、日光社參の雜事、筑前騷動、江州一揆等なりとす。特に水野越前守の改革(世に天保の改革と云ふ)に關しては、細大洩らす事なく終始を詳述せる大文字にして、最も異彩を放てるものと云ふべし。たゞその秩序なきを以て遺憾となすのみ。

一、一般讀誦の便を計り、語尾を補ひ、文字を略ぼ一定にし、又文中童蒙を惱しむる文字には振假字を施し、假名に漢字を當つる事等、その他既刊の本書に異なる事なし。

一、原本冊數の都合によりて、本冊は止むを得ず紙數を減少せり。但しこの缺は次回の本書に於て之を補ふべし、讀者幸にこれを諒せよ。

# 目次

浮世の有様巻之九上(後)

天保十二年雜記

水野の改革


四月の御觸並に口達……一頁
高直品賣買の禁止　儉約令批評　盛場の取締　芝居役者の取締　金銀唐物使用の禁止　長崎商業に就ての口達　淀川筋川船の規定

日光社參に就いての控……一三

四月の御觸並に口達……一五
家特借家人に對する布告　被物の節儉　俄騷ぎの禁止　株式暴亂　物價を調査す　盛場の取締　風俗矯制　驕奢を禁ず　博奕禁止

五月の御觸並に口達……四一
溫室栽培を禁ず　京都所司代の訓諭　姿隱賣女等を檢擧す　大坂僧徒の失態　通貨引替の注意　問屋仲間の制限　歌舞伎役者　詐欺破産の禁令

日光社參に就いての控……五五

改革諷刺の千代穗久禮……六一

大坂町中儉約見積り勘定……六七

童蒙教訓質素いろは歌……六八

町在奢物費物見立角力……七二

衣氣驕奢語發湯……七四

麟鳳物語……七七

五月の御觸並に口達……八三
寺僧取締　普請取締　商人の取締　醫師取締　初物賣買禁止　木綿織物の制限　質屋古物商取締　物價の下落を計る　相村某の意見書

稻葉丹後守內亂の理由……一一一

改革令の影況……一一三

六月の御觸並に口達……一一九
物價下落の令　銅細工規定

改革に關する菊池出羽守の上書……一二四

目次


伊達陸奥守と山跡山城守との爭論……一三五
六月の御觸竝に口達……一三九
借家取締　公役銀未納者取締　看板取締　屋形船取締　露店取締　儉約竝に二割下げの緩和　歌舞伎役者の處罰
七月の御觸竝に口達……一七〇
寶金銀賣捌きの禁止　錦繪賣買の禁止　家賃未納取締　芝居取締方申渡しの高案　西町奉行の禁止
日光社參に就いての控……二〇二
八月の御觸竝に口達……二〇九
京中花柳界取締　文身禁止　茶屋風呂屋の轉業を覺す　請負地課稅　混浴の禁止　衣類の取締
九月の御觸竝に口達……二三二
通貨引替の口達　農事の奬勵　町々木戸取締　教育の奬勵
十月の御觸竝に口達……二三七
二割下げの勵行　文政の通貨通用禁止　金銀貸借の規定　古金銀通用禁止竝に引替　儉約令勵行　茶屋風呂屋の取拂　女髪結取締
筑前騷動……二五五
阿蘭人の妾となりし者の尺牘……二六一
琉球人參府……二七六
江州一揆……二七八
十月の御觸竝に口達……二九一
異國船に紛らはしくするを禁ず
十一月の御觸竝に口達……二九七
法定比價を定む　新板書物取締　粗服著用の御觸　料理屋取締　露店取締　木綿屋取締　博奕賭けの禁止
十二月の御觸竝に口達……三一〇
路次の開閉　盜賊掏摸取締　木戸番取締　年玉贈答品制限　素人市賣買の禁止　煤拂併搗の許可　正月の諸取締令
米穀納相場……三四〇
改革令と年末の寂寥……三四三


目次終



# 浮世の有樣　卷之九上（後）

盜賊流行

江戸は御膝下なる故、昨年來嚴しく御取締ありしが、京攝は緩かなりし故、一統に浮々（うか〳〵）暮らしぬる樣子なりしに、京都右の如き事なれども、大坂は尙緩かなりし故、大坂を御取締有りては、諸大名の融通に差支へぬる故、江戸・京都抔の如くに取締り給へる事は有るまじ抔と、狼狽者共身勝手に利屈を附けて云へる者などもありぬる樣子なりしが、天下よりの仰出されし事、何しに左樣なる事あるべきやと心可笑しく思ひしに、此度當十六日に至りて、嚴しき仰渡しの御觸等ありしにぞ、狼狽者も定めて夢の醒めたる事ならんと思はる。また近來盜賊至つて多くして、處々へ押入り財寶を奪取れると云ふ噂止まざるに、先月頃よりしては別て多く門口を打破り燒切り、往來にて人を剝取れるなど、假初に七八人、十餘人の黨をなして働ける由、諸人大に恐をなす。

高値の物賣買を禁ず

兩御奉行樣御立會の上質素儉約幷融通合心得方仰渡され候に付三郷火消年番町年寄より御請證文の控（此分東奉行樣より仰渡され候御受證文の事）

質素儉約の儀に付、停止の品々賣買致すまじく、其外取締筋等最前相觸れ候に付、町町末々の者迄承知せしめ、最早改革致すべき事には之あり候得共、未だ日合も無之儀に付き、自然心得違停止の品々密に賣買、又は猥に不相應の衣類等取扱著用等致し候儀之あるに於ては、自然と露顯致し吟味受け、其身は勿論取〔締脫カ〕役人迄も御仕置御咎等相成候樣成行き、後悔致し候ても詮なき次第にて、此度嚴重相觸れ候上は、銘々覺悟致し、右體の心得違は之有るまじく候得共、町人共は賣買筋の利潤を量候情合より、是迄仕込み候品物等賣捌兼候儀を厭ひ、不筋の念慮萌し候者に付、夫等の心得違無之樣相愼み申すべく、縱へ當分は窮屈の樣にも相心得べく候得共往往都て粗服・粗食に馴候はゝ、夫れにて事足り、自然と下直の品のみ賣買相成候はゞ、自ら商賣筋繁昌致し融通合も行屆き、暮し方凌ぎよく安堵の渡世に推移り候樣との御主意に付、右等の次第辨別致し、輕き者共迄も有難き御主意承伏致し候樣、



役人より家持、家持は借家人、順々洩れざる樣申諭すべく候、右の通り申諭し置き候上は、萬一觸・達の趣相背き候者有之ば、卽刻召捕り吟味に及び、所役人迄も咎申付くべき條、其段篤と相心得申すべく、尤も右の趣三鄕町々役人共呼出し申諭すべき處、多人數の儀に付、其方共へ申達し候條、組合町々へ洩れざる樣早々申達すべく候。右の趣仰渡され有難く畏り奉り候。早速組合町々へ洩れざる樣、相達し申すべく候。仍て御受證文如件。

寅四月十八日

火消年番年寄道修町五丁目（平野町）
未だ極らざるに付善左衞門町　坪屋惣兵衞
一丁目　深江屋勘兵衞（南本町一丁目下半年寄病氣に付本町三丁目）　柏屋久兵衞・源右衞門町　大和屋喜八（初瀨町年寄病氣に付順慶町四丁目）　三宅山次郎・江戸堀一丁目　歲田屋半右衞門・瀨戸物町　天滿屋半右衞門・立賣堀四丁目　紙屋喜兵衞・上博勞町　室屋彦四郎・古川一丁目　鴻池屋彦右衞門・九之助町二丁目年寄病氣に付下半町　泉屋佐兵衞・周防町年寄病氣に付木挽中之町　萬屋林藏・長町六丁目　龜屋孫兵衞・大澤町年寄病氣に付金山町　米屋久兵衞・常磐町四丁目　三木屋伊兵衞・藤森町　播屋治兵衞・南瓦屋町　瓦屋久右衞門・玉造森町　津國屋嘉右衞門・天滿三丁目　塗屋才兵衞・高島町年寄未だ極らざるに付椋樓町　住吉屋重兵衞・西樽屋町　播屋喜兵衞。右仰出諭さるゝの趣承知仕り候。

三鄕總年寄　伊勢村新九郎・渡邊又兵衞・薩摩屋江兵衞

御奉行所

西御奉行樣仰渡さるゝ御請證文の事

西奉行受請文を仰渡す

追々御觸達の趣申渡す通り、都て株札幷問屋仲間組合等差止め、素人直賣買勝手次第の御趣意、一同有難く承伏致し候儀には可有之候得共、下賤愚昧の者等の心得違之無き爲め、猶又今日申渡す御趣承るべく候。

大坂は商業の中心地

一、大坂表の儀は、諸國取引第一の場所にて、諸色の儀土地產物は申す迄も之無く、何れも諸國々積廻り候分、何品に依らず、その筋々の商人共手廣に引受け賣買致し、江戸其外諸國入津の品も多分大坂より積送り、其先々々不足を補ひ、諸色平均相場の元方にて、諸國見競ひ相成り金銀宜しきに付、世俗諸國の產所と相唱へ、引取り多端は所柄に付、國々荷主船頭氣向も相進み、專ら當所を見當に積廻り來り候に付ては、諸色潤澤に及び、高直の品も下直に押移り、諸民の助にも相成り、彌增取引多端に及び、土地の繁榮は勿論大坂より諸國へ積送り候分も、右に准じ手厚に行屆き、

大坂商人の奸計

夫々相持ちに融通宜しく、正路の賣買致し候儀に之有り。右掛引の儀は全く大坂町人共に限り候儀にて、下賤の身分を以て、諸國融通の大要を取扱ひ候段冥加にも相叶ひ、他國の者の及ばざる廉に之有る上は、先前よりの振合を取失はざる樣專一に心掛け申すべき處其儀なく、近來大坂町人共儀、土地の融通諸國の差障をも顧みず、兎角に一己の利欲に耽り、是非大坂へ積廻すべしと見込み候品は、船間を見掛け相場引上げ、追て廻著の期に至り、態と相場を引下げ、他國荷物を踏付買落し、不筋の德用を貪り、或は仕切・替爲銀等の渡方も勝手儘の取引致し、其外不實の仕向を以て手懲致させ、荷主・船頭の氣受に拘はり候に付、國々の者も手段を構へ、再度上方へは積登らず、中國筋瀨戶內等にて途中賣致し、邂逅大坂へ相廻し候ても、直待と稱へ商人共へ荷物預置き賣放さず、又は最寄の手廣く相成る土地の繁榮は申すに及ばず、自然の融通相寬ぎ、諸色潤瀉に至り、身薄の者も今日を安閑に暮し候へば、右積善は必ず銘々の子孫に報い申すべき間、御國恩冥加に存じ、相互に力を添へ產業を誠實に相營み、成るたけ諸色下直に賣買致すべく候。自今以後御觸面を背き、申渡

諸國商人の暴惡

しを相用ひず、不直の取計ひ致し候者相聞くに於ては、用捨なく召捕り、嚴重の沙汰に及ぶべく候間、其節後悔致し候ても其詮之なく、浦著の場所へ積替商ひ致し候分も有〻之仕儀に相移り候儀も心付かず、都て拂底の品を買占め持圍ひ、或は糶賣・糴買致し、剩へ大坂へ入津以前途中へ出張、直段糶上買取り候者も有〻之事の由相聞え、以の外の儀に有〻之、畢竟右等の流弊より大坂へ廻著相減じ、諸色融通せず、直段高價に至り候一端に可〻有〻之。元來大坂町人共儀、右體當所へ積込むべき品を外々にて賣拂候樣成行き候次第、外聞實儀歎かはしく存ずべく候筈に候上は、急度相愼み、以來一時の德用に迷はず、諸國對用の場所と申す本意を朝暮相辨へ、荷主船頭の氣受をも心配致し、銘々深切を盡し、何れにも國々より諸色積送らず候ては、夫々渡世の詮無〻之旨と一圖に心得、取引大切に相勵み候はゝ、荷主船頭共に於ても其實意を感得致し、是迄相廻さゝる品をも此後持込み候次第に相成り、先前の振合に相復り、一般に大坂を目當てに積込み候樣に推移るべきは必定の儀に候。さ候へば彌〻取引き事に付、一同心得違無〻之、わけて申諭候儀に候間其旨を相心得、其方ゝ組合

儉約令に就いての批評

町人へ不〻洩樣可〻申聞〻候。

寅四月十八日

右之通仰渡さるゝの趣承知仕候。

右仰渡さるゝ通り、承知仕候間、依〻之銘々印形を取り、紬は云ふに及ばず、絹縮緬の類は女の手元に置きて日々業とする處の針差に使へる針山をも引きめくり申すべし、又床に掛くる處の掛物にても、聊にても絹切の使ひあるをば掛くべからず〻抔とて觸廻れる町抔もあり。之等は公儀を重じてかく云へる事なる樣にはあれども、之全く公儀へ諂へる事にして、小鮮を煮るの御政事には大に背きぬる事にして、甚しき事と云ふべし。又町家手代共其外召遣の類、妾宅月圍ひ等を悉く狩集めて、最寄々々の會所々々へ役人出張にて、七八十人・三四十人程の手かけ共を引込まる。何れも奉公人又は身輕き身分にて、主人の財寶を盜み掠めるに非ざればなし難き事なる故、嚴しき御吟味ありといふ。又縱へ主人たる者にても、其分限に過ぎて不法なる



三鄕總年寄　渡邊又兵衞
薩摩仁兵衞

盛場の不興

は、其の吟味嚴重なりといふ。又嚴しく仰出されし後、夜分内分にて髪を結はせし者ありしを、十四五人計りも髪結諸共御咎を蒙りて、町拂となりしもありと云へり。又新町の外、島の内・北新地其他何れも廊にあらざる故、衣服は勿論髪(結脱カ)はせぬる事も成難きにぞ、木綿の衣服にて不恙なる髪・身仕舞等故、至て見苦しき事なりといふ。斯様の振合故客自らあらずして、何所も至て物淋しき事なりといふ、心地よき事なり。又芝居役者共を召出され、「當時御改革の時節に候故、役者を止め候に於ては、平人同様町住居致し、何に寄らず渡世致すべし。もし相止めず候はゞ、長町四丁目へ一所に所替致し、悉く髪を剃下げになし糸鬢となるべし、市中の住居交り等決して相成り難き由」仰渡されしといふ。役者等の返答に「私共事年來役者を致し世渡り仕候事故、他に何一つと仕覺えし事なく候故、髪を剃下げ長町へ變宅仕るべし」と御受申せしといふ。先年銀を以て簪手道具の金物抔は云ふに及ばず、器物たりとも之を用ふる事を禁ぜられ、悉く公儀へ御買上に相成り、以來何品によらず銀を以て金物に遣ふ事を御禁制と相成る。　如此なれば金は尚更申す迄もなし、鼈甲

芝居の役者を取締る

金銀唐物の使用を禁止す

長崎商賣不振に就いての口達

も百目を限り、之より以上の櫛・笄・簪等を用ふる事を停止せられしにぞ、何品によらず總て唐物類は之に準じて、高價の品を取扱ふ事御法度となりし故、唐物も其以來は賣捌け難く、其筋の商人も品物を持抱へぬる上に、昨年來嚴しき質素儉約の御觸にて、唐物類を禁ぜられしにぞ、之に懸れる商人共大に困窮し、長崎一統に難澁に及び、當年の上納金一萬六千貫目の内三千五百貫目不足致し、之を上納する事成難く、大に差支へに及びしと云ふ。依之四月廿日に至り御口達にて左の通り仰出さる。

口達

唐船持渡之藥種・荒物買持幷荷物並合引當等に取組候者共、近來賣買を危踏融通不宜趣相聞候。右商賣携候町人は勿論、都て國々にて取捌候者共に至る迄、譬へ公事出入吟味中にても無障可致取引候。若又正銘唐物致所持、或並合引當等に取置候共、妻子に不拘當人計御仕置に成候節は、其品不及闕所、妻子へ被下置候。吟味中、家財を改め封印付候共、正銘唐物に於ては封外に候條、少も無疑念向後手廣に可賣買者也。

再び口達

右の通文化度以來、追々相觸置き候處、右商に携り候者共、取引荷物正銘正路之賣買而已を心掛候儀は申迄も無〻之筋に候得共、右正銘物をも不正物抔と申す浮說に被〻惑、前に觸渡の次第を取失ひ、一體の人氣に縮自然と成行危踏候故哉、今以存込薄く商ひ取組手狹に不融通之趣に相聞心得違之事に候、都て商賣物の儀は、時々興廢は有〻之物に候得共、唐物の內別て藥種之儀は專ら人命に拘候品に付、長く廢候謂無〻之上、諸品共正銘物に於ては、買物並合取組等の儀更に危踏可〻申筋無〻之儀に付、彌、前々觸渡の通相心得、右商賣筋之者は勿論、素人にても同樣無二疑念一銘々見込次第十分出精取引可〻致者也。

再三口達

右之通去る戌年相觸置き候處、此度問屋唱方之儀に付、御觸達の趣申渡候箇條の內、他國へ前金等遣し買留積送り爲二見合一、其處へ圍置候者則占賣に相當り、不正之筋に候間、以後右樣之儀は致間敷候。萬一不二相改一趣外ゟ於二相聞一は、可〻被〻所二嚴科一と有〻之候儀を町人共心得違、唐物賣買筋を危踏候由相聞、以之外之事に候。素々取巧候儀に無〻之捌方模樣に寄、品物手前に買込置追々賣出候儀は勝手次第之儀にて、右類



占賣には不二相當一候間、其段辨別いたし、何れにも賣買手廣に相成候樣との御趣意に基き、先々相觸候通唐紅毛荷物共、正銘之品は聊無二危踏一銘々見込次第出精取引可〻致旨、三鄕町々へ可二申聞一事。

寅四月廿日

口達書

淀川筋人乘三十石船の儀、乘組人數に應じ船足入の定法も有〻之、船宿の者衆々相心得、猥に多人數乘せ不〻申事には候得共、近年水夫の者共直に相對いたし、途中において法外に人を乘せ、自ら船足も入り風波又は出水等の節、度々怪我人有〻之、全く水夫共が猥の働方ゟ事起り、不埒の至りに候。自然難船等有〻之候ては、人命に拘り、其身は素ゟ乘組一同有二難儀一候は以ての外の儀、其節に至り先非を悔い候共、無〻詮事に候條、往來いたし候者衆て其の心得を以て、船宿にて乘合者の外途中ゟ船を呼びかけ、理不盡に乘組み申間敷候。尤も船方の者へも不作法無〻之樣水夫共へ爲二申渡一置候事。

諸士詰賣の來狀

右之趣文化八未年三月口達觸差出候處、年月相立ち忘却之者も有レ之哉、兎角於二途中一船頭と直に相對を以て乘船致し候者も有レ之候故、乘合法外の多人數に相成候。就ては每々難船怪我人等も有レ之趣に相聞え、如何の儀に付、以來三十石船に不レ限、其他過書・伏見・下淀川筋人乘通船の向迚も、同樣相心得、途中乘船決して致間敷候。

右之趣二鄕町中末々迄不レ洩樣可二申聞一事、

右之通被二仰出一候間、町々に入念可レ被二相觸一候。以上

北組總年寄

四月廿四日

江戸より申來り候書付の寫

吟味中差控

佐竹右京大夫　丹羽左京大夫

松平肥後守　六鄕兵庫頭

右は先年ゟ自分額金僞作いたし、其國限り內々通樣（用カ）致置候處、先達て西の丸御燒失に付、御用金被二仰付一候砌、過半取交へ上納仕候處不屆に付、差控被二仰付一候。

差控の處御調之上被レ成二御免一　井伊掃部頭　松平大和守

日光社參に就いての控

右は先達て御銀拜領仕候內、右似金多分交り有レ之候得共、拜領銀の儀に付、御引替願候儀も不二相成一、今以て所持罷在候段、明白に付、被レ成二御免一候。

右は大名の賃銀の御仕置如何可二相成一哉、六鄕兵庫頭儀は家老の悴細工いたし候。夫ゟ外三人遂に見習ひ領分限り通用いたし罷在候由也。六鄕家老悴は被二召捕一當時入牢。

三月廿八日

寅三月來る卯年四月日光御社參被二仰出一候內控

日光御用掛り　御老中　水野越前守・御若年寄　堀田攝津守・御寺社奉行　松平伊賀守・大目附　初鹿野美濃守・御勘定奉行　跡部能登守・同梶野土佐守・御作事奉行　堀伊賀守・御普請奉行　池田筑後守・御目附　佐々木三藏・同榊原主水頭。

日光御供　御老中　水野越前守・堀田備中守・御若年寄　堀田攝津守・遠藤但馬守。

同御留守殘り　御老中　眞田信濃守・御若年寄　本莊伊勢守・御側衆御供　松平筑後守・本鄕丹後守・松平飛驒守・牧野伊豫守・新見伊賀守。

御參詣の節、御往還ともに御宿城被二仰付一、其節銘々歸國

年寄武州岩槻二萬石　大岡主膳・御寺社奉行下野宇都宮七萬七千八百五十石　戸田日向守。

日光御供御祭禮奉行兼ぬる　松平和泉守・青山大和守・本多豐前守。

日光勤番　松平大和守・松平伯耆守・太田攝津守・本多中務大輔。

日光勤番被二仰付一、當時在村に付、奉書御達し　本多兵部大輔・酒井若狹守・戸田采女正・内藤能登守・松平市正・酒井石見守。

日光御在山中於二彼地一火之番　牧野山城守、彦根侯も御供被二仰付一候事。

三月七日より越前守樣より御呼出にて御申渡の寫

日光御宮御參詣の節勤番所

大澤より今市入口　松平大和守　今市より淨石の間古道とも　本多中務大輔　新町口　戸田采女正

瀧尾地藏堂前・同所行者堂道入口・外山遠見とも　内藤能登守　今市より日光へ出口の内に有レ之候奥道とも　松平伯耆守　寂光口・足尾口　太田攝津守

小栗川口　松平市正　龍圓坊坂　酒井石見守　外山臺　本多兵部少輔・酒井若狹守

右之通り被二仰出一候間、何れも申談じ可二相勤一候。

百姓の風俗を改善の令を出す

一。御國入の御大名は、嘸々御物入の御儀と存せられ候。則ち安永の度御參詣の節は、諸色下直にて五萬石位にては、大體に一萬二三千兩づつも入り候由、さ候へば此度は諸色高價故、一入御物入等存せられ候。

一、御宿城に相成候處は、警固の人數計り殘り、餘は家屋敷明渡し、二三里も外へ立退き、嘸々難澁の事と存せられ候。

一、人馬は大相なる事の由、安永の度は供奉總人數凡十三萬餘り、人足は廿四五萬人計り、馬は上馬共にて三十萬計り入用の由、今度は少々御省略にても嘸々□□の御儀と存せられ候。

右は何れも極内々御殿の仰出されに候故、御内覽四月廿二日承り記す

昨年十一月鈴木町御代官築山茂右衞門殿ゟ在御領へ御觸出の寫

百姓風俗の儀に付ては、享保・寬政の御趣意に復古致し候樣、追々仰出され候節に申渡置候處、尚又此度水野越前守殿御指圖の旨にて左の通り仰渡され候。

近來百姓共奢侈に長じ、衣服・飲食共身分不相應に相成り、遠在迄も平日油燈・蠟燭・

儉約にすべき事を覺す

雪駄を用ゐ、少しも手廻り候者は、家作結構に出來、都て農業に怠り餘業に走り、農家不似合の遊藝等致し候者も有之候由に付、自今以後右體奢りがましき者有之由相聞候はゝ、當人は勿論村役人共迄急度咎申付くべき條、兼て其の旨村々へ申渡さるべく候。

關東筋の在々にては、上菓子を製し、又は江戸菓子を商ひ、髪結床は村毎に有之樣成行き來り候趣相聞え候。右體の儀は相止め候樣、厚く世話致さるべく候。

右の通り仰渡され候。此上は厚く相守り、小前の者共申諭し一際立ち候樣相改め申すべく候。上菓子商ひ候儀は、關東筋の振合に准じ相心得、尤も髪結床の儀は市中の組合入又は借株等の仕來りも有之由に付、右は追て尙取調べ可及沙汰條、其旨相心得小前末々の者迄不洩樣可申聞者也。

丑十一月廿一日

在々に於て神事・祭禮等の節色々の品を付け、金銀を費し、人寄せがましき事一切致さず、都て惰弱の風儀相改むべき旨、此丑十二月御觸渡し有之、其の節村方より

伊勢參宮に就いての注意

も申渡し置候處、此節伊勢參宮致し候者、宿元にて留守見舞・跡賑と唱へ、酒肴抔取遣り、其上歸宅の節迎抔と唱へ、船遊山同樣の鳴物を入れ囃立て、迎船等差出し候抔甚だ不埒の事に候。縱令參宮致し候共、質素儉約を相守り、穩便に致すべき筈の事に候。

右等の儀は前文仰出され候御觸に相背き恐入り候儀に付、若し右樣心得違ひの者之あらば、見合せ次第用捨なく御訴申上ぐべく候間、心得違ひ無之樣銘々致すべく候。以上

寅三月十六日

伊勢參宮等の儀差留候筋には無之候得共、今年何方も奢侈に超過いたし、惰弱に流れ風俗を失し候に付ては、一同質素節儉を第一に心掛け、古來の如く質朴の風儀立直し候樣、去年以來別て厚き御趣意の次第も被仰出候に付、其の度々相觸置候處、百姓共大勢申合せ揃ひし衣裳など拵へ、又は參宮の者共送迎へと名付、是を以て大勢申合せ提燈又は幟等船に相立て、堤川〔淀カ〕筋を上下致し或は最寄に合ひ、無益の酒食

家持借家人に對する布告

等を致候趣も相聞え候は、不埒の筋に有之候。支配所の者共若し右體の所業に及び候者有之に於ては、見掛次第差押へ吟味の上科を可申付候。彌々銘々信心にて參宮いたし候て、可成丈質素に致し、兩三人申合せ參宮可致候。勿論右の通申渡置候上は、其の村役人共急度心を付、堅く申諭し、若し不取用者有之候へば、早速訴へ出可申者也。

寅三月廿二日

此間町奉行樣より御觸渡し有之候に付、家持・借屋共會所に於て、請印取置き候處、尙又御役所樣より右の觸渡相守候樣左の通り

右の趣今度市中續き支配所村々迄も町奉行所より被相觸候上は、右市中續は勿論相隔り候村々迄も、右に准じ同樣に相心得、違失無之樣可相守は勿論に候得共、御料所の儀は先達て江戸表より、別段に被仰渡候。其度に相觸候趣も有之。一體百姓の衣類、庄屋は妻子共絹・紬・綿の外百姓共木綿計り著用致し、此外の品の儀は襟帶等にも致間敷候。この儀は勿論、其外の品々御制禁の段は、前々より相觸置き候通りの次第に候上は、猶粗服を著し、髮・月代等も可成丈銘々自身に取計ひ、妻子等は右に准じ是又同樣に爲取計、女子髮結と唱へ候類は素より差止め、男髮結にても可成丈相減じ、髮結は差止め候樣致度き事に候。猶又遊藝等の類に至り候ては、たとへ是迄土地の仕來りにて有來り候共、右は素より御制禁の儀に候へば、以來は別けて相禁じ、御料所內御取締一と際目立候樣可取計は勿論、市中續の儀、右髮結其外旅籠屋幷に酒屋又は茶屋女と唱へ候女子、市中の者より借請け酒食商ひ候類、元來町奉行所に於て差免し候分は追々及沙汰候迄、先づ是迄通り取計ひ、其の外市中へ引合無之分は、前書の通り相心得、夫々取計ひ、若し村役人の申付を不相用、心得違の者有之候へば、早々可訴出候。右の趣相觸候者也。

寅四月廿四日

世上一統何時となく奢侈に推移り、一同困窮に及び、兼々仰出だされ候御取締も相弛み、四民共難儀に及び候に付ては、追々厚き御仁政の御沙汰仰出され候事に候へば、銘々一同有難く存じ、重々仰出され候趣、固く相守り申すべ

きは素よりに候へども、尚又左の通り沙汰に及び置き候。

被物を倹約にすべきをさとす

一、支配所の内軽き百姓は素より、譬へ庄屋其外相應に相暮し候者とても、先達て申渡し候通り、以來衣服の儀は木綿布等相用ひ、假にも縮緬・羽二重・龍門様の品柄は、襟・帯等にも相用ひ申さず、其餘は右に准じ取計ひ申すべく候處、中には是迄百姓不似合の日傘相用ひ來り候者も有〻之哉に相聞え候。右は先達て同様申渡し候通り、古來百姓の風俗、髪結は藁を以て束ね、雨天には簑笠幷にわらんぢ等相用ひ候事に候上は、是又以來は日傘等は一切禁じ、菅又は竹の皮にて相仕立て候笠相用ひ申すべく候。尤も今度人民の難儀を厚く御厭ひ被〻爲〻在、品々御取締向仰出され候事に候へば、手附手代は素より、自身儀も御用の透きを見合はせ、市中續き村々の儀は不時に見廻り、追々觸出候趣に相背き、如何體の者と見受け候分は、用捨なく召捕り急度吟味に及ぶべく候。其の段兼て相心得申すべく候、

俄騒を禁止す

一、先達て伊勢參宮の儀に就ては申觸れ置き候趣も有〻之候處、山上と唱へ候大峯、其外參詣に付ては申合はせ、小幟等を相立て、又大勢一と纏に相成り、騒ぎ歩行候者も有〻之哉に候。是又不埒の事に候條、以來右體の儀相聞くに於ては、其村々名前をも相糺し呼出し、急度吟味に及ぶべく候。

右之通り相觸置き候上は、以來如何様の儀有〻之候とも、急度用捨なく吟味に及ぶべく候條、其旨を相心得べく候。

寅四月八日

築山茂右衛門御役所

右は在料福島邊の御觸なり。

株式暴亂

一、難波邊には西瓜・茄子・胡瓜等の早く出せる作り方を禁せられ、總て有用の物計りを作るべしとの御觸にて、是とは大同小異なり。餘りくだ〳〵しければ、之を寫し留むる事なし。江戸・京・大坂在御料との御觸を記し置きぬれば、之にて當時の有様を知るに足れり。餘は推して知るべし。

京都三月上旬以來御觸書の寫

一、此度問屋と唱へ候向、都て諸向株札を以て、仲間組合の類幷貸付諸會所總潰れに相成り、尤も諸商ひ物是迄御制禁の外は、何によらず素人共賣買勝手次第たるべく候。尤も諸株札御定印の歩、悉く先日御奉行所へ返上。

金錢兩替屋・酒造屋・○米相場米商賣人・○藥種唐蘭仲間・和製砂糖屋・竹材木屋・古道具古銅・本屋・古手屋・質屋・朱座仲買・○禁裏御用魚取扱・金銀座支配商賣人・○金錢延商賣仲買・旅籠屋・茶屋・○風呂屋・但湯屋にては無之床髮結・諸川船・高瀨川筋・保津川筋・通し日雇請負。

右數々の向は商賣立置かれ候へども、株仲間組合等相唱へ候儀は、此度總破れに相成候。○印の向は追て御沙汰せらるべく、幷に高瀨川筋・保津川筋・桂川筋等諸運上此度御免仰出され候。

冥加金免除

一、諸向御冥加金運上等悉く御免仰出され候。

衣服の華美を制す

一、近來奢り超過致し、尤も華美の衣服を著飾り候分不相應の品物取扱ひ、町家の者共茶事を習ひ候に付ては、高金の道具茶器賣買致し、心得違ひの次第、但茶の湯御差留にはあらずと心得候。

奢侈を禁ず

一、高金の衣類・櫛・笄・鼈甲・金銀の類停止、町家の分は衣類成るたけ目立たざる樣、譬へ紬・木綿たりとも、當世の目立ち候染抔の類相成らず、さりとて目立たずば縮緬・羽二重の類苦しからずと申すにもあらず。

管絃の禁

一、三味線・琴稽古の儀は、瞽女・法師に限り候儀は、女稽古相ならず但淨瑠璃の儀は古來御沙汰無之候

飲食店の制限

一、市中に於て、料理屋と唱へ入れ寄せ致し、或は中宿又は遊所への便利の筋、御停止。但ありきたりの料理屋・仕出屋の向は、是迄の通り御免。

亂らなる女の禁

一、隱賣女は勿論、町舞子抔にても紛らはしき所行の者は、御吟味の上嚴重に仰付けらるべき事。

町人に質素を勸む

一、町人の分は縱へ大家・小家・舊家・雜家に拘はらず、町人は町人の分にて一體の事に候間、自他に構はず銘々相愼み、質素儉約を相守り候べき事。

裾をからげて横行するを禁ず

一、近來女房・娘等市中へ出行くにも、裾をからげ、物好の裾除を致し、不遠慮に横行致し候は、京風の姿振を失ひ、淺ましき風俗に推移り、不埒の儀に候。向後市中横行に裾をからげ候儀、相成らざる事。

髮飾の制限

一、女髮結嚴しく御差留仰出され、幷に髮飾縮緬の色切を用ひ申すまじき事。但男髮結床は御差置きに候へども、結ひ賃成丈直下に致すべき樣仰渡され、一統に廿二文の定に相成り候事。

御觸に違背せざる旨を悟す

人民の誓書

右個條あらまし斯の如し。尤も御觸文の綴りに拘はらず、大意を記るす。

去る三日組與力衆々御手分を以て、町向へ御出張、右享保・寛政度の御觸面の御趣意幷に今度三箇條を以て、最寄町役の者を御呼出し有之、厚き御利害を以て、古來の風俗に復り候樣仰渡され、銘々一町限りに心得違ひ無之候樣申諭し、油斷なく吟味に及ぶべし。若し御趣意に相觸れ、御觸面を相用ひざる者有之候はゝ、用捨なく本人は勿論、年寄組役の者迄嚴重に御咎の御沙汰に及ぶべく候條、後悔致さゝる樣取計らひ申すべき事。

右御沙汰によりて、兩替町一町中承伏連印取之個條左の通り、〔但し町役方へ取置候事〕

請書

一、御公儀樣より先々仰出され候御制禁、御觸書の個條幷に去る丗六月に仰出され候、享保・寛政度の御觸書の趣、尚又追々御觸源しの御趣意、一々奉承伏候。

一、忠孝第一に相勵むべき事。

一、家業出精、商賣正直に仕るべき事。



一、身分を量り相辨へ、諸事質素・儉約を相守るべき事。

一、子弟召遣の者へ善行申諭し、憐愍を加へ、和合をなすべき事。

一、佛事年回の儀は、供用の儀に候間、可相勤事に候得共、分限内端に可取縮事。

一、吉凶臨時の事共は、成丈け質素節儉相守るべき事。

一、華美の衣類用ひまじく、官服に相用ひ候地物・綾錦織物・縮緬・羽二重・或は唐物類は勿論、總て町家不相應の品柄、幷に髪飾金銀の類鼈甲等、娘・子供に至るまで、縮緬抔の色切を用ふまじき事。

一、娘・子供に至るまで、往來に裾をからげ、横行いたすべからず。既に縮緬其外華美好みの裾除け相用ふまじき事。

一、女髪結を出入致させまじく、娘・子供には髪結を習はせ、女の所作を相稽へさせ、幷にあさましき姿振を致さゞる樣、風儀を相稽へさせ申すべき事。

右個條の趣、一々堅く相守り申すべき事。

近來世上の奢りの超過致し分限を辨へず、假初にも華美の衣類を著飾り、高金の

天保十三年雜記

道具類を取扱ひ、自然と自業の難儀に及び候族も有之、不便の事に思召され、此度結構有難き御趣意を以て、享保・寛政度の御觸書を以て、古來へ復し質素儉約を相守り、安らかに渡世相成るべき旨相愼み候樣、追々仰出され候處、今以て風儀相改めざるは如何の事に候。此度の御下知に依て、御役方樣態々町向へ御出張を以て、町役の者を御呼出なされ、向後心得違ひ致さず、質素儉約の御觸面の御趣意相省かざる樣、一町限りに申諭すべき旨仰渡され候。若し此の上相背く者有之に於ては、本人は勿論町役の者迄、用捨なく嚴重に御咎に及ぶべき御沙汰の旨、其の時後悔致さざる樣の厚き御利害に御座候趣、一統承知し奉り候。全く御慈悲有難き此度の御趣意、一急度相守り、但質素儉約諸事相愼み申すべく候。依て承知御受印斯の如し。

京都與力閉門

一、京都御組與力入江氏・七竈氏入牢仰付られ其の外與力の衆の内歷々の方兩三日閉門仰付らる。入江氏の掛に付、町家の向大家兩三軒此度御吟味の儀有之、牢舍仰付られ、近町に於いて井善糸店も右の掛りに付、表を閉ぢ名前人御預け仰付られ候。竹屋町・兩替町東へ入る兩替三善も。右掛り之ある由にて此節表を締

物價を調査す

盛場の取締

められ候。

一、諸商物につき手廣に渡世の銘々は、一々御召出有之諸品の元直段と賣買、御調べ最中にて、諸品値下げ致すべき樣仰渡され候。

一、町舞子其外町住の女娘の中、紛らはしき行體の者等、數人召出され、御咎或は町預等に相成候事、幷に妾宅拵大にやかましき趣にて、こそ〳〵立去り候向も有之候。

一、遊所向は祇園新地を始め、所々共に三月晦日より漸く行燈を引籠め、五六日休業相愼居り候處、四月十日過に新地の遊所向業體御免被仰出候。新地中にて藝子乍ら賣女同樣の身持ち抔の者、凡七十人餘り御咎或は御預等に相成候由に御座候。

生業（すぎはひ）御免には成り候得共、一席に藝子二人を限り、夫れすら長席は相成らざる由、藝子衣類も紬・岸縞の類に限り候由、同じく取扱の店々は潰れ廻し、男は悉く所拂に相成候。小茶屋の向漸々行燈に名前屋號を除き、三味線糸・木綿糸・樂類の看板を行燈に書記し、夫々商賣名にして忍び〳〵の生業を致し候由にて、繁華の場所柄淋しく相成候事。

驕奢を戒む

美衣を纏ふを禁ず

一、市中男女の趣は大に品替り、開帳詣り或は他行にも紬岸縞又は小紋絹位に限り、帶は繻子抔を限りに見受け候。履物に天鵞絨の鼻緒縁取抔は矢張ちら〳〵と見かけ候。衿・袖口に縮緬色切も同樣に候。是等も時に取りては不心得に御座候。此の儀あらまし申上候。

一、昨年以來御觸有之候華美の衣服・女髪結・籠甲櫛・笄・簪等決して相成らざる趣仰聞けられ候處、其當座には相守り候樣に相見え候へども、當春以來何等の心得違ひなど華美の品相用ひ候族も相見え候趣、候哉、元に立歸り美服を著致し、髷くゝりなど華美の品相用ひ候族も相見え候趣、御所司代樣・初御奉行樣にも御見當り遊ばされ候由、又は此度御利解候は仰聞けられ候間、篤と承知致すべく候。全體町人共は何と相心得候や、御上には厚き有難き思召にて、世上一統暮しよく相成り、何れも家名相續致候樣との思召、夫を如何心得候哉、天下の法度は三日法度抔といふ者も有之趣相聞え、又中には三百目の衣類抔へても苦しからず、畢竟之迄有來りの古き物は、買ふよりは先づ之を著う、此羽織は有合せ故大事あるまい、又此位帶は目立たぬ故仕てもよい抔と道理をつけ相用ひ候も相聞え候、甚だ以て不埒の至り、疾くより御捕へにもなり、御咎にも相成る筈の處、格別の厚き思召にて、又候御利解仰聞けられ候。衣服三百目と申すは、上々樣の事、下々も右に准じ申すべく、縦令侍・町人に限らず、身分相應と申す事にて紬木綿にても、目立ちて派手なる染模樣など、決して相成らず、又先達て銀物等夫々御調べにも有之候處、未だ隱置き候哉にて、簪などにも有之候やにも相聞え候。是等は甚以て不埒の至り、此後心得違ひ致し、御觸れの趣相守らず、華美の風俗致し、髪飾等華かなる物相用ひ候はゞ、最早一人として、萬人の妨に相成り候故、見當り次第無據御召捕に相成り、重き御咎仰付けられ候間、此の段能々相心得申すべく候。元來此の御趣意を何と心得候や、中には畢竟「此方が金にて此方が拵へて著るのぢや」抔と申し、縮緬・絹物は相成らず候へども、取敢ず青梅糸入縞抔拵へねばならぬ、さ候へば、差當り物入抔といふは大に間違ひ、是まで有合せ候木綿縞にて事濟む筈の事、何を拵へねばならぬといふは、御趣意にはづるゝといふもの、既に此の節關東にて御大名が綿服を召せば、町人共何も著る物がなき位の事、其の

町人の中には家土藏を持ちたる町人もあり。今日暮しの者もあれば、其の町人に二通りない故、私は大家故此位の物は著ても大事ない抔といふは、心得違ひ、大家・小家とも曩(はれ)著は紬を限り、平生は綿服・紬、華美なる物は相成らず、只目立たぬ品(ひん)よき染物著るべし。扨又此の位に御利解仰聞けられ候はゞ、男は大體承知も致すべく候へども、妻子・娘抔ある者は、宿元へ歸り申聞かせば、有難き思召なれども、向ひの誰さんは何の帶をして稽古屋に行くちや、隱の娘さんは何の著物を著て行かしやる故、娘丈は附合ひもある故、此の位の著物は大事もあるまいと云ふは、親心は中にも、道理を付けて、著せる者もあるさうな、扨又大家の內には、折角此の小袖を拵へて、一度は著せたい抔と言ふ者も有りさうな物、併しながら爰を能く承知すべし、小袖は僅か知れた物。夫れを著せ遣る者自然御召捕に相成候はゞ、家土藏は申に及ばず、御取上に相成り、又借家の者も諸道具迄も取上げられ、其所にも居られぬ樣に相成り候。著物位に代へられぬ事ではないか。元來此の御趣意と申す者は、何も御上の爲では少しもない、下々町人共よくなる樣と思召にて、諸株もゆりて諸



事下直に相成候樣、下々暮しよくなる樣の有難き御趣意、その御趣意を心得違ひなき樣に相守りさへすれば、其家も繁昌して子孫に相續する。其の子孫永々相續する樣との厚き思召故、町分能々申合せ、聞占めざる者は西御目附方へ申來るべし。且又此間も仰聞けられ候通り、近頃世上一統女の風俗甚だ惡しく、兎角賣女の風俗を見倣ひ、假初にも市中步行くに、裾をまくり、裾除け湯卷など緋縮緬、又は縫模樣抔華やかなる物を致し、上は締抔して步行き候段、甚だ賤しき風俗にて、京都の町人共の風俗に不似合の趣、御所司代樣・御町奉行樣も歎かはしく思召す。元來裾除けといふ物は近來の物にて、裾の切れぬ樣に致す物、それを今日は曩物に相成り、著物より高金の物を致す樣に相成り心得違ひ、今又裾除・湯卷抔ほら〳〵と出し、又は上締抔(うはじめ)致し、裾をまくり市中を(行く脫カ)賤しき風俗を見れば、粹ちやの仇ちやのというて、あしき風俗を好み、又おとなしき上品の者を見れば、あの人はもつさりちや古風ちや抔いうて、笑ひ者の樣になつたは、皆心得違ひ、元來湯卷といふ物は膝限りの物にて、人にほら〳〵出して見せては失禮、見すべき物ではない筈の物、今でも御所樣にて

は女中方、皆膝ぎりの湯巻して御座なされ候。左樣あるべき筈の事、湯巻抔ほら〳〵出すは賤しき賣女の致す事にて、町方の見做ふ物ではない。此王城の地は諸國より、京參り抔いうて來る所なり。別して上品の人柄でなければならぬ筈、それに心得違ひ致し、粹ぢやの仇ぢやのというて、賤しき賣女の體に風俗を見做ひ候段、御上にも甚だ歎かはしく思召す。此已後湯巻出さぬ樣、假初にも裾まくり歩行致さぬ樣、縮緬抔決して相成らず、只上品を見做ひ、賤しき風俗に相ならざる樣心得、御趣意を守り申すべく候。先刻も申す通り、此後裾をからげ、裾除・湯巻抔出し、歩行き候者は、見つけ次第御召捕に相成り、本人は勿論家内又町役人迄も嚴しく御咎仰付けらるべく候間、町役人共より篤と申聞けらるべく、用ひざる者は西御役所御目附方へ早速申出づべく候。等閑に致し置き、自然召捕に相成り候ては、當人は御趣意背き候事故、自業自得と心得候なれども、町役共その者の爲に、大に迷惑難澁御咎をも蒙り候ては、甚だ難儀に相成候事、篤と申聞け不行屆の儀は、役の無念に相成候事。尤京都計りにてはなく、世上一統の事、又上の町は是程迄は言はしやらぬと、外





京都市民への御觸

美衣を纏ふを禁ず

町を手本にならぬ。其の町々一町限りに申堅め申すべく候。追て召出し申堅めよき町は、御ほめの御言を下され、申堅めあしき町は、御叱りを承り候事。

右三月廿一日、年寄共三條大橋會所へ御召出しにて、西御役所御目附方仰付けらるゝ聞書の寫なり。

同三月廿八日京都市中へ御沙汰成され候次第

一、衣類男女とも、總て綿服に致すべき事。　一、縮緬類襟・袖口にても無用の事。

一、祝儀の節、其外禮服紬類相用ひ候ても、苦しからざる樣仰付けられ候へども、之とても流行の染は、伊達なる縞物は相用ひ申すまじく候。木綿たりとも右同樣に相心得、何分質素に相成るべき樣致すべく候事。

一、唐物類一切著用致すまじき事。

一、女の裾除け華美なる品無用の事。

一、女共髪の飾り、縮緬は勿論、木綿・紬にても無用、縦令紙たりとも目立ち候物は、相止め申すべく候。とんぼ尺長に致すべき事。

一、銀物は都て相成らず候儀は勿論、鼈甲類無用の事。縦令金粉たりとも、伊達な

からざる物を禁す

る品相用ひ申すまじき事。

一、茶湯・謡講・琴・三味線さらへ講無用の事。　一、浄瑠璃端唄稽古致すまじき事。

一、女髪結無用たるべく、自分に結ひ申候様相嗜み申す事。

右の通り相守り申すべき旨、昨丑二月以來御改正の御沙汰一統有難く奉〻存〻べき事に付、必ず心得違ひにて迷惑難儀など噂仕り候者有〻之候ては、實に恐入り候に付、御趣意有難き事に深く奉〻存〻べく候事。家内若年幼少の者共能々相諭し申すべき事。

町民の誓旨

右仰渡され候趣、堅く相守り申すべき事、依て一統連印如〻件。

一、遊女町は祇園一力計り、其外不〻相成〻候。伏見海道猿餅、尤娘御差止仰付けられ候。

一、暮し方中分以下の娘、琴・三味線の稽古を相止め、其代りに髪結を習はせ、縫物・洗濯・飯焚かせ申す迄、專ら親どもより教へ申すべき事。

堺御演舌書



士農工商の本務を諭す

昨年來質素儉約の御趣意仰出され、誠に大金の冥加をも御免除なし下され、諸株諸仲間停止、諸色直下げの儀等追々御觸有〻之、猶申諭候條々、町人共御趣意の程篤と會得致すべく候。都て諸民御救ひの御仁惠有〻之、斯く安穩に家業を營み、家内眷屬世を渡り候は、全く有難き御治世の御蔭にて有〻之、前々亂世の有樣當今見及び候者は無〻之とも、熟々考合はすべし。其上格別御沙汰の數々、悉皆其の所々への御垂憐にて、冥加の程片時も忘却致さず、御國恩を其程々に報い奉るべき事に候。抑〻士農工商の四民は、甚だ大切なる者にて、一つとして無くて叶はぬ事、先づ士たる者は太平の御代には忠義を盡して君上に仕へ、世の中亂るゝ時は一命を捨て馬前に討死して、君恩を報ずるを操とし、農たる者は田畑を耕し、五穀を始め食物を作り、霜雪の寒きに堪へ、炎熱の暑天に苦しみ、婦女は糸を繰り機を織り、夜も安く寢ず、工は器財を作りて有用を足す。されども農工の二つは、身力を勞して益を得る事薄く、貧して窮する者多く、商たる者は有無を通便するを專らとする者なれば、時勢に依りては利倍の得益眼前にあるを見れば、稍ともすれば欲情の爲に覆はれ、

商人の奢侈を諭す

奸曲の思慮を發起し、不正の事を行ふ輩も有之、(誠カ)是に恥づべきの至りならずや。能々我身を三省して夫々の職業を務め、正路を守るべき事、專要に心掛くべきなり。扨又衣服・飲食類等、前々より有來る品柄にて事足り候處、一世の流弊とは申しながら、自己の分限を忘れ、驕侈の心より有ふれ候物を嫌ひ、無益に手を盡し候好を付、猶も增長致し、便利の都合は餘所に相成り、寄品を搜し、何事も價高きを賞翫致し候の樣に成行き、元々節儉の故に用ひ候品も、流行の爲に伊達の趣意に引替へ、今日の儲けを顧みず、分外の散財を致し、終に困窮に陷り候者等、先祖傳來の家名を穢し、妻子を迷はせ候は歎かはしく、此上もあるべきや。何れにも分限を辨へ、質素を守り儉約を用ひ、家業繁昌彌增し候樣致すべく候。商人共は其品の相應の利分をば取り、家業永續致し候樣丹誠致すべきは勿論に候處、追々邪欲を構へ、高利を取るべき術のみに心を凝し、得意先へ薄情に仕向け候故、買先きにも實情薄く、拂方萬端等閑に成行くべきは自然の道理、或は內々申合せ髮の飾・衣類等恰好染方、其の外段々異樣に仕立て、道具類に至る迄時々の流行を申觸れ、又は華美無益の結構を飾り、辨へなき諸人を惑はし高利を貪り、其以前賣渡し候品賣戻しの談受け候へば、流行に遲れ候抔と申成し、格別直段引下げ候族、奸計の商振りにて不埒の儀、縱令一旦得分有之とも、當座の儀にて永續の渡世には相成らず、苦々しき儀に有之候間、隨分諸色質素なる物を仕入れ、高直に無之品を薄利を以て賣出すべし、さ候へば丹誠次第に(脫ア ルカ)買人相擧り、漸々商ひ手廣に相成り、却て手段致し候ゟ得益增し候は必定に付、右等の宜しからざる風儀を改め、正道に導き遣らせ候御趣意の程、努々(ゆめ〳〵)容易なる儀に心得ず、常に世上治變の歡苦を考合せ有難き御世を恐れ、奢を止め儉約を守り、相應の貯を心掛け、借金は相對通り返濟致し、代銀は速に相拂ひ、人情義理を缺かざる樣身の立行に心を配り、商人は各正路に賣買致し、家業繁昌に及び土地一體に賑はせ、彌增港の勝地と仰せられ候樣に仕成すべし。是れ御國恩を報じ候譯に有之、右の通り趣意は引分け相諭し候へども、凡商家のみ共申すべき所柄の儀、相互に丹誠に及び候へば、滋潤も面々相酬い候間、以來成丈衣類、其他餘所より入込み候商人の品を求め候より、土地の物を買ひ候樣致し助合ひ、謹で御趣意を守り

候はゞ、則ち家祖への孝道、其身の安氣の基にも相成候は、必然の道理に候條、家族召仕へ者、主人の子へはその親より教示せしめ候様致さすべく候。右迄申諭し候ても心得ざるの族有〻之ば、嚴敷沙汰に及び候。尚又年若の者等家業に怠り遊興に耽り候儀あるまじく、其の中にも江戸唄と唱へ候謡物、又は男子の身分にて、女子の舞踊の體を稽古致し候者共有〻之由、右は近來の流行にて、風俗幷に行跡も惰弱に成行き、甚しきは歌舞伎役者をまねび候所行の者も有〻之様相聞え、如何はしき次第に付、遊藝の内にも右等は宜からざる儀に候間、以來嗜み相止め候様、是又身寄・所役人等世話致し遣るべく候。

右の通り市中末々の者迄も行屆き候様、其方共厚く申諭すべく候。

寅四月

口達

## 博奕を禁ず

博奕・賭の諸勝負、前以て御法度に候處、近來一統に相緩み、武士屋敷・寺社又は茶屋・辻抔に於て、右體不埒の儀致す者有〻之趣相聞き候に付、以來右體の儀有〻之候はゞ、吟味糺の上掛合（かくりあひ）の先々迄も、用捨なく相糺し仕置き申付くべく候。尤右體の儀有〻之ば、奉行所へ訴出づべし。急度御褒美下さるべく候。同類の内たりとも訴出で、自分の舊惡を相改むに於ては、是又御褒美下さるべく候。

右の趣天明九酉年相觸れ候處、近頃猶又武家屋敷内或は寺社町等にて、右體不屆の儀致す者有〻之趣相聞え、既に追々召捕り候者も有〻之、畢竟等閑なる儀如何の事に候。以來武家屋敷内末々長屋等に至る迄、嚴重に申付け、油斷なく相改め申すべく候。尤も寺社在町等も一統同様相心得、入念に申すべく候。右の通り享和元酉年觸知らせ置き候處、年月經候故哉、近來武家屋敷内幷に寺社在町辻合にて、博奕・賭の勝負致し候者有〻之由相聞え候に付、彌〻穿鑿を遂げ、右體の者有〻之に於ては用捨なく召捕り、嚴しく申付くべく候間、其段町々家持・借家人どもは勿論、召仕下人等迄も急度相守り、聊か心得違ひ無〻之様、銘々家主又は主人等より嚴重に申付け、役人共も油斷なく精々相改むべく候。

右の趣三郷町々末々迄も、洩れざる様申聞け置くべく候事。

溫室栽培を禁ず

寅四月廿九日

野菜物等季節到らざる内、賣買致すまじき旨、前々相觸置き候趣も有之候處、近來初物を好み候儀增長致し、殊更料理茶屋等にては、競合ひ買求め、高直の品調理致し候段不埒の事に候。譬ば胡瓜・茄子・菜豆・豇の類、其外もやし物と唱へ、雨障子を懸け芥にて仕立て、或は室の内へ炭團火を用ひ養立て、年中時候はづれに賣出し候段、奢侈を導く基にて、賣出し候者どもゝ不埒の至に候間、以來もやし初物と唱へ候野菜類、決して作出し申すまじき旨、在々へも相觸れ候條、其旨を存じ固く賣買致すまじく候。尤も魚鳥の儀は、自然の漁獵にて賣出し候は、格別人力を費し、多分の失却を掛け飼込み仕立て置き、世上へ高價に賣出し候儀は之亦堅く相成らず、若し相背き候者有之に於ては、吟味の上急度咎申付くべく候。右の通り町觸申付け候間、御料は御代官、私領は領主・地頭より相觸るべく候。但在所の品前々より獻上の類は、唯今迄通り心掛けらるべく候。右の通り相觸れらるべく候。

右の趣江戸表より仰下され候條、此旨三鄕町中可ニ觸知一者也。

京都所司代の訓諭

寅五月三日　石見遠江

京都町々町役の者共五月二日御召出しにて仰渡され候書付の寫

今般御改正に付、御制禁の品々又は菱垣廻船問屋御差止め、都て組合仲間問屋等御停止の儀に付、江戸表より仰出され候趣、幷に當地の流弊相改めさせ候廉々、追々觸知らせ、尚著類等の儀は、組町廻りの者より申諭させ候。物價引下げ方は賣人共を呼出し申諭し候處、市中の者共衣食を始め、追々只今迄の風儀を改め、物價も次第に引下げ候趣も相聞え、一段の事に候、元來當地は風俗厚く、人氣も浮華ならず、他國にて羨望候由の處、何時となく奢侈の風に推移り、物價も引上げ候事にて、其の一端を申さば、輕き者共縮緬・羽二重樣の物を著用し、天鵞絨を襟又は鼻緒にし、美肉を食用にし、家作向き抔結構を相好み、身分を顧みず不相應の事ども心付かず、總て右類の事にて互に華美を競ひ、自ら暮し方も手張り、表向より内證は困窮し、職人は手間賃を增し、商人は利分を貪り、次第に人情輕薄になり、風俗を頽し都下の衰微歎かはしき次第にあらずや。今般仰出され候は、世上の奢侈を被禁、儉約質素

華美の風俗を防止せんとす

暴利を貪るを禁ず

所司代訓諭の條々

人倫の道を勵ます

に復し、萬價の引上げたるを下落し、輕き者迄も暮し易き樣の御上意にて、御仁惠の程有難き事にて、市中の者共彌〻相競ひ、舊習の流弊を改革し、御國恩を忘れず、衣食住とも其の分際に安んじ、總て儉素を守り、家業に精出し、職人は成丈け手間賃を引下げ、商人は隨分薄利に賣買し、何れも一己の利潤、自他の見競に拘はらず、互に相勵み諸色際立ち引下げ、金銀融通の引合方等、不實意無之樣、彌〻手廣に致すは勿論、銘々孝悌の道を厚く相守り、子弟を敎育し家內睦じく、子孫永久相續相成り候樣致すべく候。是迄追々觸知らし置き候趣も有之候へども、猶必得違ひ致さぬ樣、右の趣申渡し置く事に候間、此上表には儉素を見せ候ても、內證は奢侈を改めず候か、又は奢侈の品を仕出し候か、又は商ひの品の直段は引下げ候ても、算勘の利欲に趨り、品物を劣らせ、目方を減じ形を小にし候樣にては、不埒の事に付、左樣の者もあらば召捕へ罪科に處すべく候間、決して心得違ひ致すまじく候。此旨町々の者共へ篤と申聞かし、裏借屋の者迄も篤と承知致し置かせ申すべき事。

一、扇・團扇の手籠り候品。　一、女髷絵り紙にても手籠候品又は目立ち候品類。

儉約令の影響

一、手拭・前垂等に物好きなる染模樣の類。

一、挑灯の火袋紅の彩色、又は上の方墨にて塗り、其の外手籠り仕立てたる類。

一、花火線香類。　一、甕び人形類、小さく候ても手籠り候品。

一、女の履物の鼻緒に絹類を用ひ候儀、其外物好に拵へ候類、又は男女共塗下駄類。

一、生肴・鹽肴・野菜・干物類、其外何品に不寄店商の品は、夫々直段札出置可申候事。

一、男は日傘を相用ひ候儀、女は羽織を著用致すまじく候事。

右の類は勿論、この外手輕の品たりとも、無益の工手間懸り候品を仕入れ、賣買致すまじく候。併し御所の御用等は格別の事。

五月五日雨、辰の下刻ゟ止む。質素儉約嚴しき御觸れ故、衣服に事缺く者多きと見えて、道に歩行く者も至つて少く、世間至つて物淋しき事なり。偶に往來せる婦人の髮は、之迄髮結に結はせて自身結ひし者なければ、其の見苦しき事甚しく、外に出でざる婦人を見るに、家毎に何れも髮結ひしはなく、大抵は梳髮なり。不埒なる事といふべし。

妾・月圍ひ・隱賣女等の御吟味、先月已來嚴しくして呼出され、召捕られし者仰山の事なりしにぞ、之に掛合ある處の男等何れも召出され、中には歷々の身分、六十餘の老人抔も少からずして、何れも大に赤面せしといふ。斯樣の御吟味よりして、大坂中の寺院の僧徒、女犯不如法の事ども悉く分明なるにぞ、坊主共大勢召捕らるゝに及ぞ、其餘未だ召捕にならざる者も銘々身に覺之ある者共なれば、殘らず影を隱し出奔し、大坂中の寺院に殘れる坊主とては、極老と幼き小坊主のみにして、悉く明き寺となりしといふ。一と頃は伏見街道などは駈落の坊主引續き、著の身著の儘にして逃げけるもあれば、片足に草履、片足にわらんぢを穿けるもあれば、素足にて走るあり。中には程よく身構せしと見えて、荷物澤山に背負ひて、步行捗らぬ者もありて、その慌て狼狽し樣の可笑しかりし事なりといふ。

妾・隱賣女等を檢擧す

大坂僧徒の失態

## 覺

去る戌年御觸達しの候通り、百姓町人等金銀の品持扱ひ候儀停止に付、是迄心違ひ所持致し居り候分は、右品金銀座にて買上げ相成候間、不レ隱置一差出し可レ申旨、同十月中申渡し、夫々取集め差出候儀に有レ之。然る處其節置所等不レ相知一分、追て見當り候得共、後難を恐れ其儘隱置き、今以て差出遲れ候者も不レ少哉に相聞え、重々心得違ひの事に候。其上此度質素節儉身分愼方等の儀、追々御觸達の趣も有レ之、旁々右出し遲れ候金銀具、早々差出し可レ申候。右に付御咎の儀は勿論、及二察當一候儀も無レ之候。尤大細工物の儀は何れ混り物も可レ有レ之候。就ては全正金銀相當の代銀にては、可レ致二難澁一に付、先達て申渡候通り爲二手當一、右代銀高に應じ、餘分の銀子相渡し可レ遣候條、聊にても金銀の品所持の者は、不レ押包一、早々差出可レ申候。若し此の上にも隱置き候儀、外より於二相聞一は、急度可レ令二沙汰一候。右の趣一町限所役人より申諭し軒別に取調べ、差出方の儀は右戌年の振合を以て取扱ひ。當五月中差出し可レ申事。

通貨引替に就いての注意

寅五月八日

右被二仰渡一候金銀具の品取扱ひ候儀は、御法度の趣慥かに承知仕候に付、若し隱置き候由後日相知れ候はゞ、私共如何樣とも曲事被レ爲二仰付一候、爲二後日一判形仕

問屋仲間に對する制限

仍て如ゝ件。

此度問屋唱方等の儀に付、御觸面の趣を以て、都て株札幷に問屋仲間組合差止め、同商賣の者出來候共、決して差障り申すまじく、其の外委細の儀追て申渡し候上は、是迄右株仲間等より相納來り候冥加金銀の分、差免し候儀は勿論の筋に候得共、其儀別段不ゝ及二沙汰一候ては、仕癖に泥み候心得違ひ候者可ゝ有ゝ之も難ゝ計候に付、猶又此度取調の上左の通り

諸川船・綿市場・御用魚商賣人。金銀延商賣會所・眞鍮箔打職・伊豫砥石屋・大坂川浚冥加銀・傾城町水道冥加銀。

都て濱地幷川岸通り、其他地所に付候冥加金銀の類、鳶人足頭受負冥加銀

右の分追て可ゝ及二沙汰一候。其餘兼ねて奉行所へ相納め候冥加金銀は、以來不ゝ殘不ゝ及二上納一候。尤賣買筋等の儀に付、當四月十六日觸出し候品々は、先づ唯今迄の通り相心得、此後も猥りに取計らひ致すまじく候。

但本文の通り申渡候上は、是迄株仲間組合ゟ奉行所幷夫々役掛與力・同心其他へ、



武家の家來なりと騙る者を禁ず

年始・八朔等の禮相勤め候廉差止め候儀は勿論の至に候。

右の通り三鄕町中へ可二觸知一者也。

寅五月十二日　石見　遠見

北組總年寄

總て武家の家來の由申僞り、町家幷芝居・遊所其他人立の場所等にても、嵩高に不法を申し、或は金錢等の無心合力などを申掛け、事むづかしく巧がましき事共申威し候類の者も有ゝ之候やに相聞え、不屆至極に候。萬一右體の者有ゝ之ば、前々ゟ相觸れ候通り、不ゝ致二心得違一縱令御城代・足輕・中間又は町奉行の家來たりとも、少しも會釋なく其の所へ留置き、早々月番の奉行所へ可二申出一候。若又穩便に事濟み候のみを存じ計り、內々にて少分たりとも金錢は勿論、何品によらず差遣し候者有ゝ之候はゝ、追て吟味の上急度咎可二申付一候。

右の通り前々より度々相觸れ有ゝ之處相弛み、近頃武家方家來の由申僞り、芝居小屋・見せ物等無錢にて見物致し、又は町人ゟ賴まれ、木戸番への賴狀認め、右町人共を無錢にて見物致させ、謝禮の品貰受け候類も有ゝ之やに相聞え候得共、其所ゟ訴出候事

も無レ之、兼ねての觸渡しを不二相用一に當り、不埒の事に候。右樣不二訴出一に付、自然と惡黨者致二增長一、市中繁昌の妨に相成り、一同の難儀に可レ有レ之、被二觸渡一の通り訴出で、吟味の上御仕置申付け候は、一體へ相響き見懲しにも相成り、自ら市中穩に相成り、銘々安堵の渡世も先づ出來候道理に候條、急度可二相辨一候。右體惡黨者有レ之候ては、市中繁昌の妨にも相成り、可レ及二難儀一に付、御城內向町奉行所、其他地役人・中間・小者に至る迄、此度堅く相觸置き候町人共の中にも、總の木戶錢・棧敷代等を厭ひ、武家の足輕・小者等方の書狀を賴み候は不正の至り、木戶番の中にも惡黨者等馴合ひ、無錢の見物引受け、謝禮の銀錢分取り候族も有レ之候哉に相聞き、不屆の事に候。夫夫相顯れ候時は、咎請け身分にも拘はり、町內物入り等相掛り、可レ致二後悔一事に候。以來相愼み、右體の惡黨者有レ之候はゞ、如何樣にも致し留置き、早々月番・非番の差別なく、最寄奉行所へ口上にてなりとも可二申出一候。其仕儀により褒め置き、又は褒美等可レ爲レ取候。若し手向ひ致し候者、手强に取扱ひ、疵等つけ候共不レ苦候。自然刃向ひ、疵負はせ候ては、捕へ候ても掛り合に相成り、品により咎を受け候樣可二



成行一哉、又は意趣等可レ被レ含哉、芝居・小見せ物興行主は仕儀により、引合に相成り、商賣相休み候樣可二成行一哉と氣遣ひに存し、身構のみ致し候儀は、甚以て心得違に候。決して難儀に不二相成一樣取計らひ可レ遣、全く銘々身の爲にも有レ之間、其旨相心得木戶番の者へは興行主方篤と申聞かせ、觸書の趣違失なく可二相聞一旨、文政四巳年も相觸れ、其後も同樣の儀町々へ申渡し置き候得共、近來又々相弛み、兎角に無錢見物人等の儀に付、混雜に及び候儀間々有レ之由相聞き候得共、其所より訴出で候事も無レ之、兼ねての申渡しを不二相用一筋に相當り、不埒の至に付、此度御城內向町奉行所、其他地役人・中間・小者に至る迄、猶又堅相示し置き候。町々に於ても、先前の觸渡の趣違失なく相守り、尋常の取計らひ可レ致候。自然此後も等閑に相心得候樣子於二相聞一は、急度可レ及二沙汰一候。大坂歌舞伎役者共愼方の儀、元祿年中以來追々申渡し置き候趣有レ之處、何となく相弛み、見物人の贔屓に預り候儀に乘じ、身分をも辨へず、町在の者へ對し、不遠慮の振舞に及び、且つ芝居外の儀は素人同樣に致し、少しにても華美の風體にて往來致すまじく候旨、兼ねて申渡し有レ之趣をも不二相用一、平

詐欺破産を禁ず

日美服を著飾り往來致し、或は町在に田畑・家屋敷等買持ち、身分不相應の歡樂を極め候に付、町方年若の輩抔其儀を羨み、態々彼等に懇意を結び、共々奢侈超過に及び候族も少からざる由相聞え、以ての外の事に候。元來右役者共は河原者と申す本意を忘れ、正業の町人共等に相混り候ゟ、右體惰弱の風俗に推移り候儀に付、此後右役者共は勿論、芝居掛りの淨瑠璃語、三味線其他鳴物渡世、又は人形遣ひの類町在に於て田畑・家屋敷等所持致し候儀差止め、芝居外にては、吉凶平日とも羽織は格別、上下・袴抔著用致し候儀不ㇾ相成ㇾ候間、其旨を存じ、銘々身分を顧み、愈〻相愼しむべく候。

右の通り三鄕町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅五月十二日　石見　遠見　北組　總年寄

近年借金銀出入目安請金主へ、身代限り相渡し候身分不相應に衣類抔著飾り、人交致し、以前の家名再興との心掛も無ㇾ之、然のみならず借金銀濟まし方遁るべき巧を以て、名前等取拵へ、扱の身代限り相渡し候者も有ㇾ之哉に相聞え、不屆の至りに候。元來百姓町人共儀、代々の家筋等を其身の不覺悟を以て斷絶させ候儀は、第一父祖へ對し不孝不本意の儀は殘念に存ずべき處、其儀なく猥りに身代限り相渡し候段、人情に有ㇾ之まじき仕方にて、右樣の不所存者は、急度人前を相憚り、格別に辛苦致し稼出すべき筈に候上は、身代限り相渡し候者、追て以前の家名を再興致し候迄は、向後男女とも平日藁草履の外、其餘の履物は勿論、雨天の節は傘・下駄等相用ひ候儀差止め、簑・笠・桐油合羽等を著し往來致すべく、且銘々親類身寄の者方吉凶の場所へ列席致すまじく候。其上男は吉凶・平日とも、上下・袴幷羽織著用不ㇾ相成ㇾ候間、其旨を存じ、銘々如何にも恥辱を辨へ、身代限り相渡し候儀を輕々しく相心得申すまじく候。自然此上にも右渡し方等の儀に付、巧の取計らひ致し候者有ㇾ之趣相聞くに於ては、早速召捕り罪科に處すべく候條、所の者共も兼ねて心を付、右體の族無ㇾ之樣可ㇾ相改ㇾ候。

寅五月十二日　石見　遠見　北組　總年寄

口達

張札浮説等に對する口達

都て浮説を申觸らし、又は右様の張紙致し候族有之ば、見付け次第捕置き訴出づべき旨、兼ねて申渡し有之候處、此節町々に於て浮説申出し候者有之候より、右に惑され多人數混雑に及び候儀にも有之趣相聞え、不埒の至りに候。此後右申渡しの趣無違失相守り、右體の族及見聞次第捕へ置き、早々町奉行所へ可訴出儀は勿論、縦令人を集め候趣意の張紙、又は浮説有之候とも、所の者等より申達し候外は、決して頓著致すまじく候。自然人を誘引候者有之ば聞捨に致し候て、其者も名刺し可訴出候。右張紙・浮説等に乗じ候ては、銘々自分の難儀に相成候儀に付、能々可相心得候。尤も末々身輕き者共へは、夫々家主・所の者等より可申諭候。

右の趣三郷町中不洩様申聞け可置事。

寅五月十二日

長崎心中

三月廿一日於長崎丸山情死

清人　陣楊達　廿五歳

遊女　はつせ　十九歳

辭世

欲語涙痕濡錦筵　紅顔粉黛又應憐

空成北邙山上烟　千年一夢一時盡

陣楊達

今を世の限りとぞ思ふ底井よりわき出づるものは涙なりけり

はつせ

〔頭書〕近來騒々しき世の中なる故、様々無量の事を言觸らし、多くは浮説なり。此の一件も怪しき事にて疑しく思ひし故、長崎の人に尋ねしに、跡形もなき事共なり。少しく文才ある者の拵へし事なるべし。されども此の詩は至て宜しからず、妻の歌は詩に比すれば能く言ひなして、人情を盡くせし歌といふべし。

水戸侯鹿狩の備立

三月廿一日水戸侯御鹿狩の備立十二段の備なり。近來世間騒がしき時節なる故、定めて軍陣の調練なるべし。

一、壹番手、御城内乗出し　貳千人・番頭旗持・大旗四本・槍二十本・大筒牛車にて・鐵炮五十挺・馬連二本・弓五十張・陣太鼓人足持　一、貳番手、三千人人數諸道具同上　一、三番手、三千人同上

右三組、場所にて一備になり相殘り、いつゝき三組一手の様子。

一、四番手、三千人同上　一、五番手、三千人同上　一、六番手、三千人同上

先手物頭由見治郎右衞門持旗・背負・鐵炮千八百挺・鉦・太鼓・槍頭槍千八百本・狩頭弓千百張・旗奉行長田三郎右衞門。旗の紋奏、大小都合百本、外に五布長さ三丈の旗一本。

一、七番君侯、御書院番頭七千四百人・御持旗・鉦・太鼓・龍燈を持つ具に玉なし二番手・三番手右同樣。

一、十番手、同上　一、十一番手、同上　一、八番手、三千人萬事六番手同樣　一、九番手、同上

一、十二番手、同上　跡押二萬千人・山野邊金熊手の指物を背負ふ

右十二段の備、城内朝六つ半時を四つ半時迄に繰出しなり。陣立の場所丸備の樣子なり。

一番の太鼓にて一二三の組繰出すなり。

一番手、太鼓を敲ち、旗を振廻し、大筒打つ尤石火矢の

右三組一手に成り、それより敵方獸出る。歩武者手取に致し、御使番へ差出し、御使番早馬にて君侯へ言上。御使番七人。右殘らず具足殊の外美事の由、人數の内緋縅の武者四人有之由。

右鹿狩見物に參り候人より承り候儘書寫し申候。前後相違も可有之候。只々あらましに御座候。以上

稻葉丹後守閉門の風說

日光社參に付御供命ぜられたる諸士

山城國淀の城主稻葉丹後守、當時寺社御奉行を勤めらる。四月に殿中に於て何か申分ありて、水野越前侯に手疵を負はせ閉門せられし由。又は家事大に亂れ妾の色に溺れ、以ての外の事なる故、其妻を家老何某といへる者刺殺し、自分にも切腹せしとも、亦奥方嫉妬にて自害せられしとも、自身疳癪を起して切腹せしとも云ふ事にて、巷說紛々として未だ實說を聞かざれども、淀の領中大に潛まり返りて、嚴重に愼しめる有樣なれば、何にしても宜からぬ變事出來せし事と思はる。

日光御社參

高家宮原彈正大弼・畠山長門守。

右は來年四月日光御宮へ御參詣の節、御先へ相越すべき旨、羽目の間に於て、老中列座、越前守申渡す。

御書院番頭淺野遠江守・本田日向守・菅沼伊賀守・石川大隅守、御小性組番頭土屋伊賀守・加藤伊豫守・室賀兵庫・近藤石見守、儒者林大學頭、大目附神尾山城守、御旗奉行神尾豐後守・朝倉播磨守、百人組頭齋藤伊豆守・大久保彥八郎・土岐下野守、御

槍奉行三淵土佐守・勝田將監、新御番頭大津主馬・土岐豊後守・米倉大内藏、御持筒頭富田大内藏・高木内藏頭・高城清右衛門・長谷川修理亮・堀田主稅、火消役水野式部・阿部靱負、中奥御小性仙石能登守・德永伊豫守・室賀山城守、御先手戸田久助・村越上總介・大前近江守・水野采女・井上左太夫・深津彌七郎・大井隱岐守・三牧宗四郎・三島下野守・篠山十兵衛・美濃部八藏・本田筑前守・大島丹波守、御目附櫻井庄兵衛・岩瀬內記・淺野金之丞・諏訪庄右衛門、御使番石谷鐵之丞・松平大膳・松下善太夫・酒井作右衛門・齋藤左源太・伊奈熊藏・岡部主稅・馬場大助・戸田能登守・松浦金三郎、御書院番組頭蜂谷左門・神谷八左衛門・佐々權兵衛・瀨名源五郎、御小性組與力浦山斧一郎・服部五郎右衛門・柳澤伊三郎・山村甚十郎、御鐵炮方田附四郎兵衛、御徒士頭酒井與左衛門・朝比奈治左衛門・平塚善次郎・大澤仁十郎・蜂谷勝五郎・遠藤近江守・柳澤八郎右衛門・小笠原平兵衛・柳原隱岐守・大久保與右衛門・松平藤十郎・石川太郎左衛門、小十人頭田丸長門守・木村七右衛門・高林丹後守・本田左京・平岡與右衛門・金田帶刀、御納戸頭窪田助太郎、御鷹匠組頭內山七兵衛、姬君樣方御用人格御馬

頭沖木又六郎、新御番組頭多賀大膳・團又右衛門・鈴木七郎右衛門、御膳奉行鳥居市十郎・中野金四郎・館野大四郎、中奥御番島田十次郎・長崎彌右衛門・朝倉賢治郎、兩御番格馬頭諏訪部鎌四郎・曲木又兵衛、御納戶組頭深尾善十郎、御鐵炮奉行佐久間利太夫・河口市郎右衛門、御弓矢槍奉行稻尾錄五郎・小林久助、御具足奉行前原辨藏、御頭巾奉行中村又右衛門・中村藤左衛門、御賄頭岩瀨鄉藏、御馬頭鶴見七右衛門・大武藤助、御賄頭並岡太郎左衛門、內山七兵衛組御鷹匠頭格御細工頭原田寬藏、御膳所御臺所頭森半藏・伊庭久右衛門、馬醫師桑原新五右衛門、御同朋頭萩野久阿彌、御數寄屋頭高田三郎

右同斷の節御供衆を仰付くる旨、山吹の間より菊の間迄並居列座同前、同人申渡之。

御目附御供榊原主計頭、御使番石谷鐵之丞・松平大膳・松平善太夫・酒井作右衛門。

右同斷の節出御より還御迄、當座の御目附仰付けらる旨。

御目附淺野金之丞、御使番石谷鐵之丞、飯御目附齋藤左源太・伊奈熊藏、御書物奉行御供中山榮太郎、御先弓頭戶田久助・村上上野介、御供御先鐵炮頭井上左太

夫・深津彌七郎。

右同斷の節、御先弓二組定め、御供可レ相勤一旨於二同席一堀田攝津守申レ渡之一。

金一枚　御勘定吟味役村上幾三郎代根本善右衞門・御疊奉行格御作事下奉行御大工頭豊田省吾。

右同斷の節、彼地道中筋爲二見分一罷越候に付被レ下レ之。

御作事奉行銀十五枚高峰主水。

右同斷

御徒士目附依田源十郎・笠原新左衞門・石川九十郎・御被官山田平右衞門・假役長谷川藤次郎（以上五人銀十枚づつ）　勘定役加藤郡兵衞、大棟頭平内大隅（以上銀五枚づつ）

右同斷

金三枚　御勘定岩崎權右衞門。

日光御宮其外取繕御修復御用相勤め候に付、被レ下レ之。



金一枚　御勘定組頭增田金五郎・御勘定岡本源之丞・土肥源右衞門（以上銀十五枚づつ）　支配勘定萩野寬一・青山太郎左衞門（以上銀十枚宛）

來年四月日光山御宮へ御參詣に付、道中筋・道橋等見分の爲、御用罷越候に付被レ下レ之。

松平大和守。

右同行の節、彼地に於て勤番被二仰付一之。

御祭禮奉行兼松平和泉守・青山大和守・本田豊前守。

右同斷の節御供被二仰付一之。

本田兵部大輔・酒井若狹守・戸田采女正・内藤能登守（以上四人在邑に付奉書を以て達す）　松平伯耆守・太田攝津守・本多中務大輔・松平市正・酒井石見守（以上二人在邑に付以二奉書一達す）

右同斷の節、御在山中彼地に於て勤番被二仰付一之。

御勘定組頭村井榮之丞・石原孫助・佐藤十兵衞・增田金五郎、御疊奉行大平伊十郎、御勘定安田傳次郎・岡本源之丞・土肥傳左衞門・原田敬右衞門。

右同斷の節御用被二仰付一之。

日光御參詣三番の御供水野越前守・堀田備中守。

右同斷の節在所へ御暇。

土井大炊頭、御留守眞田信濃守、御供堀大和守、在所へ御暇大岡大膳正、御供堀田攝津守・遠藤但馬守、御留守增山彈正少弼・本莊伊勢守、以上兩人於二御前一被二仰付一之一　寺社奉行戸田日向守。

右同斷の節、御成還御供宇都宮御泊の旨被二仰出一之。

寺社奉行松平伊賀守、大目附初鹿野美濃守、御勘定奉行梶野土佐守・跡部能登守、御作事奉行堀伊賀守、御普請奉行池田筑後守、御目附佐々木三藏・榊原主計頭、御勘定吟味役村田米三郎。

右同斷の節御用被二仰付一之一。

表御社筆組頭森傳右衞門、同御右筆神沼佐兵衞・中島善三郎・檜原勇三郎・高木幾之助。



右同斷

來年四月日光へ參詣御用取扱堀田攝津守。

於二同前一被二仰付一之。

日光十七日名代控武田大膳大夫・宮原攝津守、御祭禮奉行井上山城守・林播磨守、廿日御名代〔控脫カ〕松平甲斐守・五屋采女正。〔右云々脫カ〕

千代穗久禮

ヤンレ引ゝ　私欲如來引ゝ——。抑、水野が工みを聞きネエ。する事なす事忠臣めかして、天下の政事を己が氣儘に引掻き廻はして、なんぞといふとは寬政の儉約、儉約するにも方圖があらうに、どんな目出たい旦那の祝儀も、獻上の鯛さへお金で納めろ。あんまりいやしいきたない根性、御威光がなくなる。鹽風くらつて拗けた濱松、廣い世界をちひさい心で、世智辨計りぢや中々いけネエ。隱居が死なれて僅か半年、立つか立たぬに、堂寺潰して御朱印取上げ、あまだなこはして路頭に迷はせ、

芝居は追立て。素人付合ひちつともするなの千両役者も、淨瑠璃太夫も、めつぺらぽんのすつぺらぽんと、坊主にしようの奴にしようの、揚句の果には義太夫娘を手鑓で預けて、親父やお袋干乾で殺して面白さうなる顔付するのは、どんな魔王の生れ替りか、人面獣心古今の佞奸、扨々困つた世間の有様、老中で居ながら論語も讀めぬか。よいも悪いも先の旦那が仕置いた事だに、三年ところか一年待たずに、あんまり無慈悲の改革呼ばはり、世の中洗や、身上直しをだしに遣つて、下の難儀にや少しも構はず、お坊さん育ちの旦那をあやなし、夜晝懸つて己の邪魔なる、櫻田林も美濃部もみじめを見せつけ、初手は自分が握つた親玉、ちよいと忽ち引繰りけエツて尤もらしく、何處を押へたら其麼音があるやら、忠臣振つても、今迄お金を取られた諸侯のお臍がびらつく、矢部も最初は道具に遣つて、そろ〳〵賺してすとんと落して、その跡自分のお部屋の小父さん、さつさと引出し無闇に立身、一つ穴から貉や狐が段々這出し、とゞの詰りはどんな底意があるかも知れねエ。寛政本間の名代の越中、褌擔ぎにや寄つても付けネエ。白河氣取は見下げた大馬鹿。一體生



れが違つてゐる者に、心の著かねエ身の程知らずの、義理も名利もさつぱり知らずに、世上の權門嚴しく止めさせ、自分獨りでどつさり占上げ、強欲非道は日增しに增長、あの儘置いたら花のお江戸は、菰つ被りと宿なし計りで居所があるメエ。時に水戸さんどうした者だよ、面白可笑しく、賢人めかして評判させても、逆卷く水野の勢こわいか、無闇やたらに鎧著獅子狩、お山に引込み、ためいきばかしでだまつて見てゐちや、昔のお定めさつぱり違ふぞ。一つ踏張や旦那を諫めて、狐も狸も化の生體直ぐ様現し、世界の人をば救はにやなるめエ。今の景色で三年置いたら、すてきにたまげた騒動が起らう、いつか一度はおためになる様な、目鼻の揃うた人が出掛けて、追付太田も再勤させます、其の時はじめて天下泰平々々々々。

落書

芝居者食ふや食はずの堺町今日も越前あすも越前

謎

水野越前とかけて何と解く。

天保十三年雜記

上手の按摩と解く。

其心は　上下をよくもむ。

江戸より尺牘

## 或人の方へ江戸より來り候書狀の寫

當地は御趣意にて、日々種々の事之あり、申上げ度く奉存候得共、内々の隱密相廻り候由に付、私より申上候ても、萬一故障の儀出來御座候ては、お互に恐入り存候間、風聞にても御趣意に付、仰出され候儀は更に申上げず候。惡からず御聞濟被下度候。

一、江戸表も此節は婦人の隱密御座候て、美なる衣類著用致し步行致し、夫れを廻りの同心衆召捕り候處、元來美しき婦人が美なる衣服著用にて、同心衆に色目を使ひ、内々袖の中へ金子一二兩も取出し、同心の袖へ密に入れ遣し可相詫候へば、色にかまけ、又金錢に目くらみ、其の場は免し遣り候事も有之候處、翌日右同心を御吟味有之、越度に相成り候て退役の向、又は尾張町邊に囚人を繩付にて、町内の會所へ廻り、同心衆頼まれ候間、夜中番致し居り候處、囚人申聞け候は、此度の御趣意を惡口申し、又非點を申聞候に付、其の咄に付家主・番人共も種々迷惑せられ候趣、又御無理抔と申聞候處、夜明囚人は同心衆方へ相渡し遣し候て相すみ候處、晝頃御奉行所へ昨夜番人の者御呼出し、昨夜御趣意を惡口又非點の趣御吟味有之候に付、番人共奉恐入、「何も申さず候」と申し候へば、昨日繩付の囚人肩衣著用にて、昨日は我斯樣斯樣申聞け候と被申候間驚入候て、一言も無之候處、御吟味中手鎖被仰付候。

一、高利の金貸十八九人も召捕られ、手鎖御預け仰付けらる。

一、役者市川團十郎も、此節手鎖の御預けに相成居申候。其外役者共甚だ迷惑の樣子に御座候。

一、江戸表髮結賃十六文に相成り申候。

### 高直の品賣捌人

一、雪駄　一足代金三歩二朱　平右衞門町　香取屋與七

一、皮烟草入　代二歩　並木町　山口屋兵助

一、手提箪笥　金三歩　淺草寺中　中屋鎌藏

一、眞鍮烟管　代金二兩ト八匁五分　黒船町　村田屋小兵衞

一、扇一本　金二歩　諏訪町　泉屋佐兵衞

一、藤組笠　金一兩　藏前片町　笠屋久兵衞

三味線の禁止

一、手遊火事頭巾　金一兩二朱　淺草梅園武藏屋久太郎

右の外廿六人高直の品賣捌き候者召捕、戸閉め封印付、手鎖預仰付けられ候。

右の外申上たき事種々山々に候へどは、重便に申上ぐべく候。

三味線は法師・藝妓・芝居の外は彈くべからず。非人・乞食・素人に限らず、人家軒下に立つて、宮園・豊後・新内等唄ひ候に、何れも淫奔情死等の事にして、大に風儀に相拘はり候事故、斯樣の者共の所持せる三味線殘らず御取上げに相成り、悉く燒棄てとなる。その燒棄てし灰さへも大なる山の形をなせしとぞ。又大坂より鞆太夫・文三抔いへる淨瑠璃語り・人形遣ひ抔江戸へ下り居りしに、素人付合ひはいふに及ばず、言葉をば交はす事も相成らず、金銀等貰ひ候事は猶更の事なり。草履も尻切れの外は履く事なり難く、總て素人に紛れざる樣嚴しく仰渡され候て、之迄江戸へ下り大に金儲せし事故、其の心得にて當春下りしに、芝居をなせども一向に見物なく、一日に二百文の錢を儲くる事も難くして、日々の食物にも足り難く、大坂へ歸らんと思へども、路用の貸し手もなく、若し內分にても之を貸せる者は、嚴しき御咎を蒙れる故、之迄贔屓せし者も、之に手出する事なり難ければ、非人風になりて、歸るにも歸られず、大に困りぬる由。大坂より往きたりし人、其の有樣を委しく見て歸りしといふ事なり。

大坂町中の儉約見積り勘定

大坂町中儉約凡見積大勘定

一、女髮結賃　髮結に髮結はせたる女凡十萬人と積り、一人前高下ならして下節季五百文宛に積り、錢五萬貫文、一ケ年に合せて三拾萬貫文。

一、湯錢の直違　湯錢二文下り、男女凡二十萬人と積り、一日に錢四百貫文、壹ケ月に一萬二千貫文、壹ケ年に合せて拾四萬四千貫文。

一、衣服直違　女の衣類老若貴賤平均して、一人に付三十目の始末、凡拾八萬人と積り、盆・正月兩度に、銀一萬八百貫目。

一、男の羽織　絽縮緬・秩父の羽織を木綿布・麻にて、上下ならし一人前に廿目づつ凡拾五萬人と積り、當夏計りで銀三十貫目。

一、女履物　老若・幼少、草履・下駄一人に付、四文目の違ひ、凡十八萬人と積り、盆・

質素儉約にすべきをいろは歌にて示す

正月兩度にて銀千四百四十貫目。

一、男帶直達　是も博多をやめ小倉木綿、或は綿博多、貴賤平均して一人に付廿目づつ、凡二十萬人と積り、銀四千貫目。

一、進物　五節句取遣・吉凶遣物一軒にて五十目遣ひにして、竈凡十五萬軒に積り、銀五千貫目。

一、小遣　參宮寄合咄し・芝居は下直になり物見・遊山も何となく愼み、一人に月、貳拾目の始末、買數上下ならして凡十萬人と積り、一ヶ年に銀貳萬四千貫目。

凡右の銀錢目に見えずと雖、世帶が延びてあれば殊に有難い、御治世ぢや程に、一文(ゼン)でも無益の事に費さず、隨分正路に家業を精出し、忠孝を勵む時は持(モ)○長者になる事疑なし。

童蒙教訓質素儉約いろは歌

原安　春燈齋作

いにしへの質素の風に立ちかへり幾千代長く相續をせよ

ろ　老若の男女こどももまよひさめ六十餘州あんらくの御代

は　はやりもの派手な粹(すい)なと役者風恥とも知らず移すいやしさ

に　人間の道をまもりて貴賤ともにん相應にすぎざるぞよし

ほ　奉公人弟子下女小者それ〴〵に法の如くになりをつゝしめ

へ　平生(へいぜい)の綿服とても目立つ色やへんな好みを思ひつくまじ

と　とりおきの衣類も岸縞無地紬とかくむかしの染色にせよ

ち　縮緬や綸子羽二重繻子天鵞絨(びろうど)ちと絹類も猶ほ遠慮あれ

り　立派をば競ふ心をうちすてゝりちぎかうとくに歸れ人々

ぬ　擢(ぬきん)でて人にまけじと氣張るこそ拔身逆手に振るが如きぞ

る　類により茶人は數寄屋茶道具に類なき金のついえ多けれ

を　男だておほばに見せて驕りてもおちめは人の消息(おとづれ)もなし

わ　わが智慧が人に勝ると思ふなよ笑れもする誹られもする

か　賢(かしこ)がる粹がる又は嬉しがるかわまきたがる氣は苦しがる

よ欲深くひとにはしわく身をおごり世の食くへどわが食が減る
た寶積む長者も質素守らねばたるの栓ぬくたぐひなるらん
れ歴々となにが言はする身の得ぞ連緜と建つ家はけんやく
そそこに居るかともいはれぬ貧人は若干に身の驕り故なり
つ罪とがを包み隠せばなほ重しつくりし儘に懺悔せよかし
ね懇に念入れてせよ我が家業直をやすうして高利とらざれ
な成り形家の作りも昔よりならはしのまゝ手輕るきがよし
ら〳〵じんと人の許すは若きより勞して功をつむが故なり
む無理氣儘むくろばらたて胸わるく無慈悲無法は無類惡人
うつりぎに浮々暮すうつけ者うその八百うりぐひをする
ゐ田舎まで乞食藝者のまねをして市物造りの名をや恥ぢざる
のら〳〵と後よ明日と怠れば後には水も飲めぬ身となる
お驕りなば大身代もいつしかに惜しむしばやくうとろにぞなる

く苦勞して家業大事に働けばくもらぬ光り老いてかゝやく
や約束を違へず義理もかゝざれば聽て用事が安く世にすむ
ま眞直に誠の道を守り行けまぢかきとてもほかみちを見な
け儉約を守れば親の氣もやすむげにけんやくは孝行のもと
ふ不忠不義不孝不貞女不正直不量見にておのが身をきる
こ心こそわれよからだは奉公人心やすめてからだはたらけ
え榮耀をばからだにさせて心をば得ては失ふひとぞ多けれ
て手の奴足ののりもの堪能せばてんのたすくる長命のひと
あ跡見すに暮せばあとは山崩れあとよりさきの道も塞がる
さかづきに向へば藥飲むごとく酒をほどよく養生に飲め
き氣がきくの粹な派手なを止にして著類氣立も穩順くなれ
ゆゆするなよなりをゆすらず心をば緩り持ちて身をば働け
め珍らしく目馴れぬ物を欲がらず目立ぬ著物何時迄も著よ

天保十三年三月

奢費の大小、無用物の淺深、次第不同可末物の相對を御替事、選び方の粗漏等は

# 町在奢物費物見立角力

大關 東方 分限不相應榮耀普請
關脇 檜普請木地柱
小結 唐木の床緣床柱
前頭 金屛風金ぶすま
同 色を手籠し模樣染の幕
同 絽緞子の蚊帳絹ふとん
同 蒔繪沈金推朱諸道具
同 拵美華の腰のもの

行司

きいたふうのあづまつこ
人をみさげるかしこがり
びん〳〵としたすゐがり
世帶持の青樓狂
びこ〳〵とした嬉しがり
つよいかほして苦しかり
とはず語りの高慢咄し

頭取

縮緬羽二重綸子の小袖
絽絹類の繼上下
舶來物の衣類諸道具
羅紗縮緬絽の羽織
金入織物縞入天鵞絨の帶

大關 西方 泉水築山亭(ちん)茶席
關脇 高金の茶の湯道具
小結 古筆直高き掛物類
前頭 絹地屛風生絹障子
同 色々物數寄高料の簾
同 宣德唐金きん火鉢
同 皆朱膳椀梨地重箱
同 花麗に目立男女手道具

前 役者の男前見に行く芝居凝
同 役者の部屋へ行て喜ぶ女連
同 げんかいじまんのふぐを喰
同 不斷人よせ出し合ひ酒
同 朝れひるれ宵早れ
同 毎日風呂毎日髮
同 かもじそへ入大島田髷
同 縮緬緋鹿子髷くゝり
同 かんざし數々さしならべ
同 金ぶん蒔繪の櫛笄

前 現になつて物ほつてやる角力凝
同 女郎藝子のまれしたがる娘達
同 喰勝て悅ぶすつぽんずき
同 がのみすゑのみはしご酒
同 けんずい寢夜食買食
同 紅入はみがき舌かき楊子
同 匂ひ鬢付匂ひおしろい水油
同 切れ花糸花かみかざり
同 眞鍮めつきの櫛さし金
同 さんご珠たまいりくし簪

有レ之候得共、只末御免可レ被レ下候。

岡田春燈齋撰

前 絞り鹿子縫衣裳
同 しゆすびらうどの半襟
同 襟うら紫ひぢりめん
同 博多斜子の男帶
同 羅紗とろめんの火事羽織
同 縮緬羽二重頭巾えり迄
同 織物びれいの手おひ腕ぬき
同 ふんどしゆまきちりめん類
同 小供著物裏地等紅木綿
同 奉公人の絹うら著物
同 紅紫ふぢいろぞめ
同 種々のお納戸種々の茶

世話人

町人百姓劍術柔術稽古
市中神事のにはか藝
碁將棋雙六のかけ勝負
大食早ぐひのかけ勝負
開帳地築の異形のおどけ
男の小唄三味線の稽古

勸進元 金具銀具諸金物
差添人 華美高直諸袋物

前 越後上布絽のかたびら
同 ちりめん板締め緋のすそよけ
同 ぢゆばん上はがけひぢりめん
同 小供大袖のしめつぎ
同 袖口やふくりんちりめん類
同 絽ちりめんばうしづきん
同 ひもるゐはらあて縫かのこ
同 皮やもんばの足袋ばつち
同 じゆばんふんどし紅木綿
同 下女の絹おびかけ半えり
同 おぼろときは板引ぞめ
同 かた數多き小紋さらさ

前 羅紗ふくりん鼻紙入れ
同 金銀模樣箔砂子の扇
同 紺天上男日傘
同 ヨイサッサノヤの紅提燈
同 塗下駄へり取り表打ち
同 皮のつまかけ上とぢ花結
同 裸人形織物縫別染衣類
同 押畫人形切レ入畫
同 畫半切畫狀袋
同 家居につや付く大津壁
同 柿の種ざし西瓜目引
同 好物達のいか物ぐひ

前 すべて直高き腰さげ煙草入
同 細工めきたる持用きせる
同 深じやの目東繪ひがさ
同 細工手こもる盆燈籠
同 天鵞絨鼻緒下駄草履
同 もみ皮鼻緒八はた黑
同 小供火消の大惑ひ
同 翫び物の高直の品
同 千代畫紙色のし包
同 壁の上塗赤萌黃
同 蜜柑の曲むき煎餅の曲割り
同 あるじの留守に酒宴事

御法度を藥語發湯に譬へて洒落を書く

み　見る見まね人の始末を見る度に身を愼めば身の得となる
し　しわんばうと始末人とを嚙分けよ吝（しわ）きは人に惡（にくま）るゝたね
ゑ　緣組は柔和正直なる人をえらみてゑにしむすびそむべし
ひ　低う出て人に卑下するその人は日に〳〵人の引立てを得る
も　持傳ふ田地いへくらかけやしき守（モ）りてへらさぬ法は儉約
せ　精出して兎角世帶をつまやかに世間を張らず身を驕らざれ
す　住家をも家內我が身も大切に家ながかれと質素まもれよ
京　京お江戶大坂諸國や在町も今日ぞまもらんけんやくの道

衣氣（きぬけ）語發湯（ごはつたう）　壹廻り六十六ヶ國
驕奢（おごり）

抑〻此御觸藥の儀は、寬政年中東武傳來無雙の嚴法にて、諸國一統流布の制禁なり。當時世上衣氣增長の商多き故、此度相改め極上の役藥細吟の上、三都は勿論日本國中身分不相應の人々へ、知らせとして効能書左の如し。

一、第一おごりを止め、上をたゞし下のつかへを緩め、夫々職をすゝめ、內の憂ひを省き、金の出入を安うする故に、貧の病を治む事神の如し。

一、諸株の決したるを散じ、益〻金をゆるうし、米價增長を止め高直の油を安うし、酒ののぼせを引下げ、炭薪の不足を補ひ諸色安うする故に、自然と枕を高うして寢むる事を得る。

一、貧に迫る人も早くこの兼藥（けんやく）を用ふる時は、內の衰を快復せしめ、次第にあたゝまる事神の如し。風の荒く吹き、夜寢られぬ時は、早々夜廻りか又は見廻りを用ひて効能あり。

一、人氣を正し、船の通ひをよくし、入津多き時は自ら諸品を引下げ、衣食住の三つを安うし、金銀の廻りを快くする事神の如し。

一、竊に隱れたる妾を追出し、里に色道を現はし、五體の虫を去る。

此外効能數多ありと雖も、そのあらましを記すのみ。尤も此藥を用ひて二三ヶ月は窮屈なりと雖も、油を絞り職を進むに至りては、家內和順ならしめ富貴のもとなり。愼しむべし云々。

○夜廻見廻ハ四廻三廻ノ意ヲカヌ

町廻りの外、一切とりつみ差出し申さず候。南邊に紛らはしきやくしや御座候間、御吟味の上にて御咎なさるべく候。

禁物

天鵞絨（履物の鼻緒迄あしゝ）・縮緬類（但し縮類は苦しからず）・諸絹物（但賣り又買ひもあしゝ）・唐物類（幷に珊瑚樹）・女髮結・鼈甲（刺物）・茶の湯（高金の品を用ひず樂しむ計りはよし）・遊里並に妾朝寢・芝居（春秋兩度輕くして手辨當にて行くべし）・遊山（上に同じ）・大酒・遊藝（嗜む計りにてよし過すべからず）・喧嘩・空言（むだぐち）・色情（おそれ愼しむべし）

差合

吝嗇・向不見・仁義を知らぬ。

用ひて功ある物

忠孝・善根・堪忍・儉約・學文・算盤・手習・神佛信心・上をおそるゝ。

本家調合所　碁恩州深木郡身餘村　幸太井無量軒印

賣弘所　大かた日本端一統曰　有賀泰平堂印

取次所　京治定諸色下る　嬉し屋安兵衛印

京坂の洪水

麟鳳物語に記して太平を謠ふ

此他御城下諸國津々に取次御座候。

十八日洪水、中の島田簑橋上手ゟ以下、船津橋邊迄、南北共濱地一面の水と成り、北新地綠橋邊より以下は、水床を漫（〔浸カ〕）す程の事なりしが、下にて九條へ切れ込みしといふ。池田にては洪水にて人家九十軒餘り流失。〔頭書〕京都洪水、常水より七尺、三條より下地形低き所、何れも水浸となり、加茂川・高瀨川一つになりて、堤大に損じ、竹田街道等は處々淵をなす、又堀川小川の邊も至つて水高く、堀川の上にて人家三軒崩れ流れしと云ふ。十九日先達より召捕られ候隱賣・女月圍不筋の妾等、大勢新町へ流人となる。

咄し

麒麟鳳凰の許に到りて曰く、「吾儕久しく山谷に潛み隱れ、世界に出でざる事數千年の今に至る。龜龍も亦然るなり。夫れ聖人位に在せば麟鳳・龜龍祥をなして其朝に遊ぶといふ。偶〻我同僚の麟、周の敬王の御代、魯の哀公十四年の春周室微なりと雖も、孔夫子の德にひかれて浮々と魯の西郊鉅野といふ所に出でけるを、豈計らん吾儕の形常に衆人の知らざる故に、不祥の獸なりといひて、叔孫氏の車遣ひ鉏商といふ者に見咎められて打殺さる。夫子之を聞き給ひて、歎息して春秋を作り、獲麟の

條に筆を斷ち給ふ事普く世の知る處なり。しかるより以降數千年を經ると雖も、吾儕の世界に出づる期なしと思ふ處、今東方太平の御代久しく、聖人の政を行ひ給ふと聞く。太平久しければ萬民歡樂に耽り、國恩の廣大なるを忘れ、安逸に狎れ奢侈に流るゝは、千古一徹の弊なればとて、之を憐み給ひ、厚く仁恕の政を施し、節儉を唱へ奢靡を禁め、質素儉約ならしめんとの令嚴にして、衣服・器財に至る迄士農工商各〻其の分に處せん事を敎へ給ふ、斯の如く上下儉を節にすれば、國富み家豐にして仁義五常の敎へ立所に其の驗をなし、萬民太平の餘澤に浴し奉り、此の上安穩に永久ならん事を導き諭し給ふは、實に廣大無量有難き御仁惠、聖人位に在すといふ時到れり。吾儕今この期を過すべからず、麟鳳打連れて東方に渡り、聖朝の世界に出でて多年の鬱を散せんは如何にと」と、いひければ、鳳凰欣然として之に應じて曰く「麒麟の宣ふ處甚だ然り、吾もさ思ふなり。何ぞ之に同せざらんや。然し麟鳳・龜龍の四靈は離るべからざる者なり。先づ龜龍にも此由を告げて、然して共に行くとも遲かるまじ。」麟の曰く、「四靈一なりと雖も、吾儕は山野の主なり。龜龍は水上の主なり。其の上彼等を誘引せば河圖を出し、洛書を出さん抔と云ひて、其の支度に手間取るべし。善事は急ぐに如かず。いざ疾く〳〵」と促しければ、鳳凰依然として、「我も支度あり、速に往き難し」といふ。「何等の支度ありや」といへば、鳳曰く。「我聞く、今東方節儉を令し、華美の姿を禁じ給ふ事、殊に嚴なりといふ。我が羽翼五彩金毛の美質あり、我甚だ之を恐る」といふ。



禁止の條修を題材として作れる連俳

ゆかりの月　　質屋
うしとみし流れのむかしなつかしや
かはい男に逢阪の關よりつらい世のならひ　　白ゆもじ
思はぬ人にせきとめられて　　小息于　茶屋行
今は野澤のひとつ水　　初物作　百姓
すまぬ心の中にもしばし　　茶屋・酒屋
すむはゆかりの月の影　　御國恩を知る人
しのびてうつす窓の內　　京西陣　織屋

天保十三年雜記

寛政改革の觸改の願文

廣い世界に住みながら
狹うたのしむ誠と誠
こんなゑにしが唐にもあろか

花咲く里の春なれば
雨も香りて名や立たん

寛政の頃松平越中守殿、諸國遊女町華美の衣服幷に櫛・笄等御差止の御觸有之候處、大坂新町茨木屋惣右衞門といへる者の抱への遊女直江と申す女、書付を以て願出し候處、尤に思召され、先前の通りに御觸直しに相成候由承り傳へ候儘、付書の寫。

乍恐申上候

やんごとなき上樣の御政事、下の下たる者迄御粹の明らけしその勳は、和田の原八十島々の浦迄も、上々の御惠の生え茂りめでたき御代、いみじくも細き流れの此の身迄、直なる上の御情に隨ひ靡く川竹の、折節かゝるつとめの身にも誠を立つる心となり。靜かに浮世を見參らすに、惱ましや、猛き武士方又は町々の人々抔、淺ましき薄情の有樣とは見參らせ候ぞや。いつきかはせしかねども、夏の日の暑さ、飛鳥川の變るは客の慣ひにて、今は苦界のその身、よし世の人々を哀れにも悲しみ參らせ候。それ世の人の慣ひ、君傾城と見下げして、心薄き常と思ふはいかなる無情の人の言初めけん、誠を立つるはつとめのならひなればこそ、喜瀨川の龜菊は、後鳥羽院樣に請出されけるとかや。佛といひし白拍子も、清盛公に愛せられ、父母の榮華を極めしも、皆之れ誠の惠なれ。情を契る情の文字に知られたり。又行平の中納言も、三とせは須磨の磯町に、松風・村雨二人の女に馴れ給ひ、歸洛の折柄歌・狩衣の御記念今に盡きせぬ名殘の鹽、煩惱卽菩堤と說き給ひ、衆生濟度のその爲に、普賢菩薩もまじはる利益の爲とぞ、敢なくも日月潦に寫りて輝照らし給ふぞかし。松の位のつとめより辻君のつとめ迄、厚き忍の御情あれば、深き御信とは、我もつとめのその誠は替らぬ御事なり。國々里々の遊女に衣服綺羅を戒め給ひしは、恐れながら是こそは君に一つの御疾にて、御間違の筋と存じあげ參らせ候。浮世と替る里故に、





女髮結
茶人・法師
諸色安くなるを喜ぶ人
新町
直下げの散し配る人

廓とは兼ねて申し候なり。廓の遊びは奢を元として、上の遊びになぞらへて、御簾・玉階花を飾り、一日の榮華に浮世を忘れ、延年の樂を盡すの界なれば、唐も大和も變りなき、娼門の遊とはなりぬ。今遊女の形を直し、花に粧ひ月に飾るの姿を變へ、質素の姿になる時は、只之れ常の女にして、何によりてか遊客を遊しめんや。その上に何によりてか金を費し、かざしなき身の玉を愛し、世の憂ひを忘れ草とはなりなんや。恐れながら此度の思召昔に返させ給ひて、只々萬づの民を子の如く憐み給ふ、民の父母となり給はゞ、賤しき遊女の姿迄御心を勞し給はずとも、南面して世は治り候はんやと存じ參らせ候。されば孔子も苛政虎よりも恐ろしと仰せられ候ぞかし。御政事と申すは、餘り隅から隅まで御手を入れられ、細過ぎたる御政事と申すより、雪に散る冬の夕迄、月雪花に治まれる御代と樂しむ爲めの遊女と、諸人に誠の情をもて、誠の中に樂しみ遊ぶは、偏に君の御惠を仰ぐ隙より書續けたるよしなしごとに、尊き御目をけがし參らせるになん。素より流れの此の身なれば、白河



の殿樣へ差上參らせ候。かしこ。

迷はじな流れの末の身なりとも數へすぐなるみちしある世に

此文を出して、越中侯へ差上げし時、直江年十八なりしといふ。

近來諸事寺院猥に其寺の本尊・什物・佛具幷に建具抔書入れ、又は賣渡しの證文を以て、金銀を借用致し候寺院數多有之不埒に候。向後右の品質に入れ、或は賣渡證文を以て金錢を借用致し候本人は勿論、證人迄も吟味の上急度申付くべく候。尤も金主の儀も右の品質物に取り賣渡證文にて、金子を貸し候段不埒に付、金子濟し方の儀につき訴出で候とも、向後は濟し方申付くまじく候。

右の通り元文三午年江戸表に於て、寺社奉行方諸寺院幷に町方へ相觸候れに付、本寺役寺觸頭などより、配下の寺院へ通達致し候儀に付、當表に於て前書の次第相觸れ候儀無之共、住職の身分にては兼ねて相辨へ罷在るべきの處、其の儀なく心得違ひの者有之、近年猥に相成候趣相聞え、不埒の事に候。全く年久しく相成候に付、觸渡しの趣忘却致し候か、或は相辨へざる者も有之候哉、以ての外の事に候間、右

無届にて普請するを禁ず

元文度觸渡しの趣、忘却致さゝる樣急度相守り候べく、縦令右貸付返濟相滯り、金主より出訴に及び候とも、濟し方の沙汰に及ばず候。向後右の品質に入れ候か、或は書入れ金子借用致し、又は賣渡し候者有之に於ては、當人は勿論、判組・口次人・金主迄も吟味の上急度沙汰に及ぶべく候間、心得違ひ無之樣致すべく候。

一、都て寺社家普請の儀、聊の事にても奉行所へ願出で、承届の上作事致すべき儀に候處、心得違ひの者有之候哉、願出さず普請を致し、又は願出で候分も、願ひ通りと相違ふの作事致し候樣なる儀も有之趣相聞え、不埒の事に候。右體の儀有之ば、急度沙汰に及ぶべく候間、心得違ひ無之樣致すべく候。

右の通り安永九子年觸渡し置き候處、何時となく相弛み、追々增長致し猥に推移り願出です、我儘に修復・再建・新築等致し、又は願出で聞届け候分も、普請の仕方願通りと相違の作事致し候向も有之候趣相聞え、不埒の事に候。先年相觸れ候より年久しく相成り候に付、觸渡しの趣全く忘却致し候か、或は相辨へざる者も有之故の儀と相聞え候間、前書觸渡しの趣能く辨別致し、違失なく相守り、聊の普請たりとも



造作の廣大を競はざらしむ

願出で候上作事致すべく、且つ願出で聞届け候分も、願通りと相違の作事致すまじきは勿論、願濟み出來立ち候はゞ、斷出で候儀邂逅にて、如何の事に候間、出來立ち候ばゞ等閑なく斷出づべく、品により見分けの者差遣し候儀も可有之候條、尤心得違ひ願出です、修復・再建・新築等致し候分は、普請の仕方委しく相認め、墨引・粗繪圖相添へ、早々斷出で申すべく候。近年所々火災に付、類燒に及び候寺社も有之、追々再建斷出づべく候條、右に付寺社普請の仕方一體心得違ひの儀、左に申聞け置き候。

總て是迄有來り候寺社建物大造にて、其上修復を加へ候砌は、兎角他の寺社より見分よき樣致し度き念慮より、手重の造作を好み候儀と相聞え、尤願書の如く御法度の作事は致すまじく候得共、彫物・組物に似寄り候儀相交る向も有之由、さ候へば自ら高價の材木は勿論、鐵物類職人工手間迄も格別手籠り、雜費多分に相掛り、無益の事のみに心を盡し候樣に相成り、名聞競爭の俗情に拘り候儀は、却て神佛の心には相叶ひ候まじき筋にて可有之候。此段は僧侶・神職等の輩兼々相辨へ罷在るべく候儀に候得共、修理等の儀は多分自力に及び難く、檀家・氏子・講中等の助力

許可通りの建物をなす事を諭す

に任せ、無ㇾ據世俗の意に隨ひ居り候類も之有るべくや、然しながら無益の費を辨へず、名聞の作事莊嚴に相泥み候儀は有ㇾ之まじき事に候。勿論寺格・社格にて、從來大造の神事・法會等仕來り候類は、堂舍等も其の仕儀に應じ申すべき儀、之れ迄有來りの分は其通りの事に候へども、此後追々修理・再建の企致し候寺社の分、縱へ檀家・氏子・講中等に世話致させ候とも、別段の意味篤と申談じ、再建以前より成丈け手輕に致し候はゞ、諸入用も減じ、修理も早速に調度致すべき筋に候間、右等の儀よく辨別致し可ㇾ申候。尤も是迄願出で聞屆け候寺社普請の中、自然檀家・氏子・講中等の勸めに泥み、他の寺社に劣るまじきとの、心得違ひの競爭に拘り、願通りに相違にて彫物・組物に似寄り候儀相交へ候か、或は間數等定法にはづれ候作事企て居り候向も有ㇾ之ば、兼ねて願濟みの通りに相改め、御法度の作事紛らはしき儀無ㇾ之樣可ㇾ致、右體教諭の次第觸渡し候後、自然相背き、猥りの儀相聞え候に於ては、當人は勿論連印の者迄も、吟味の上急度沙汰に及ぶべき間、心得違ひ無ㇾ之樣致すべく候。

右之通り三鄕町中へ可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅五月石見遠見

右の通り仰出され候間、町々入念可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候以上。

五月十一日

北組　總年寄

五月十七日仰渡さる

商人の取締

市中商人共へ役場仲間、其他諸家仲間共錢さし押賣致し候者共、近頃は別して横行に相成り、剩へ町家の者挨拶柄により、不法の振舞に及び候儀も有ㇾ之由相聞え、不埒の事に候。向後右樣の所業致し候者有ㇾ之に於ては、見懸け次第召捕り候樣、町奉行・火消盜賊改めへ申渡し候間、可ㇾ被ㇾ得ㇾ其意ㇾ候。

右の趣向々へ可ㇾ被ㇾ達置ㇾ候事。

三　月

右の通り從ㇾ江戸ㇾ被ㇾ仰下ㇾ候條、此旨三鄕町中へ可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅五月石見遠見

大坂出火

六月朔日晴、今〔日脫カ〕丑の刻より平野町淀屋橋筋西角の家より失火にて、方一町餘

物價の下落を謀る

り、竈數二百七十餘り燒失す。

五月廿九日御觸

諸色高直にては四民困窮の基に候に付、今度十組上金を始め、總て物價に拘るべき筋の上金類幷に冥加を以て、御用相勤め候向の欠付、人足等迄殘らず御免の上厚き御世話も有之候處、諸色直段の儀、日用の品は追々引下げ候趣には候へども、品柄により一向直下げ等致さゝる分も有之、或は品を劣らせ、掛目・桝目等減じ、いかがはしき賣方致し候者も有之やに相聞え、不埒の至りに候。右風聞の通り相違無之に於ては、折角御世話有之候御仁惠の御趣意も行屆かず、直下げの詮も無之候間、銘々御城下に安住致し、御國恩を以て無異に家業を營み候冥加の程を相辨へ、實意に立戻り、正直に渡世致すべく候。萬一利德に泥み、心得違ひの者も有之ば密に役人相廻し買上げ置き、嚴重の咎申付け候事も有之べく候。さりながら元方直段引下げ方の掛け合ひ行屆き兼ね、無據直下げなり難き譯柄も有之候はゝ、元方掛け合ひの書面等を以て、掛酌なく早々月番の奉行所へ訴出づべく候。さ候はゞ嚴重に是又咎申付くべく間、一同時を移さず夫々直下げ、荷元等の掛け合ひ致すべく候。

右の趣町中不洩樣可觸知者也。

五月廿九日

右の通り江戸より被仰下候間、當地の儀も同樣相心得、日用の品は素よりの儀、何品にても直段引下げ方專一に相心得、元方へも掛け合ひ、成丈け下直に賣買致すべく候。別して掛目・桝目等の品は入念に取扱ふべく候。若しいかゝの儀相聞え候はゝ、急度沙汰に及ぶべく候條、心得違無之樣可致候。

右の趣三鄕町中不洩樣可觸知者也。

北組
總年寄

寅五月石見
遠見

醫師を取締る

近來醫師の供方風儀一體に惡しく相成り、病家へ罷越し候度毎に、酒料或は辨當代等と唱へ、金錢を乞受け候由に相聞え候。病體に寄り候ては時刻幷に風雨等の差別なく相招き、療治を受け候事有之候に付、病家の心得を以て、供方の者共へ手當致

し候を受納致し候は格別に候へども、供方の者どもよりねだりがましき儀、申出で候者有之まじき筋にて、小身又は身上不如意の者は、其の療治受け候儀なり難く、右は畢竟家來の申付け方不行屆故に候。以來右體の儀無之樣嚴しく可被申付候。

十一月

右の通り江戸より仰下され候に付、醫師共へ申渡し候條、以後供の者病家に於て酒料竝に辨當代乞受け候儀無之事に候得共、萬一申越し候者有之候はゞ、如何樣にも相斷り、名差を以て月番の奉行所へ訴出づべく候。其の儀を厭ひ、申すに任せ金錢差遣し候者有之候はゞ、急度御沙汰せしむべき事。

右の通り三鄕町中へ可觸知者也。

北組
總年寄

提げ札

一、此度醫師召連れ候供の儀に付、仰出され候趣、御役所に於て受印仰付けられ候處、

醫師の供

多人數の儀に付、町々にて醫師へ其旨相達し、印形致させ、來る廿八日差出さるべき事、

一、旅宿致し居り候醫師の分は、宿主へ向け、御觸書の趣、譯て委しく相達し申すべき事。

五月二十六日

野菜物賣買觸の儀に付、新生姜・貝割菜迄も賣買差支へ候趣に候。右は初者と申すにては無之候間、唯今迄の通り賣買苦しからず候。

右の通り江戸より仰下され候條、此旨三鄕町中へ可觸者也。

寅五月　石見
　　遠見

覺

一、祭禮の時分、彌々諸事輕く仕り、笠鉾にかけ候小袖幷に帶小袋、又は吹貫・小旗・造物人形の裝束等に至る迄、絹〔紬カ〕・麻布・木綿の外は無用たるべく、衣類・道具等に金銀の箔押すまじく、祭に出で候町人衣類、麻布・木綿の外著用仕るまじき事。



初物賣買禁止に付ての再告

祭禮の服裝

覺書布達に關する布令を進達す

天滿天神神輿の規定

一、天滿天神宮祭禮の節、神輿舁き候者、立願抔と名付け、大勢立會ひ騷動仕り候由相聞え、不作法に付、兼ねて神輿舁人の員數幷に裝束相定め置き、隨分物靜かに仕るべく候。定の者の外一人にても罷出で候て、神輿に障り候者有之ば、急度申付くべき事。總て外々の祭禮にも、無用の者神輿に障り騷動致させ候はゞ、詮議の上急度沙汰致すべく候。

住居祭禮の取締

一、住吉祭禮の節、大坂町中より持參の提灯、棹一本に餘多附け候故、火の元不用心に候間、棹一本に提灯一つ宛之を附くべし。且又祭禮仕舞ひ提灯持歸り候刻、今宮村の中にて火を消すべく候。若し大坂町内迄火を燈し歸り候者有之に於ては、町々の者出合ひ之を消さすべく。違背せしめ候者、番所へ召連れ來るべく候。併し外の祭禮にも、夜中提灯・松明等を放埒に致し候はゞ、越度たるべき事。

祭禮の際留守居番を嚴重にせしむ

一、祭禮見物に出で候者、銘々留守の火を用心堅く可ㇾ申付ㇾ候。無沙汰致し、手あやまち之あらば、曲事たるべく候。總て町々に殘り居候者、町中を見廻り、別して用心可ㇾ致事。



祭り喧嘩の取締

一、祭禮の刻あばれ者之あらば、其の所の町人早速出合ひ、前後の門を打ち、捕來るべし。若し見遁し候に於ては越度たるべき事。

右の通り三鄕町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅五月

祭禮の華奢を禁ず

每年六月は諸社神事に付、練物・地車・太鼓など差出し候儀に付、前々口達を以て觸知らせ置き候通り相心得、神事の儀は隨分相賑ひ候ても苦しからざる事に候。無ㇾ程神事月に至り候に付、申聞かせ置き候。さりながら御時節柄追々觸渡し置き候趣も相心得、地車・太鼓又は練物等の飾り、藝者の衣裳・木綿晒を相用ひ、華美の儀致すまじく候。尤右の外新規に相工み候品、決して差出し申すまじく候。且地車太鼓・練物等、已來奉行所へ持參に及ばず候。尤衣裝附には鄕々總會所より書出すべし。此方より役人を差出し引合はせ見分に及び候。此の地の外幷に夜に入り、地車曳歩行申すまじく候。若相背き候者有之ば、急度可ㇾ令ㇾ沙汰ㇾ。

右の通り三鄕町中末々まで洩れざる樣可ㇾ申聞ㇾ事。

寅五月

口達

木綿織物に制限す

近來世上衣食住を始め、諸事奢侈に超過に及び候に付、質素節儉等の儀、追々御觸出有之、右に付、町人共心得方の儀、品々申渡し置き候趣も有之候。然る處此節町々呉服屋又は木綿屋の内、絹・縮緬等に見劣り無之樣巧を盡し候眞木綿、高直に賣買致し候者有之哉に相聞え候。右體の品柄上品に仕立て候儀は、其筋の職人共巧者・不巧者の者にもより候儀にて、一般には申難き筋に候得共、高直に賣買致し候ては、專ら不益を省き、衣類等改め候趣意にも相觸れ、卽ち奢侈を導く基にて、以の外の事に候條、以來木綿相當の直段を以て賣出し候儀は、格別高直に賣買致すまじく候。夫々所の者も心を付け相改むべく候。

普請修補に就いての口達

一、此節町家新規の家作、幷に屋根廻り破損所修復等迄も斟酌致し候者有之哉に相聞え候。さ候ては自ら金錢融通合に拘はり、別して其の筋働きの者身過も無之、難儀致し候筋に候。畢竟自分不相應華美に取補理候儀は無用の事に候へども、修復は勿論新規の家作に候共、銘々身分相應取補理ひ候儀は苦しからず候間、少しも遠慮に及ばず、普請幷に修復等勝手次第に致すべく候。

右の通り三鄕町中洩れざる樣可申聞候事。

寅五月

竹木賣買の制限

一、此度問屋唱方の儀に付、御觸達有之に付ては、株札幷に問屋仲間差止め候儀、當三月已來追々相觸れ候節、竹材木屋賣買筋の儀、先づ唯今迄の通り相心得べき旨申渡し置き候處、尙又取調べの上、右の分も差構へ無く候に付、今般十人の材木屋差止め、外同樣素人直賣り勝手次第に申付け候。

本屋の取締

一、本屋も右同樣申渡し置き候處、是又差構へ無之候に付、今般本屋行司差止め、素人直賣買勝手次第申付け候。併しながら本屋儀は、猥に相成候ては、取締りに拘はり候に付、以來新規に右商賣相勤め候者は、月番の奉行所へ屆出づべし。其の砌取締りの廉申渡すべく候。且つ新作の書物等板行致し候節も、前同樣奉行所へ下書差出し、改めを受け申すべく候。尤右體手廣に相成り候とて、前々賣買差止め、又

質屋古物商取締

は絶板等申付け有〻之候書類は、決して取扱等申すまじく候。

寅五月

一、町中質屋・古著屋・古著買・古鐵屋・古鐵買・古道具屋ども仲間組合、停止せしめ候旨相觸れ候上は、追々同商賣の者出來候とも、決して差障り申すまじく、向後新規に右渡世相始め候者、幷に之迄渡世致し來り候者共、御紋付の品幷に銀具類、一切質に取り、買取り申すまじく候。萬一無〻據仔細之あらば、月番の町奉行所へ訴出で、指圖受け申すべく候。

一、質屋・古著屋・古著買共、質に取り買取り、候節、置主・賣主とも證人倶々罷越し候はゝ、質に取り買取り、苦しからず、一人に印判二つ持參致し、置主・賣主・證人名前申聞き候とも、質に取り、買取り候儀は致すまじく、たとへ置主・賣主・證人一同罷越し候とも、其の品多分にて身分不相應に有〻之か、又は怪しく相見え候分は、先吟味を遂げ、品により其の物を留め置き、月番の町奉行所へ訴出づべし。若し盜物等質に取り、買取り候者有〻之に於ては、吟味の上右の品を取上げ、代金は損失



致させ、品によりては咎申付くべく候。

一、小道具屋・古道具屋・古鐵屋・古鐵買の儀も、總て右質屋等に准じ、買取り又は賣拂ひ候節、其の品帳面に留置き、賣上證文取置き、常々帳面等念入れ置き、紛失物尋ね有〻之節、右帳面を以て吟味致すべく候。

但し質に取り買取り候品、模樣つき等迄委細留置き、右帳面の儀は紙員相改め、名主とも押切申付け候間、右の外紛らはしき帳面拵へ申すまじく候。且又紛失物吟味の節、名主共へ支配限り遣し穿鑿、其品有〻之候に於ては、早速町奉行所へ訴出づべく候。尤名主方へ帳面長く留置き申さず、改め次第差戻し、渡世の障りにならざる樣致すべく候。

一、質渡世致さゝる者、出入候武家方より無據わけにて、金銀の替りに當分質物取置き候類は、其品支配の名主へ相届け置き、紛失物有〻之候節、吟味を受け申すべく候。

右の通り申渡候間、町中名主共も其の旨相心得、自今紛失者有〻之ば、一支配限り

右觸出しに就いての添觸

入念吟味致すべく候。若し未熟の致し方相聞え候に於ては、渡世の者は勿論、名主とも迄急度申付くべく候間、此段可ニ相守一者也。

寅四月

右の通り江戸より仰下され候に付添觸れ左の通

一、質屋幷に古鐵古道具屋・古手の儀、冥加銀差止め賣買筋の儀は、追て沙汰に及ぶべき旨、當二月以來追々申渡し置き候處、此度前書の通り御觸出有ニ之に付、大坂幷に天滿攝河在々、總質屋・古鐵古道具屋・古手の儀、以來仲間組合は勿論、夫々年寄幷に總代・手代りの者等も差止め候間、其旨存ずべく候。

一、大坂町々年寄の儀、江戸表名主とは譯も違ひ候に付、以來質に取り、又は買取り候品、模樣付等委細留置き候帳面の儀は、總年寄に押切申付け候に付、夫々方角の總會所へ帳面持參調印申請ふべく候。尤も紛失者吟味の節も、總年寄に取調べ申付け候間、其筋々沙汰次第右帳面差出し申すべく候。其餘委細の儀は、御觸面の通り違失なき樣相守るべく候。但攝津兵庫・西宮の儀は、兵庫は名主、西宮は庄屋、其餘の在々の儀は、其の村限り庄屋共取締り申付け候間、本文同樣相心得べく候。

右の趣三鄕町中可ニ觸知一者也。

寅五月石見遠江

諸物價の下落を計る

〔頭書〕何品によらず、商賣人賣直段・元方直段共早々取調べ候樣仰出され候間、夫夫譯け書記し、年寄より書出させ候儀に付、其旨相心得置かるべく候。品書の儀は、今日迄追々に廻狀を以て可ニ申達一候事。

北組總年寄

寅五月廿九日

近來諸色の儀元方手薄に相成候に付、捌け口多く生費釣合はざるの場合より、奸商ども所爲を加へ、格別直段を引上げ候趣相聞え、以の外の事に候。諸色高直にては四民困窮の基に候に付、厚く御世話有ニ之一、猶又此度直下げの儀に付、格別御觸出しの趣も有ニ之一、殊に先達て株札幷に問屋仲間組合等差止められ、素人直賣買勝手次第と相成居候上は、旁〻諸色の直段今一際目立ち候程に引下げ申すべき筈に付、以來町町何品によらず、卸賣より小賣に至る迄、唯今迄の直段より二割以上引下げ賣買致

すべく候。且金銀貸付の利限或は家賃銀、總て細工手間手傳、日傭賃銀錢、其の外右類の儀、同樣引下げ申すべきは勿論、一般に右二割以上引下げの直段を曲尺に致し候譯にては無レ之、其上にて一分の働き次第、猶又三割にても四割にても引下げ候て、卸賣直段何程、小賣直段何程と小札に認め、銘々店先へ差出し置き候か、又は同樣張紙致し置き候か、何れとも右引下げの直段顯然と致し、衆人見渡し宜しき樣取計らひ、彌〻正路に賣買致すべく候。尤も右直段書、町役人ども取締方廉々總年寄へ差出すべし。自分元方直段に拘はり候か、其外無據譯のもの有レ之、右二割以上引下げの直段より、猶又引下げ候儀相成る儀も有レ之候はゝ、其段早々月番の奉行所へ申出すべく、元方をも打合せ糺したる上沙汰に及ぶべく候。但右の通り申渡し候とて、品物の性合・格好は申すに及ばず、掛目・升目等を劣らせ申すまじく候。總て唯今迄の姿を以て、正路賣出し申すべく候。

右の通り三鄕町中可レ觸レ知者也。

六月三日　石見遠江

北組總年寄

平野町出火

初物を賣れる者成敗せらる

不如法の儈多く召捕らる

穢多の成敗

盜賊橫行す

六月朔日、平野町の失火、火元不埒の事にて、已火出せしにあらざる由申募り入牢し、火消人足の中にて、又所々へ挿火致し、其中にて火を廣げし由にて、火事半ばにて十人計り召捕られしといふ。又先達て時節外れの初物を賣り候事、御制禁の觸ありし事なるに、天滿市側にて冬瓜を賣り、御城代の手にて之を買取らせ、町奉行へ御沙汰あり。市の側にて商ひし者三人、之を作りし百姓、何れも手鎖にて町に御預けとなる。又前にもいへる如く、不如法の坊主等追々に召捕られて、其の掛りの梵妻・遊所等仰山なる事なり。又五月下旬より穢多の素人に紛込み、市中住居せる者共、追々に御詮議ありて召捕へられしも少なからず。又風を喰つて出奔せしも仰山の事なりといふ。又不賴の惡徒・盜賊の群に入りしも、少なからざる事と思はる。所所方々へ押入りせしといへる中にも、心齋橋北詰の家へ入りし賊などは、門口を打壞り、金銀を多く取り、歸りがけに亭主に向ひ、「明日奉行所へ届けぬる時、何の龜とやらん言へる者、賊に押入りしと訴へよ」など名乘り歸りしといふ。又島の内にて或る町には、多くの番人手當致し候へども、何分にも溢れ者の盜賊等多く候故、此節

初南瓜を買ひて罪せらるる

與力同心の雜閙

物價下落に付買占商人財を散ず

にては何程賃錢を出し候ても、番に出で候者無〻之候故、「御威光を以て宜しく御計らひ下され候樣」と願出でし町もあり。又年寄役致し候者の妻、先達て御觸も有〻之事なるに、初南瓜を價高に買ひ候とて、咎仰付けられし者も有〻之といふ。又斯樣の事にて總て役掛の與力・同心等も繁多なる事にや、齋藤町西橫堀に道具屋の首縊死しありて、早速屆出でしかども、檢使出で來らず候故、之を葬る事もなり難く、その儘にして死人を兩三日も捨置きしといふ。諸品二割餘の直下げ仰付けられ候に付ては、是迄物を買占め、榮華に贅り暮らし候者も遽に眼前にて損をなし、身上立行き難き者も有〻之由。これ全く平日の贅り甚しく、何にても過分の利を貪り取られぬる事の樣に心得て、一己の榮華に驕り暮らせし者ども、直下げ二割引等の事にて、差當り利益を失ひぬる事故、狂氣をなし、所々狂ひ歩き、丸裸にて下帶をもなさず、信濃橋の上にて狂ひ躍りつゝ、正なき言を口走れる者などもありといふ。斯樣の者ども銘々數年來御益を上納し、問屋株などと唱へて、其の向々の品々を、自由自在に括占め、多くの利を貪り、諸人を困窮せし事をば聊も思はず、今度差當り己等が勝手よからぬ事を密に罵りぬると、富家の者共儉約をいひたて、物事質素なるにぞこれに出入せし者共、自ら退けらるゝ樣になりて、錢儲する事もなければ、御趣意の結構なる事は思はずして、詰らぬ〳〵などいうて呟きける者共少なからざるに、又種々浮說申觸らせる者などありて、騷々しき事なりし。又江戸大に不景氣にて、物の賣捌けぬる事無〻之にぞ、大坂より積下せし諸品、何によらず買人なき事なれば、一人も品物の價を昇せぬる者なし。然るに諸侯の仕送り等は、相變らず之迄の通りに仕向けぬる事故に、大坂の金銀減る計りにて、外よりして入る事のなき事故に、金子拂底となりしとて相場大に上り、六十四匁五分位となる。此十餘〔年脫カ〕已來斯樣なる金相場の高き事は之無き事なり。又毎日々々御城代・町奉行其の外役掛りの人々よりして、隱目附を出し、何に寄らず種々の品々を買ひ歩き、その品の安き・高き、秤目の少き、枡目の足らざる等を改めて、商人共思掛けなきに召出され、之を叱られ吟味等せらるゝ事なりといふ。

江戸の不景氣

隱目附橫行

京都の耳目

京都にて市中は言ふに及ばず、不如法の僧侶又市中に紛込める穢多の類、大に狩立

伏見奉行の儉約令施行方法

てられて召捕らる。西本願寺不如法の事廿五箇條、東本願寺に三十三箇條、公儀より御察度入り、大に内亂騒動をなすといふ。其の外困窮人と見えて、首縊・捨子等至て多く有之。又町口口口といへる禁裏の御取次を、親不孝なりとて、御附武家小笠原□□之を召捕りて、所司代へ引渡す。一應の傳奏へこたへもなく、我意に募りし振舞なりとて、關白殿下之を怒り給ひ、直に小笠原□□を追下しになりしといふ。伏見奉行には質素儉約の御觸出しにて、之迄諸人驕に長じ、分限不相應の衣服を著用せし事なれば、今俄に綿服など拵へ候ては、差當り難儀せる者共多く、之迄心得違ひとは申しながら、今又俄に物入りをなす時は、定めて困窮すべき事なれば、之迄通りにて當年中差免し置くべし、夫れ迄に之迄の絹物等を著潰し、其の内に心掛け追々に拵ふべし。來年に到りては、嚴しく差止め候間、其の旨相心得候樣にと申付けられしといふ。斯樣の御觸なるにぞ、京・攝の嚴重なるに引替へ、伏見計りは却て平生よりも目に立ちて立派なりといふ。又伏見にて七十二箇寺之有る寺々の僧等、一人も不如法ならざるはなし。其の内にて三十餘箇寺を選出し、之を門前拂ひ

尾州侯の儉約令勵行方法

とし、其の餘は之を宥免す。之等の計らひ方總て面白き取計らひなれども、餘りくだくだしければ之を略す。

將軍密に出行す

尾州は至て嚴しき事にて、衣服は云ふに及ばず、笄・簪の類も眞鍮は金に紛れ、四分一は銀に紛るゝ故、木竹にて拵へしならでは、さすこと相成らず、他國よりして入込み住居せる者を悉く追返し、金銀の類他邦よりして取込む計りにて、聊も他へ出す事能はず。百姓は大家の主たりとも、雨天に傘下駄を用ふる事を禁ぜられ、妻子とても同樣の事なりとぞ。近々軍が始まる抔とて種々の風說をなす、宜なる哉。金銀品物は他邦より取込む計りにして、品物の價は言ふに及ばず、是まで取引きせし先々へも、聊の金銀をも取込みて返さざる故、種々區々の風說のみにて、至て騷騒しき事なりといふ。

江戸に於ては、折々將軍樣にも御忍にて、僅に十人・十五人位の人數にて折々市中を御歩行あり。火事場等へは皮の火事羽織にて御出であり。密に礫を見物し給ひ、鎌倉へも纔の御供にて御越あり。所の庄屋へ手自ら御菓子抔を下されし事等もあ

りしといふ。如此なる事故、市中大に恐怖をなし、至て物淋しき事なりといふ。又鼈甲の櫛笄・刺物等、江戸中の町家より御取上になり、北町奉行遠山左衞門尉眼前に於て、悉く微塵に打碎き捨てられしと言へる事、委しく阿波の屋敷へ申來りしとて、其の噂を聞きぬ。

江戸よりの來狀の寫

江戸よりある人の方へ申來り候書付の寫

壹番組より貳拾番組まで市中世話掛り名主、但し何商賣何部の組、名主掛りに相成り候て、見廻り候事

番外新吉町・同品川門前名主

一、町々家作の儀、土藏作り塗家等に致すべき旨、先年より度々觸置き候處、年歴越經忘却致し候向も有之哉、近來塗家造等は稀に有之、柿葺多く、出火の節消防の爲宜しからず候間、以來普請修復等の節申渡し候通り、土藏造り又は壁家に致すべく、併し一時にて行届き申すまじく候間、先々表通りの分、追々土藏造り壁家等に相直し、裏家の儀も柿葺の分瓦葺に致し候。是又往々は塗家等に相直し、造作も專ら質素に致し候。往還は勿論横町・裏町とも、猥に張出し候建出し一切致さず、都て

瓦屋根にすべきことを



形容に拘はらず、今般厚き御趣意の趣相守り、末々迄も行届き候樣致すべし。右の通り南御番所に於て仰渡され候趣、逐一申渡し候間其居々迄、來る五日迄家主連判にて差出すべき旨、尙又申渡すべき旨、此段御達し申上候以上。

右の通り仰出され候儀にて、當方暮方（くらしかた）只々顏を見合せ居候事に御座候。この外は未だ御觸出し無之候へども、御掛の御大名樣方へ仰渡書出し候。內々に御座候へども、元大坂町・葭町・堺町・葺屋町・人形町通り・乘物町迄、堀町川岸通五丁目殘らず取拂ひと相成り候。右場所へ大坂の大町人呼下し申候由。又小網町一丁目より永代橋前通り凡町數五町程不殘御取拂ひ、右所に御大名樣方お屋敷出來候由。日本橋邊魚店、小田原町西しんば、殘らず築地邊と一所の由。右の通り御內意仰付けられ候由承り申候。大變の事に御座候。右前文の通り町內より見せられ、寫置き候旨御心得にも相成り候儀と存じ候に付、御覽に入れ奉申上候。

諸寺社內に有之小家類取拂ひ候樣被仰付候に付、或人相村何某とかいへる者に是を咄し、小家掛けの者共嘸難澁する事ならんといへるにぞ、相村が答

天保十三年雜記

書。（此の答書甚だ不文にして、至て拙き事なれども、當時の有樣を知るに足りぬる故、之を捨てずして、此處へ記し置くなり。）

「神事也。不可入於僧尼、輕重之服穢輩者也。」則ち此の制札は、社家の門柱に之あり、大に忌むことなり。今上皇帝聖壽萬々歲・征夷大將軍武運長久・天下泰平五穀成就の札、此は何れの神社にも奉置なり。幷に地子の除災を祈る齋場也。其本社に拜する柏手、神に奏する神樂の音に、放下師の哨吶（ちやるめら）・芝居の囃子に鈴の音を紛らし、剩へ末社は芝居小家の後に蟄り、大小便の番神となり給ふ。淨地といへるは古の事なり。本尊の香奠に賣店の魚肉の煙を交へ、懺文の合掌も乎（おと）圖聞に暗く、操れ耳を菩薩の奪はるゝ、北堂は喰捨の骨の晒所となり、鎭守の駒犬は腐腸の前に躑躅（〔蹲踞カ〕）嘻呼、産砂（うぶ）の土と尊み、未來を誓ふ淨刹。如此にありて快しと思ふも多きこそ不審夕に嚴命ありて朝に雲はれて、掃ふ如く酒ぐ如く神たり佛たり。顯然として喝仰普し。社人・僧侶己が主たるの地を自儘に貸して、口腹を肥すは不忠の族なるべし。日向にさへ小便せぬこそ人の道にあるべし。和光同塵といふは、己が方より神佛を汚すの事にあらず、大明新照なしといふ意も取違ふべからず。士農工商各其職らしく、貴賤の程々らしく身を持つ、僧は僧らしく、醫は醫者らしく、唯冬は冬らしく夏は夏らしければ豐年なり、弓道なれらしからぬは轉倒にして、災害の根なるべし。孔子曰ふ、「君々・臣々・父々・子々」眞にらしくの御敎なり。醫者は醫者たらぬ故に、その形著付も河原役者に似たり。其の心得の企は山子に似たり。長柄の駕籠に乘り行く事寺僧の役に出るに似たり。さこそ思ひ侍る。其匙を以て、人をまゝ往生せしむる者なり。「入船の順風は出船の逆風」と、松平越中守樣も仰せられし。孟子曰ふ、矢人は唯人を傷けん事を思ひ、函人は唯人を傷けざるを思ふ。夫れ馬の性は晴風を喜び、豕の性は雨濕を望む。物の矛盾かくの如し。奢侈を招くの商人は、世上の驕奢に其の家を肥し、總て節儉を守りて其業の疲る、放蕩の多きは遊里の繁昌、市中の憂ひなり。此己を省して意念を吐露するは、譬へば土を喰ふ蟲の泥屎を便して笑止に思はれ、白癡面看板の蒙於異名而已。昔の御觸を御調べ見るに、

一、酒醉ひ心ならず不屆仕り候者粗有之候。兼て大酒仕り候儀停止に付候へど

も彌〻以て給べ候儀、人々相愼み可ㇾ申候。

一、客等これあり候節、酒を強ひ候儀は無用の事、勿論酒狂の者これあり候はゝ、強ひ候者も越度たるべく候事。

一、酒商賣仕候者、連々誠の用可ㇾ仕事。

元祿九八月半石甲斐

天保十三寅四月下旬頃より、大津邊酒給べ候儀、客有ㇾ之候とも、一人前一合あてより下さるまじく候との御觸有ㇾ之候事。

謹思、人皇六十三代御諱憲平實謚ㇾ院號ㇾ之始也。奉ㇾ稱ニ冷泉院一及ニ天保十二辛丑年一、復古而爲ㇾ謚ニ天皇之尊號一乎。此間之距八百七十五年、而爰受禪五十九度之格例、則將ニ改正而爰奉ニ大號一。光格天皇者也。天保十二辛丑年閏月勅盡云々　人皇百廿一代今上皇帝御諱裕仁

今般叡慮之博台惟之厚而至ニ時于萬物之復古改正一之、者王格之猶此哉、何況應ㇾ改ニ人事一者也。

〔頭書〕この文は、別して文盲なる者の物語り自慢にて、書綴りし事故、別して不文なり。されども之を記しぬるは、洒落・落首・惡口等を書記しぬるを同じ事にして、當時の有樣を知るに足りぬればなり。少しも浮きたる心にて書記せる事にはあらず。

## 稻葉丹後守内亂の理由

前に記せる稻葉丹後守淀の城主當時御寺社奉行内亂の實說を聞き候ひしに、此の人の内室といへるは藤堂和泉守の娘にして、容貌麗しく至つて貞女なりといふ。然るに丹後守に妾ありて當年十四歲になれる娘あり。此妾大に惡心なる者なれども、よく丹後守を手に入れ、之を自由自在にする事なりといふ。丹後守は此の女に他愛なく魂奪れて、更に餘念なき事とぞ。されども内室には之を恨むる事なく、只溫順になして居られしに、ある時其妾内室の前に出しが、君寵に誇れる儘に、内室に對し法外なる過言せしに、内室は之を穩便にせらるゝ心なりしに、内室の附人常々彼が君寵に敎りて、内室へ對し無禮なるを憤り、斯る惡女を其儘になし置く時は、君家の爲に惡しかりなんと、常より歎き思ひ居しに、斯る事に及びぬる故、其の人其の妾を刺殺し己も切腹せしといふ。然るに丹後守には、此の者心ありて忠義のためにせし事なりとは心もつかず、其の愛妾を殺せし事を憤り、こは定めて内室の嫉妬よりして、其の者に申付け之を殺させし者ならんと思ひ誤りて、内室を手討にせんとせしにぞ、内

改革令と江戸

室は其の事にあらざる由、言譯けせらるゝと雖も、更に之を信用する事なき故、内室には自害をせられしといふ。役柄にも似合はずして斯る不始末の内亂ありしにぞ、忽ち御役を召上げられ、隱居仰付けられしといふ。藤堂家至ておとなしかりし故事なく、切に公邊を執成されし故に、事手輕く收まりしといふ事なり。

改革令と京都

昨年御改革に付て、七月以來度々質素儉約の御觸之ありと雖も、何時の御觸にも分限相應の文字ありて、一概に木綿計り用ひよと仰出され候趣にもあらざれ共、江戸は別して都會入込みの場所故、無賴の惡徒多く、賣物・衣服等にて御法度に背ける者多くして、大勢召捕られ、夫々にお咎めを蒙りぬ。京都も同樣の事なれ共、嚴しく仰出されしは、三月上旬よりの事なりしが、同所は呉服商賣の者至つて多く、西陣の織屋を始め、呉服商人おもたる所になるに、嚴しく之を止められし故、何れも大に困窮に及ぶ。別て織屋の下職をなして糸を繰り絹を絞り、鹿子を結ひ縫をなし、天鵞絨つみ抔して世を渡りたる者共、聊もなすべき業もなければ、何れも飢餓に迫りしと見えて、五月下旬に至りては首縊・捨子など至つて仰山の事なりといふ。大坂は

改革令と大坂

昨年以來質素節儉の御觸ありと雖も、嚴しき御停止となりしは、四月中旬の事なりしが、江戸・京都等の嚴しかりし噂を、之迄篤と聞込みし上の事なれば、一統に大に恐れ、其の分限の差別なく、悉く木綿の衣服に更へしむ。呉服屋は絹・縮緬は申すに及ばず、何一つも商ふ品なければ、何れも木綿屋となりぬ。近來驕に長じぬる處より、裏屋の隅々端々に住める極貧窮なる働人と雖も、噂は髪結に髪を結はせ、足には七八百位宛なる下駄・草履を穿き、一枚一筋の帶衣服も、絹・紬にて拵へ、天窓には鼈甲まがひの唐貝簪をさし、銀の簪一本なりとも持たざるはなく、夫は終日働をなして、二百文の錢をも儲け兼ぬる事なるに、その噂は右の樣にて終日門口に立ち、子ある者は之を引連れなどして、近所歩行をなし、徃來の人を眺めてそのよしあしを評し、空手にして毎日々々日を暮せし者多かりしに、此度の御觸にて一衣一帶も之迄持てる者は、これを用ふることなり難く、遽に衣類の代りを拵へんとて、質屋に之を持行けども、絹・紬は御法度嚴しければ、質屋にても之を取らず。されば之を賣り代へんにも更に買ふ者なく、斯る身分の者どもへ金貸せる人もあらざ

儉約令と商業

改革令と長崎

れば、何れも大に困窮するといふ、さもあるべき事なり。

呉服・唐物器物の類其の外何によらず、金高の品々悉く停止となりし故、縫物屋・仕立屋・蒔繪師其他諸職人何れも渡世なり難く、七八人も手間を抱へて仕事せし縫屋も、召遣悉く暇を遣し、家内計りとなりて遽に煎餅屋となりぬ。餘は之にて思ひ量るべし。其他遊藝の道具など商へる者は、之を以て融通する事なり難く、何れも必至と行詰りしといふ。又御趣意に依りて、諸色直下げせし上に、又二割下げに商ふべき由仰付けられしにぞ、呉服屋店岩木・大丸・小橋屋などは、符牒附返へと稱して、二三日づつ門を締めて商せず、三井も同樣に店を締めんとせしかども、その町の年寄之を支へて締めさせざりしといふ事なり。

長崎にては唐船持渡りの官物を、二萬五千貫目とやらんの入札にて落札となりしかども、唐物商を御差留めに相成りし事故、何れも一統に當惑し、二萬五千貫目の中三千五百貫目調達なり難く、上方の嚴しき御觸聞きぬる故、入札の仕直しを願出でしといふ。

大坂商人と長崎商人

綿服に就いて再び禁止

大坂に於て四軒の唐物問屋共は、是迄近來諸色高價にて、下地より持ち貯へる處の品物一向に賣捌けざる上に、此度の品物引受けしとて、商はれざる物は詮なし。故に長崎へ積戻すべしと、長崎への引合になりし處、長崎も亦負惜しみ強く、何時にても積下さるべし、此方に於て九州の内にて勝手に賣捌くべしと返事せしといふ。斯の如くいひやらば、長崎も當時官物入札の金さへ不納する程の事なる故、商ひ道開けなんと思ひ量りて、斯く言遣りしに、右の如き返答故之を積下し、九州地にて長崎の手元にて、勝手に賣拂ふ樣になりては、再び此者共の引受けにはなり難く、其上拂物など多くなりて、公儀の御政勢にもかゝりぬといふ。之によりて四人の者共より御奉行所へ伺ひし處、「羅紗・猩々緋其外何によらず武具・馬具等に使へる處の物なれば、先を見て之迄通りに手廣く商ひを致すべき由」仰渡されしといふ事なれども、之を買へる者更にある事なしといふ事なり。又綿服の外はなり難しといへるにぞ、木綿にて縮緬にまがへる樣に織出し、紅・紫等にて種々の模樣絞り等を拵へて、一尺に付て三匁位に商ふ樣になりぬ。至つて不經濟の事にして、少しも儉

諸商人哀訴す

制限の下に禁制をゆるむ

約の道理には當り難きにぞ、又御觸有りて之を止めらる。奸商の利を貪れるの所行惡むべき事なり。四月中旬本町呉服仲間一統よりして、總年寄へ歎き出でしに、廿三日に至り、〔田舍カ〕夷中よりの註文をば引受け、絹・紬・黑繻子の類は商致し候樣、總年寄の含を以て言渡せしといふ。之に引續き古手仲間一統に歎出しにぞ、之も亦總年寄の含を以て、「醫者・侍・出家其外にても、先方の人物を見て絹物の商すべし」と申渡されしといふ。同廿六日呉服町にては、年寄の宅へ呉服屋仲間を招出し、御上よりして紬迄をも御制禁仰出されしには無之事なれども、大坂の人氣として人の一間飛上れば、三間も五間も飛上りぬる人氣故、斯の如く嚴しく仰渡されしも、總年寄の思はくにして、斯の如く嚴しくせざれば、行屆き難しとて、斯くなりし事なり。故に「縮緬・羽二重に限らず、何によらず諸屋敷又は身柄の人より註文あらば、勝手次第に之を商ふべし。さりながら私は商賣の事故、商ひは致し候へども、御求めなされ候ても苦しからぬ事にやと、よく念をおして商ふべし」と申渡せしといふ。又帶地屋を渡世せる商人、呉服屋の許されたりし噂を聞きて、商ひ致し候ても苦しからずや之を伺ひ呉れぬる樣、其の町々の年寄へ願出でしかども、年寄共一向に之を取上げざりし故、御奉行所へ願出し候へども、御取上げなかりしといふ事なり。始め本町より伺出でし時總年寄より御奉行所へ伺ひしに、「江戸表より嚴しく仰出されし事なれば、一應伺ひし上ならでは相成り難し。故に此の方は知らざる分にして、其方共の含を以て差し許すべし」と、御奉行より內意ありしといふ。帶地屋も總年寄へ願出でなば、憐愍の御沙汰も有之べきに、御奉行所へ願出でし故に、差止められしといふ。

直下げの上二割引にて賣買す

之迄相成丈けは、諸品物の直を下げし上にて、又悉く二割引に商ひ候樣にとの御觸有りしにぞ、之迄年來（としごろ）過分の利を得し事をば思ふ事なく、差當り持蓄へし物にて、眼前に損をなしぬる事故、何れも迷惑の樣子なれ共、何れも是非なく二割下げになせしといふ。多くは御趣意を守れる樣をなして、實は一向に引下げざる者多しといふ。三井なども其の中なりといふ事なり。十二文の豆腐十文に直下げせしに、二割以上引下ぐべしといへる御觸に背ける事故、九文にて商ふべしと仰出さる。こは纔か十二文の豆腐を以て、其の割にして諸品を下落させんとの思召なるべし。之によりて豆腐九文となる。六月九日の頃迄金相場六十四匁以後にて、錢相場九匁一二分の間なりしに、二割下げの仰出で候に付ては、錢の相場餘りに安くして、下賤の働人共大に難澁する事なるべしとて、御奉行所より錢引立ての爲とて五萬

株問屋に布令

貫御買上げになりしにぞ、忽ちに相場格外に引上げ、十二日に至りては銭相場十五匁五分となる。銀一匁に銭六十二三文位なり。又之によりて銘々銭を使はざる様になしぬる故、野菜其の外の商ひせるものを、人々買はざる様に致しぬる故、下賤の商人之によりて却て難澁し、働人をも雇はざる様に一統に儉約せる事故、大に下の困窮せる様になりしとぞ。銭の相場を引上げて下の難儀せるを救ひやらんとの、厚き御趣意なるに付込み、切りに銭を買込みて、己れを利せんと巧みぬる奸商共の所作と思はる。不埒の事といふべし。

此度都て株札幷びに問屋仲間組合等差止む。右に付賣買筋の儀追て沙汰に及び候迄、先づ唯今迄の通り相心得べく候段、追々申渡し候分は格別、其餘一般に株仲間相解き候口々の内には、先前ゟ其品限り年寄行司等相定め有之分も少からず候へども、右體株仲間差止め候上は、年寄行司も差止め候儀は勿論の事に候へども、年來の仕癖に泥み、今以て年寄行司抔と唱へ候儀、之あるまじくとも申し難く候。さ候ては矢張仲間組合等相解けざる姿に相當り、以ての外の儀に付、自然心得違ひ、

唐紅毛物賣買を許さる

右様の廉有之候はゝ、是又早々差止め、以來決して相觸れ申すまじく候。

右の通り三郷町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅六月　石見遠江

覺

唐紅毛荷物とも、正銘の品は危ぶみなく賣買致すべき旨、當四月相觸れ候に付、町人共氣配相開き、追々藥種類捌方相成り候趣に候へども、毛類・絹物類・草類等今以て賣買相滯り候事の由相聞え候。右は最前相觸れ候藥種・荒物類同様の儀に候間、あやしき品に之なき分は、是又危ぶまず銘々見込み次第取引致すべき旨三郷町々へ可ㇾ申聞ㇾ事。

寅六月三日

北組總年寄

## 貨幣の價

右仰渡され候趣、慥に承知仕候。依て銘々印形仍て如ㇾ件。

口達

此度諸色直段は勿論、都て細工手間其外日傭手傳ひ賃錢等に至る迄、二割以上引下

値を高めんとす

げの儀相觸れ候に付ては、錢相場下直にては、其日過しの者共、取續方差支へ候趣相聞え候に付、錢相場引立ての爲格別のわけを以て、錢御買上げに相成り、猶又兩替屋共へも、右相場引立方の儀申諭し候間、素人にても聊か斟酌なく銘々引立ての心得を以て、存寄り次第買入れ申すべく候。

右の趣三郷町中へ早々可ニ申聞一候事。

寅六月十日

貨幣買上の影響

是まで錢相場九匁一二分位にてすわり居候故、御奉行所へ錢五千貫文御買入に相成り、右の如き御觸有之候處、奸商共之に乘じ、一己の利益を貪らんとて、切りに錢を買込み候に付、次第騰りとなり、頂上十五匁五分となりて、一統に錢の始末をなし、野菜等をも買はざる樣になしぬるにぞ、下々の商人之がために却つて大なる難儀となりしにぞ、錢を高買せし者御咎めを蒙りて、直に十匁一二分といふ事になりぬ。人氣の不正なる事、誠に憎むべき事なり。

覺

諸物價一覽

一、縮木綿にて紅絞染地共一反に付銀廿二三匁迄

一、綿博多・綿沙綾・女帶一筋に付銀廿四匁迄　一、越後縞一反に付銀四十二三匁迄

一、染色綟子羽織地一反に付代銀廿五匁位迄但し右直段の割合。其外切類も

一、鼻紙袋銀十二匁位迄　一、提烟草入筒共銀七匁五分位迄

一、烟管筒銀五匁位迄　一、提巾著銀十匁位迄

一、袖烟草入銀三匁五分位迄　一、紙挾銀六匁位迄但右の類御制禁の切唐皮の外何地にても苦しからず候。

一、煙草入金物銀二匁二分位迄　一、紙入金物銀五匁位迄

一、烟管銀五匁位迄　一、簪類銀八匁位迄但右の品に金銀に紛ひ申さゞる樣眞鍮・赤銅・鐵等用ひ申すべく候。

一、右直段より總て高直に賣買致すまじく候。尤前書越後・縞羽織地等の直段の儀は、先づ柄により右直段に限り候儀にては無之候間、其段相心得演舌書を以て達し置き候事。

一、右は二割相下げ候處の直段にて候。尤も店にて取扱ひ候ても苦しからず候。併しながら相弛めざる樣心得方、夫々商人へ町限り申聞かせらるべき事。

直下げの出來ざる物に對する處置

一、錢相場格別引立候間、銀にて買入れ錢賣致し候品は勿論の事、錢引立御世話有之候儀を有難く存じ、相場に應じ彌〻正路賣買致すべき事。

銅座支配銅細工に就いての口達

一、元方直段不引合にて、直下げ相成らざる品は、其段御月番御役所へ申出づべきの旨、御觸有之處、申出候者も之なき由。右は遠慮に及ばず申出づべく候。自然右申出候儀、差控へ候はゝ、此方共より伺ひ遣すべく候間、其邊の處遠慮なく相心得候樣諭さるべく候。

六月十三日

口達

先達て問屋唱方の儀に付、御觸達有之候節、銅座支配・銅細工人共の儀は、追て沙汰に及び候迄、賣買方是迄の通り相心得べき旨、相觸れ置き候處、以後右の分も差構ひ無之、諸事御觸面の通り相心得、素人にても勝手次第細工致すべく候。右に付猶又一同心得違ひ之無き樣致し御趣意の趣、固く相心得申すべく候。

右の通り町々洩れざる樣可申聞候事。

金利引下げの布令

改革に就いての戯書

寅六月

金銀貸付の利銀等引下げ方の儀、一歩半の利足にて貸付け候向は、右利足の二割以上引下げ申すべきは勿論、其餘一歩半以下貸付けの分は、右割方に拘はらず、銘々歩下げ致し遣し候とも、隨意次第に致すべき事。

寅六月十四日

見世　線香も大がみなりはまじなはず　茶屋　言ひ譯に糸十筋ほど買つておき

花車　八方のねがひに紙屑つばながし　仲居　きびしさに赤前だれも白くなり

藝子　雜巾の緒に糸道の引つかゝり　女郎　天井のふしのかはりに本を讀み

おチョボ罪もなく獨宵寢をうれしがり　幇間　寺奉公するとて髷にそへを入れ

廻し　三味線のかはりに本の箱を負ひ

家並にみな商賣をかき立ててあかりをてらす茶屋のあんどん

縮緬はならぬと衣裝きし縞もどうぞおほめに見てもらひたい

人のため國のやまひにするゑる灸よくなる時をたのしみにせよ

天保十三年雜記

そのためにすべてくださる灸なればしばし皮切(かはきり)こらへ世の人
有がたい御趣意といつて頭かき

世間如レ享保一　衣類道具粗　鑓甲百目櫛　人形八寸雛
印籠無二梨地一　緒〆禁二珊瑚一　今春花見客　奢可レ限二一朱一
御嚴重御觸能行届　天保全享保之春　至所町々風俗改
誰無二手拭一結二頭巾一　羽織木綿袴小倉　窮々武士甚流行
皆傳劍術俄師範　皮鞘太刀引二地長一

菊池出羽守上書(三月廿五日於二御殿中一御披露　同廿六日御側役に御取立)

上書の寫

夫れ天下の治亂は、奢儉の二つにありと申し候へば、御法令度々仰出され候はゝ、天下大に困窮に至り候。某不肖に御座候得共、存ずる所腹藏なく申上候。此度御政事御改革仰出され、有難く承知仕候。追々諸國も質素相守り、風儀も改り有難き事に候へども、此頃諸政事細察に相成り、嚴しき御觸等出候に付、下々の者些の小



事にて、重き御咎に成行き候。實に政事を預り候役人の事に候へども、細々成り候へば宜しからずと存じ奉り候。恐れながら東照神君有德院樣迄の御代、專ら御儉約仰出され、上下相應の分限相守り、御法度背き候者も無之、實に漢の高祖は法三章にて、四百餘年の大業を起し、秦の始皇は法令嚴重にして、天下大に亂れ候。實に神君御定在らせられ候通り、兼役の人無之樣祈る處に候。且又京都は殊の外法令嚴しきと承り、宜しからざる事と奉存候。京都は主上御在所の地に候故、萬事御觸書にて宜しくと御定め在らせられ候の所、諸國一統の樣に、萬事細密に成行き候段、御察し願ひ奉り候。且又御先代御治世の時、度々內裏御造營の儀申上げ奉り候へども、一度も御取上げ無之、實に五十年の年數も相立ち候處、御沙汰無之、當御在所は度々結構の御修造有之、追々當地は繁華に相成り候得共、京都は實に衰微に成行き候間、細密の御政事無之樣御察し願上げ奉り候。往古の御法令百ヶ條の御定に候へども、今は五六百箇條も有之候。罰は年々に多く成り、賞は四五年に一度も無之、些の小事も大罪と成りて、天下一統困窮仕り候。宜しく御憐察祈り奉り

六郷兵庫頭讃貴せらる

候。恐惶謹言。

當三月十六日御用番水野越前守様御宅にて、御名代梶川庄兵衛様へ御書付を以て成らせられし御達左の通り

六郷兵庫頭

其方領分羽州金浦村石切職惣助は、贋金を拵へ、幷に其方徒士菊地勘之丞方に居り候友吉、贋金と存じながら、徳用に泥み買取り遣ひ捌き、且同國鹽越村百姓十右衛門贋金と存じながら捌き方の儀取扱ひ候に付、夫れを召捕へ御仕置申付け候。且又菊地勘之丞儀、其の筋へ届けも致さず、友吉を同居致させ置き候故、既に同人贋金買取り遣ひ捌き候次第に至り候に付、是亦御咎申付け候。領分にて右體公儀の嚴禁を犯し候者有之候はゝ、早速召捕り仕置き申付くべき處、穿鑿方行届かず、其の儘に差置き候段、畢竟常の申付方等閑に相心得候故の儀と相聞え、不念の事に候。右に付御差控なされ御伺候處、御聞届け日數二十日にて御免有之候。尤も會津様・二本松様も日數同様にて御免有之仰渡されば、御同様の由承り申候。

江戸よりの御觸書

江戸表より田舍町々在々へ御觸書の寫

連歳世上一統奢侈に長じ、夜食住は勿論家雜具に至る迄、華麗なる品を相用ひ、農旨を怠り商ひを好み、悉く古風を失ひ、百姓の風俗宜しからず候間、奢を省き質素儉約を相守り、古來の風儀に復し候樣前々より御觸等之あり、關八州は文政年中御改革仰出され、村々取締り向御取極め有之候處、何時となく流弊に至り、奢侈追々超過に及び、往々村々衰微困窮の基に付、先般嚴しく仰出され之ある趣を以て、質素儉約の御觸添へ有之候得共、近年の風儀都て御觸にても、當座の事に心得相用ひざる趣相聞え、以ての外なる儀、畢竟厚き御世話在らせられ候は、諸民其所の安居永續致させたき旨の御事にて、質素儉約相守り候へば、銘々其身の御助けとなるを、奢侈の心よりして、却て窮屈不便利に相心得相用ひざる故に、今般の仰出有之次第に成行き候段、一同恐入り奉り候儀に付、都て前々より仰出され候御法度の筋は申すに及ばず、御改革の御趣意を相守り、萬事銘々分限に應じ、音信贈答及び毎華麗・奢侈の儀無之樣、質素儉約、享保・寛政度に相復し候樣致すべく、右に付き村々

江戸よりの觸書の内意

取締方左の通り仰出され候。

一、五人組前書の儀、村々御法度書付、月々又は農隙の節、小前夫々迄洩れざる様讀聞かさすべく候事。

一、御歳貢金取りの勘定帳並に村の入用夫々揃へ勘定致し、邊々の小前迄見届けさせ、銘々印形取置き候事。

一、衣類の儀男女共麻布・木綿の外著すべからず。衿・袖口・帶等とも、絹の類一切相用ひ申すまじき事、但し染色紫・紅梅色等は染むまじく候。其の外の色は都て形なしに染め可〻申事。

一、食物の儀は常々雜穀を相用ひ、米猥りに食ふべからず。野菜物手作の品相用ひ、味噌・醬油も手前にて造り相用ひ候様心掛け、嫁壻取の祝儀、又は佛事等共、有合せの品を以て一汁一菜に限り、他所より魚類・野菜物等格別〔脫カ〕佛事等に酒は一切無用たるべく、祝儀・不祝儀も親類・組合・向三軒兩隣と限り、大勢相集め振舞等致すまじき事、但し祝儀見届けの爲、村役人一人立合可〻申候事。

一、家作の儀も兼ねて成らざる儀は、普請・修復ともなるべき丈け見合せ、實に捨置き難き分は銘々分限に應じ、上木は決して相用ひず、華麗なる造作等致さず、襖張集めも上紙は用ひず、庭構へ等に無益の入用相掛け申すまじく候事。

一、金銀具御停止に付、櫛・笄・簪・烟管類、煙草入・紙入・鐵物其外金銀筋、蒔繪の笄・簪・鼈甲類とも一切相用ひ申すまじく候事。

一、草履・雪駄・下駄等の鼻緒に天鵞絨等一切相用ひ申すまじく候事。笠・日傘等木綿合羽・夏合羽とも、古來は在方にても決して相用ひず候品に付、以來古風の通り雨天の節は簑・笠、履物は藁・竹皮緒相用可〻申事。

一、宿場商町の外在々村々に於て、酒屋・髮結床は決して相成らず候間、是迄有來り候共取拂はせ、以來髮結床渡世の者、村方に一切差置き申すまじく候事。

一、在々村々店酒屋渡世並に粟賣渡世の者追々相增し、百姓の風俗に拘はり候間、宿場商町の外は新古に拘はらず、渡世相止めさせ申すべく、拵賣酒屋の儀酒造屋並に寛政年中より以來渡世致し來り候者は格別、其以來渡世相働き候分は、是

又相止めさせ可〻申、若し相用ひず渡世致すに於ては、密々御穿鑿の上急度御咎仰付けられ、且年古く渡世致し來り候者、身上不如意にて商賣相止め候共、讓り受渡し相成らず候間、止めぎりに可〻致候事。

一、質屋渡世の者追々相增し、質品篤と出所も相糺さず、盜物又は博奕場所、或は若者共持出し候品共を、猥りに質取り候趣相聞え候間、以來身元相應の物融通のため、質取り候は〻、品物篤と出所を糺し、置人・受人兩判を取り、質物預り申すべく、身元無之小百姓地頭所へも相届けず、內々にて質取り候趣も相聞え候分は、村役人は詮議の上質屋渡世相止めさせ、其の段請印取可〻申事。

一、宿町の外、村々諸商人之あり候へば、百姓風俗に拘はり候間、古切商人・古鐵買、其外棒手商人等立入らざる樣に相糺し、村內小商ひ致し候者、追々相減じ候樣、執事往來端にて旅人の爲に食物商ひ候者、溫飩・切麥・素麵・蕎麥・饅頭幷に豆腐の外、商賣無用に致すべく候事。

一、在々國々綻(總てカ)て神事祭禮の節、式作り物・蟲送り・風やぶり抔と名付け、芝居・見せ物同樣の事を催し、衣裳・道具等をも拵へ、見物人を集め金銀費え候儀有之由相聞え、不埒の事に候。左樣の企渡世の者は勿論、其外とも風儀惡しき旅商人、或は河原者抔決して村々へ立入らせ申すまじく候。已來急度相守り、人集めがましき儀一切致さず、惰弱の風儀を相改め專一に心掛け申すべく、若し相背く者有之に於ては、吟味の上急度可〻申付〻候。

右仰出さるゝ趣逸々當座の儀には(無之カ)、質素節儉行届き奢侈を省き、百姓風儀立直り、享保・寬政度に復し候樣相心得、此度仰出され候旨、□取(マヽ)小□の末々迄、洩れざる樣讀聞かすべく、聊か粗略等閑に相心得申すまじく、併し小前の者へも讀聞かせ、印形のみ取置き、節儉質素行届かず、是迄の風儀相直らざる村方之あらば、密々穿鑿の上急度可〻被〻仰付〻者也。

天保十三年壬寅月日

廿二日卯の下刻より小雨、未の刻より雨、同下刻止む。東風吹く事甚しく、冷氣にて暑中の如き事なし。廿四日曇、未の刻より雨、申の刻止む。東風吹き冷氣甚し。

諸國洪水

物價引下げ令の影響

廿七日晴、東風甚しく昨日より冷氣強く、袷・綿入など著ると雖もなほ寒し。廿八日曇、午の下刻より小雨、申の刻より大雨、同下刻止む。冷氣昨日に異ならず。先日已來右の如き不順の氣候故、米價追々に高直になる。折々雨降りしかども格別の雨にもあらざりしに、廿三四日の頃には餘程洪水にて、泥土の濁り甚しく、暫くは飲水に事を缺きたる程の事なりし。伊賀・伊勢等は大しけにて、洪水出で人家も餘程流失せしといふ事なり。

先達て家賃・諸商賣物利銀等迄、悉く二割下げに仰付けられしにぞ、何れも之迄過分の利を年來取込みぬる事をば少しも思ふ事なくして、遽に雷の落ちかゝりし如く大に狼狽困窮す。鴻池・加島屋を始め、其餘天下に名だたる町人は格別、其餘大家と唱ふる町人共は、何れも其の表向は豪家の如くに見ゆると雖も、其勝手向は外見の如くには非ざる故、何れも其の家々に持傳へたる掛家敷も、大體八九分通りは家質に入れて、之にて融通せざる者あらざれば、掛家敷の直段は百貫目の直段ありしも、八十貫目に減じ、十貫目に上れる家賃も八貫目となりぬ。之迄十貫目の家賃なるも、貧人又は不良の者など、借家の内々は何れにもありぬる事故に、家賃の不納少なからざれば、之にて二割位は常に不足なるに、時々家の普請又家質の利銀又町役等を引去りぬれば、漸く十貫目の手前にて五六貫目ならでは殘りなき處へ、此度二割下げの仰出さる故、何れも大に困窮し、之を家質方へ流し渡さんと雖も、家質取れる方にても、始め百貫目の見込みにて、十分に金貸しぬるに、其家二割下げになりて、八十貫目の直ならではなき事なる故、之を受取りては、大に損をなす事なる故、更に受取る者なくして、大に困り果てぬる處へ、又此度庇を張出し、軒下へ建出しなどして、建物を廣げし家、並に駒寄・なよ垣等取拂ひ、水帳の如く古間に改むべしと、嚴しく仰渡されたり。元來都會の地なる故、人家大に建詰りし事なれば、家々至つて狹きにぞ、何れの家も大抵は軒下・溝際迄建出して、住居ぬる事故、何れも之を切放し取拂ひ、家を引込めぬる事、之も大抵九分九厘迄なるにぞ、之迄公地を私せしは不埒なりとは雖も、此度困窮の上に又々大に物入をなし、一統に大難澁の有様なり。斯る有様なれば、内心に於て此度の御趣意を有難しとて、悦べる者はあ

諸國大坂へ廻送せず

らざる樣に思はる。又諸國より米・大豆・小豆・空豆・紙・木綿、其他何によらず諸の國
國より、大坂へ積來りぬれども、二割下げにて他の國々よりも至つて下直ならでは
買取らざる故、それにて拂ひぬれば何れも大に損をなす事故、運賃を損すること眼
前なれども、之等の損には代へられざる事故、何れも荷物その儘にして積歸りぬと
いへり。斯樣に大坂の下直なるに懲りて、諸國よりの運送の道絶えなば、大坂に
て之迄ありぬる品々は次第に盡きて、自ら何品も拂底になり、高價にて求めんと欲
すれども、何一つ得る事なり難く、日用の事々に、諸人事を缺ける樣になりぬべし。

町人日用品に事缺く

こは跡部城州が頻りに米價を押へしより、何れも引合はざる故大坂へ來を持來ら
ずして、次第に拂底高價となり餓死人多く、酉の年の騷動を引出せしと同日の談
なるべし。されども酉年には富家の者共身分相應に金銀を出し、貧人を救ひぬれ
ども、此度は一人も左樣の者なし。貧人飢餓に苦しみ縡育又は井中へ投身抔せる
者少からず、何れも御趣意にて世間大に行詰り、口に糊する事なり難き故に、變
死すといふ。堂島櫻田橋邊にて首縊り死せしは老人にて、花簪を仕込みぬる職人

古物商繁昌す

にて、其の始末書遺せしといふ事なり。

伊達陸奥守參府

島の內相生橋筋・密寺筋の南邊に、星店の如く古道具を竝立てゝ商へる者一兩人あ
りしに、次第々々に多くなり、月末に至りては道頓堀の北側、又千日前・長町三休橋
筋所方に店出す。其中にても中橋筋・道頓堀等至て賑々しく、早朝より往來群をなし
て、夜二更過に至る。何れも難澁なる者共、銘々に其家々の物を持出して賣拂ふ事
なれば、諸道具何かの差別なし。騷々しき事なり。之によりて心齋橋筋・順慶町等
の常店は却つて淋しく、一向に商ひなくして、何れも大に困りぬる事なりといへ
り。

伊達陸奥守と跡部能登守と行違ふ

伊達陸奥守初めて入部、之迄は人數五六千、多き時と雖も七千人に過ぎざるに、此度
は一萬に餘れる人數にして、別して華麗なる出立ちにて、諸人目を驚かせし行粧な
りといふ。道中筋は前以て道中奉行發足して、止宿・小休等の案內をなして、夫々に宿
割をなす。野州古河泊に當れる前日に至りて、跡部能登守（大日附・御勘定奉行・日光御
社參御用掛りにて參られしが、古河泊にて仙臺の關札にも頓著せずして、脇本陣へ

兩侯宿を爭ふ

著せらる。之によりて本陣の主大に狼狽し、「前以て仙臺侯より御案内之あり。明日は當所御泊りにて、御關札も有之事に候へば、何卒御泊の儀は御免下され候べし。之より二三町計り脇にて、程能き寺の御座候へば、其寺へ御案内申すべし」と相斷りぬれども、一向に之を取上ぐる事なく、「仙臺が重きか公儀が重きか、篤と考へ見るべし。吾は公儀の御用なり、決して他へ移る事相成らず、一處になりて差支とならば、陸奥守を其寺へ遣すべし」と、公儀を嵩に著、兄越州は當時の勢なる故、虎の威を借れる狐の勢を振ひて、天邊押に押付くるにぞ、主人も詮方なかりしといふ。斯て翌日に至り仙臺の先手出來りし故、本陣の主其の始末を逐一申達せしかば、先手も大に驚きしが、「諸侯の參勤交代は私の事にあらず。然るに主人止宿の事を知りつゝもこの妨げをなす事不埒の至りなり。されども彼は公儀の役人なり、先づ一應使者を以て之を斷るべし」とて、早々使者を遣せしかども、權柄なる返答をなし、その上「卒病にて少しも動き難ければ、陸奥守殿何れへなりとも、外に止宿せらるべし」と言放せしといふ。使者も詮方なければ引取りて、其の旨を言ひしに直に押返し、「御病氣に候とも、陸奥守が當宿泊の儀は前以て相定め有之し事なり、御立退き下されざるに於ては、外に止宿する場所なし。陸奥守を始め大勢の家臣何れも野宿致さず候ては相成り難し、甚だ以て難澁至極なれば、宜しく御聞分け下さるべし」と、おとなしく相賴みぬるにぞ、彌〻頭に乘り、「如何程に申さるゝとて、病氣の事故立退き難し。野宿せらるゝ事は勝手次第にせられよ」とて、法外千萬の事なる故、使者引取りて、その由を申すにぞ、「然らば野陣の用意すべし」とて、その趣を主人へ通じ、町はづれにて田畑等の差別なく、仰山に幕を引廻し野陣を張り、白晝の如くに篝を焚連らね、莽りに空鐵炮を打出す。跡部が無禮を聞きて、陸奥守大に憤り、「我が本陣を犯せる段不埒の至りなり。彼を討取りて止宿すべし」と下知せられしかども、家老之を諫め、「彼等は少身者にして、平日君の御目通りにも出づべき身分にあらず、畢竟當時お役によりて權威ぶる處の小人なり、之を殺すも無益なり」とて諫をなせり。陸奥守には小人數にて跡の宿に留り、餘は野陣をなして之を固む。嚴重の備諸人の目を驚かせし事なりといへり。此一件に付、家老一人江戸へ

立戻り、此始末を申立て、「陸奥守事未だ若年の事故、號令行届かず、太平の御代に當りて古來より例なき野宿を致し候事、家の瑕瑾外々の諸侯へ對し候ても、無面目次第に候へば、當年より十箇年の間參勤お斷り申上候由」を申立て、「其の中に年も相重り候て、號令等も行届きぬる様子なりし上にて、參勤を致したく」と願出でしとなり。

外に二箇條ありて、都合三箇條の願なる由。今二箇條は跡部を下し置かるゝか、江戸の入口千住より仙臺迄の往還を悉く領地に下し置かるゝか、右三箇條の中何れとも一箇條御聞届け下さるべしと、嚴しく願ひ立てしといふ。この願につきて大身なる處の十八大名何れも之に加擔し、仙臺の腰おしをなす事あらんや、こは論ずるに足らざる浮説なり、信ずべからず。

此事上聞に達したりしかば、直に跡部を御召返しにて、閉門仰付けられ、既に御改易になれる處なりしに、仙臺より程よく申しなし、その事に至らず御役御取上げになりて、寄合とやらん小普請とやらんに落されしといふ。

陸州跡部を討取るべしといはれしを押留めしと、此度改易にならざる樣に謀遣せしと、その謀らへる事、よく符合す、之にて右三箇條の浮説なるを知るべし。

大鹽が亂妨以來此の人を善くいへる者一人もなし。功なくして頻に昇進す、之全く兄貴（あにき）御老中の筆頭にして、其親に私し此人も亦兄貴の虎威を借りて、斯る無禮の事に及ぶ、愚昧の小人といふべし。

## 大坂無賴の徒の取締　金錢貸借

〔頭書〕此一件も疑はしき事なり。如何となれば太平の御代に當り、如何に跡部が不埒なりとて、野陣を張れる事なりとも、頻に鐵炮・石火矢等を打立てぬるを、領主・地頭より其儘に差置くべき樣なし。領主・地頭に對しては少も命なし。領主・地頭に對しては、不法にして命なき事と云ふべし。之も亦跡部が兄の虎威を借りて、我儘を働ける事は不埒千萬なりと雖も、仙臺本文の如くならば、地頭へ對し不法の事なり。地頭仙臺へ其如くなさしめて、其儘に捨置きし事ならば、其罪逃れ難かるべし、此件信ずべからず。

御觸

一、大坂表の儀、專ら金銀融通致し繁昌の場所に付、自ら遊民多く無商賣にて其日を送り候者少からざる趣相聞え候。元來人々天性の職業相勤め候故、四民の唱へも有之處、商賣なくして罷在り候段、全く其身を怠り奢侈の基にて風俗の爲宜しからず候。以來右體の者は親類所の者等より申諭し、何なりとも身分相應の商賣相營ませ申すべく候。但町々の内には金錢を貸付、又は右を口入致し候より外、身過ぎ

に就いての御諚

無之者も少からざる趣に候。右は世上融通合ひの儀に付、更に制すべき筋には之なく候。さりながら是又以來相應の商賣相營み、其の餘暇を以て金錢貸付、又は口入れ致すべく候。尤も總て金銀貸付け候節、借受け候者印形連印、口入の者へ任置かず、入念引合候上、證文印形取置くべし。竝に大盡金と唱へ、身元宜しき者の同居悴など、放埒にて金銀自儘になし難き者へ高歩に貸付け、其他口入世話料の由を申し借入候銀高の內、相對とは申しながら、過分に引落し抔致し、不實の銀子貸付け候者等の儀に付、文化二丑年觸渡しの通り相守り、正路の貸付致すべきの處、今以て兎角奸邪の欲情に傾き、歩錢貸と唱へ高利を取り、又は借受け候者手詰の餘り、多少に拘はらず當座に手廻り候を勝手と心得、借入れ候を見込み、貸付元銀の內にて、最初に利銀引落し貸渡し、其餘の品々手段を以て紛らはしき貸付け致し候類、間々有之由相聞え候。右體不實の貸付け致し候者有之候はゞ、吟味の上急度沙汰さすべく候條、兼ねて其旨相心得、不埒の取計らひ無之樣致すべく候。

一、町々湯屋渡世の者、湯場の儀之迄男女の差別なく入込む趣相聞え候。右は先前

錢湯取締

よりの仕來りとは申しながら、惰弱の風儀に有之候。此度格別御改政の儀に付、以來新規に湯屋渡世相始め候者は、其心得を以て男女入込みに相成らざる樣、湯場取補理(とりつくろひ)致し申すべく候。尤只今の通り右渡世仕來り候者は、當八月限り同樣取補理ひ、九月朔日より相改め申すべく候。夫迄の內男女入湯日を引分け候とも、何れにも入込みに相成らざる樣、取計るべく候。

借家取締

一、近年町々借家(しゃくや)人は勿論、家持共儀、家屋敷持ち候分は、借屋住居の方勝手宜しくと、客嵩の心得違ひより起り、相應に金銀相貯へ候者も、追々借家人に相成り候事の由相聞え、町人の本意を取失ひ、欲かましき儀に有之候。以來銘々身分の規模を辨へ、金銀手廻り候者、成丈け家屋敷持ち候樣心掛くべく候。

屋敷名替等の取締

一、町々家屋敷賣買幷に名前替等の節、當人より差出來り候二十歩一銀の外、多少の入用相掛け申すまじき旨、先前申渡有之處、近來又々相弛み、右歩一銀の外多分の出銀相掛け候町々も有之、或は年寄・下人共厚く心を用ひ、定めの歩一銀も受取らざる町々も有之趣相聞え、一般には申難く候へども、何れにも家屋敷賣買に付

公役銀未納者取締

入用多く相掛け候ては、沽券下直に相成り、其上右出銀を總町人へ割取り候時は、聊かづつの儀にて、出銀主は一手の儀に付、大造に存じ難儀致し、往々家屋敷賣券相劣り候のみならず、差向當座出銀を厭ひ、家屋敷買求め候者は、無數相成り、町人共身分の出世に拘はり候筋に付、旁々以來相互に、成るべき丈入用多く相掛けざる樣掛引致し、買手の氣配り相進め、別して明地面等有之町々、建家揃ひ候樣可致候。但右の通り申渡し候とて、先前よりの仕來りを更に差止め、年寄役料町代給料等は勿論、總て町儀を廢し候譯には無之、畢竟不益の費を省き、往々家賣券にも差障らず、買手の氣配も相進み、追々家屋敷持ち候者多く相成候樣との趣意に付、其段辨別致し、町々に應じ勘辨の取計らひ方も之あるべき儀にて、右年寄・町代等へ、先格相模來り候祝儀など過分の儀は、如何に有之候とも買手の心祝迄に差遣へ候儀は仔細無之候。

一、町人共家役に差出候公役銀竝に町役銀の儀、相滯り候者有之時は、其所の年寄町人より訴出で次第呼出し、相糺し候仕來りに有之處、右にては大造に存じ、延引に





及び候儀にも有之に付、此後一個度申滯り候ても、留置かず、早速總年寄ども迄申出づべく、直に當人呼出し相糺し、其月中に相濟み候分はその通りの儀にて、月を越え相濟さゝるに於ては、總年寄共より名前滯銀高等書出し候はゝ、即日御役所へ呼出し、嚴重に申付くべき間、其の段相心得等閑に致すまじき旨、先前町々へ申渡し有之候處、近年又々右役銀相滯らせ候者少からず、町々難儀致し候事の由相聞え候。右の內には差掛け候出銀は町中より取替へ候儀を見込み、實に困窮と申す程にも無之、自餘の取引等致し、又は外の借金銀濟し方申斷候手段のため、態と役儀滯らせ候者有之やに相聞え、以の外の事に候。元來大坂町中地子銀の儀、前々御免なし下され上は、公役銀差出し候儀は、百姓の御年貢同樣の儀にて、既に百姓共御年貢未進有之時は、嚴重の御沙汰に及び候事にも有之、役掛りの儀は大切の儀に付、以來決して滯らせ申すまじく候。自然此上にて相滯り候者有之ば、兼ねて申渡し置き候通り、一個度相滯り候ても、早々總年寄共へ申出づべく候。

一、近來借金銀幷に買掛等有之者、別して風儀あしく相成り、兎角濟方の期に至り、

の取締

家作取締

無〻謂難澁致し候族少なからず、金主共氣配に拘はり、金銀融通にも差障り候由相聞え、不實の至りに候。此度諸色直下げ、又は金銀貸付け利下げ等の儀は格別に申渡し候上は、借主共有難く存ずべき儀は勿論、右體一且迚に致し候義理をも辨へ、以來如何樣にも差操り致し、濟し方に及び候儀を專一に心掛くべく候。

一、町々家作の儀に付ては、先前申渡し置き、尚又文政二卯年三月觸渡し候趣相守り申すべく候處、忘却致し候向も有之哉、近年駒除致し候儀、御役所へ斷出で候者も無之。元來建家蹴放ちより外は、大道幅の內に候處、溝除迄も建家地と心得違ひ居り候哉、自儘に溝除迄建出し、又は丸太・竹垣等を軒下へ取付け圍込み、大造の駒除致し、一己に溝を掘廣げ、或は軒先より晝夜に限らず、筵・澁紙樣の物張出し大造の日覆を致し、幷に格別出張り候樣子、同軒先付庇・二重庇等も有之、大造幅狹に相成り、出火の節火移り易く、火廣に相成り候は勿論、平日とても往來の妨げに相成り、殊に急雨の節往來に凌ぎ方にも差支へ、不實意の至り不埒の事に候哉。都て水帳面の通り相改むべく候。尤も向後自儘の駒除等致すべく取補理ひ候は



納屋修造に就ての取締

ば斷出づべく候。且商賣柄により、軒下に荷物取扱ひ、其の儘に差置き、其の上に大道迄も取廣げ、又は出し店等致し、軒下大道を自分の氣儘に致し候儀は、是又不埒の事に候。借屋人は水帳の間數も辨へず、心得違ひ居候も、家主町役人より篤と申諭し、外に荷物取扱ひ候場所も無之、軒下・大道を遣ひ候とも、往來の妨げに相成らざる樣心を用ひ、出店も賣物仕まひ候はゝ、店床など早速取除け候儀等も先前觸渡し候通り、堅く相守るべく候。

一、市中濱地納屋の儀は足駄造に致し、聊にても石垣致すまじく、幷に岸岐內に置土致し、或は納屋下圍ひ込み候儀等相成らず、其の外材木竹屋ども、川の中へ材木竹積出し置き、筏等日數を經差置くまじく、塵芥捨て候儀致すまじき旨、先年相觸れ置き候處、年月を歷相辨へざる者も有之哉、濱地猥に相成り候に付、去々年子五月又觸渡し置き候處、有來る石垣の分納屋修復の節取拂ひ候儀は勿論、納屋下圍込置き候場所、今以て取拂はず等閑に捨置く者も有之由相聞え、不埒の事に候。都て去々子年觸渡し候通り相守り、濱地川中とも猥りなる事致すまじく候。濱側町

町の年寄共心を用ひ、等閑の儀無之様可致候。

町人家造の取締

一、町人家造の儀、長押・杉戸付書院・櫛形・彫物・組物床縁・棧・框塗り候事、幷に唐紙金銀等の張付けは申すに及ばず、總て結構なる儀且又不益の物數寄なる普請、皆無用に致すべき旨先前申渡し置き候趣相守り、不相當の家造り有之候者追々に可相改候。

看板取締

一、諸商人・諸職人看板、金銀箔押し・蒔繪・梨子地・金具・渡金金物の無用に致し、木地の看板に墨にて書付け、金物鐵銅の外は一切致すまじく、幷に店へ金銀の張付け・金銀の唐紙・同前金銀の屏風建て候儀、向後無用に致すべき旨、天和二戌年觸渡し置き候處、年古き儀に付、辨べざる者有之候やに相聞え候。不相當の看板は早々取替へ、其外共先年觸渡し候通り可相守候。

色彩ある器具使用の取締

一、町々髪結床其外商賣柄により、彩色など致し候繪障子幷に同樣の暖簾地、或は文字を縫染模樣等手數相掛り、糸樣を飾り候も有之候趣無益の儀に付、以後有來り候とも堅く相用ひ申すまじく候、

諸藝稽古の取締

一、女にて男へ唄・淨瑠璃・三味線抔教へ、其の中には猥りがましき風聞も有之、いかがはしき儀に候。男は男にて教へ候者有之べく、女師匠へ男の稽古は無用に致すべく候。且又師匠よりは金子さへ出し候へば、稽古の善惡、幼年の差別なく、稽古名差出し候に付、近年名取りの者多く候。尤名弘め等差留め候筋には無之候へども、摺物又は口上書へ品物を添へ相配り候者も有之哉に相聞え、右は花引に紛らはしき仕方、不埒の事に候。以來前書の趣堅く致すまじく候。尤座頭・瞽女は男女ともに弟子に取り候儀苦しからず候。

物貰取締

一、けた軒付抔と唱へ、物貰には無之、素人にて夜分町家の軒先へイみ、唄・三味線或は淨瑠璃などを語り候者有之由、風儀宜しからず候間、自今堅く停止すべく候。

平人非人辨別の取締

一、三鄕端末幷に町續在方等にては、長吏・下垣・外番・長六と唱へ候非人共、番部屋の外町家抔にも寢泊致させ候者も間々有之由相聞え、平人・非人の身分階級を辨へざる仕方、以ての外不埒の事に候。右體心得違ひの族有之より、非人共身分を顧みず、町家の者へ對し不作法に及び候樣成行候基に付、尚又今般長吏共へ嚴重に取締方

申付け候間、末々の町人共に至る迄、長吏下の者と相混じ候樣なる心得違無之樣急度可相嗜候。

非人の取締

一、町家にて平日又は吉凶有之節、店先へ罷越し、或は髪置宮參り等にて、氏神へ參詣の途中、非人共ねだりがましく申掛り候儀無之樣相制すべき旨、是又尙ほ長吏共へ嚴しく申付け候條、以來右體不法の非人之れあらば、見逃さず捕押へ、月番の奉行所へ引連れ訴出づべく候。

屋形船取締

一、川筋往來致し候屋形船幷に入家形と唱へ候茶船を、川岸橋間等繫置く中には、猥りの儀も有之哉に相聞え候。向後雨雪等の節は格別、寒氣の節たりとも、平生は簾障子等明置き候樣致すべく候。且近年漁船へ女乘組居り候も相見え、風儀宜しからず候。以來漁船へ女乘せ申すまじく候。

誣巫に類する者の取締

一、當表市中幷に町續在々等にて、稻荷明神下げ・大師夢想抔と號し、其外品々奇怪の異說申觸らし、僞術を以て蒙昧の世俗を狂惑致させ利用を求め候者有之候哉に相聞え不埒の至に候。稻荷明神抔と唱へ怪しき祠を勸請致し、加持祈禱、其外紛らはし諸占體の儀致し候者有之候はゞ、其所の者より急度穿鑿致し、奉行所へ訴出づべき旨、寬政十一未年觸渡し置き候通り相守り、右體の者有之候はゞ、用捨なく訴出づべく候。寺閑に差置き候はゞ、所役人共迄越度たるべく候。且又俗にて山伏體其外共紛らはしき風體を致し、町々家別に守札樣の物を持行き、押して初穗を乞ひ、中には初穗少く候とて、ねだりがましき事申掛け候者間々有之由相聞え候間、向後右體不法の所業に及び候者有之候はゞ留置き、月番の奉行所へ訴出づべく候。

造物見せ物の禁止

一、神事・法會等の節、境內或は氏子地等にて、大造の造物・見せ物等差出し候間、自ら群集致し喧嘩・口論出來易く候。右體造物奉納致し、大造の見せ者等差出し候儀は、神佛崇敬の意に違ひ、不埒の事に付、總べて神事・法會等の節、いはれなく新規に大造の造物・見せ物致し候儀決して無用に致すべく候。

景氣附けの所置取締

一、湯屋其外商賣柄により、例年正月又は店開等の節、大道へ大造の積物致し候儀、景樣を好み候流弊に有之候得共、非常の妨に相成り、無益の至に付、以來相止め可申候。

百姓町人

一、町々年若なる者の內には、密に武藝抔稽古致し、兼ての家業相怠り候者も有之

の武藝を禁止す

矢場取締

草花賣買の取締

花火を禁止す

哉に相聞え候。百姓・町人武藝稽古致すまじき旨、先前相觸れ置き候趣有〻之、不埒の至に候。以來右體身分不相應の儀には、決して携はらず、家業出精可〻候候。且市中幷に寺社境内土弓・楊弓場の儀、近來不取締の趣に相聞え候間、向後婦人矢拾ひに差出で候儀は堅く相止め、其外睹的紛らはしき儀致すまじく候。

一、草木・切花の類、季節至らざる珍花を好み候儀增長致し候より、多分の失費を掛け、室の内にて養立て、世上へ高價に賣出し候樣成行き、奢侈を導く基にて、自今珍花は勿論縱令時節に候共、格別に高料の切花類は、堅く賣買致すまじく候。

一、御城近邊は勿論、御役所邊其外内川幷に縱令川幅廣き所にても、大造なる花火を川添の人家屋敷等へ火子落散り候儀有〻之、火の元覺束なく候間、右體の儀有〻之候はゝ急度沙汰せしむべき旨、毎々申渡し候へども、年を經候故、忘却致し候者有〻之哉。素人共花火會抔と唱へ、大造なる花火場幷に是迄仕來り候花火商人共迄も、同樣大造の花火を揚げ候に付、火屑其の邊の町家或は商賣體により、俵物明俵類へ落散りふすぶり候儀毎々有〻之候由相聞え、以來右體大造の花火決して揚げ申すまじき旨、猶又文化七午年口達を以て觸知らせ置き候處、近年心得違ひの者も有〻之哉に相聞え候。火の元の儀は別て大切に心を用ひ申すべき儀にて、猥に取扱ふべき筋には無〻之候條、以來建家有〻之場所にては、花火線香の外決して無用に致すべく候。尤川幅廣き所にても、先前申渡し候通り相守り、大造なる花火揚げ候儀致すまじく候。萬一不用の者有〻之候はゝ急度沙汰せしむべく候。

子供遊戲用具の取締

一、子供手遊びの儀近來增長致し、高直の品賣買致し候趣相聞え、幼年の節よりよき品を見馴れ、自然と奢侈の基にて然るべからざる筋に付、是迄仕入置き候分は當八月限り賣捌き、九月朔日より銀目一匁錢は百文を限り、右直段より高直の品幷に文政九戌年觸渡し候通り、男女不作法なる姿の土人形等風儀宜からず候類も、決して賣出し申すまじく候。若し相背くに於ては、役人相廻し密に買上げ、吟味の上嚴重に咎申付くべく候。

やしの取締

一、近來町々やしと唱へ、齒藥又は小商致し候者追々增長に及び、新規に右同樣の品物等見世賣或は辻賣相始め候者有〻之時は、事むづかしく申掛け難澁致候族も有

仕掛の取締

露店の取締

之候由相聞え、不埒の事に候。此度株仲間組合等差止め、同商賣の者出來候とも差障り申まじき旨等の儀に付、御觸面の趣も有之、旁以來決して難澁申しかくまじく候。

一、商賣筋により仕掛と唱へ時相場に拘はらず、兼ねての申合定を以て、下職の者へ金銀錢渡方等致し候者有之由相聞え、前書の通り此度株仲間組合等差止め、素人にて何商賣相始め候とも、勝手次第の儀に候處、右體商賣筋により申合を以て仕掛定有之候ては、仲間組合等に相當り不埒の至に候。以來一般に時の相場を以て、正路の取引致すべく候。町家軒下又は辻合等へ店を出し、小商ひ致し候場所の儀、先繰に其日限の事にて差定候譯にては無之筋の處、其の處へ餘人店を出し、或は辻賣等致し候はゝ、定居の由申し差障り候族も有之由相聞え、以の外の事に候條、以來決して差障り申すまじく候。但右場所主の內には、聊かながら賃錢をば地所貸渡し候者も有之哉に相聞え、不相當の儀に付、以來賃錢取り候儀相止め可申候。

右の通り三鄕町中可觸知者也。



江戸より來狀の寫

寅六月廿七日石見遠江

北組

總年寄

或人の方へ江戸より來れる書狀の寫

當月八日出の貴札相達し、有難く拜見仕り候。暑中兩三日嚴しく、昨今小雨冷かに御座候。常なれば米相場少し高下の日和に御座候。貴地は如何先以て御淸穆奉賀候。當方無事御安意下さるべく候。

一、貴地追々御嚴格の趣御細書承知、何れ江戸より又嚴かに參るべく、一體の處都て江戸同樣に御座候。御業體の事も御尤至極、先日來江戸中其通り何稼の人にても、多少とも損銀を厭はず、今日を送るのみに御座候。併し一同の事故同志打に損競致し、中には之迄不如意の處へ、又此の競爭に出逢ひ、皆無になり損の高名もあり、誠に大變作に御座候。儲ける工夫少しもならず、三椀の飯を二椀に濟ませ候より外致方有之まじく、下男も下女も我一人で間を合はせ、晝夜相働き家業で討死致し候こそ、御趣意に叶ひ申すべし。あら勇しき御時節に相成り申候。

一、山王お祭も一體に人數減り、七つ前に御輿も通り、茅場町邊も夕暮前には棧敷

総年寄より町年寄への布告

も片付け、常の通り小賣も駄賣相初り申候。尤も御祭中も小賣致し、祭兩日は仰山に小賣致し申候。祭見物の人より酒買の老母澤山に參り候。金屏風も止めに致し、幕を張り濟ませ申候。客もなければ料理人も賴まず、女房襷掛にて煮占少々拵へ、扨扱有難御祭に御座候。百年以來の手廻りに御座候由、老人の話に御座候。

一、江戸顔似せ錦繪・遊女の繪團扇共停止に相成り申候。仕込み候役者繪に團扇類すたりに相成り申候。當時武者繪・角力繪計り御座候。繪草紙も昔の通り黄土の表紙彩色なしに相成り申候。暫く繁用中早々申殘し候。不具。

六月十九日

小丸店中　總兵衞

三御兩將樣

總會所に於て總年寄より町々年寄共へ演舌仰渡され候口上の覺

一、當四月質素儉約の儀に付、御口達の御觸の內、町人共儀家持・借家人其の外渡世向の身分高下を量り分限を辨へ、著用の衣類等縫物・錦織物等高直の唐物の類は勿論、其外華美に目立ち候品絹布の類、輕き者共は絹・縮緬は小切にても用ひ申すまじく、銘々分限よりなるたけ內輪に致し、儉約專一に心掛くべき旨仰渡され候に付、町人共一般に綿服著用致し、尤の儀に候へども、不融通にも相聞え候に付、町人共分限に應じ著用いたし候はゝ、自然と質物・古手類取引にも差響き、融通致すべき儀と存せられ候。さりながら右分限の儀家持にても分家・別家の者も有之、借家人にても本家筋の者も有之、身上柄・渡世柄も家持・借家人差別無之候に付、分限の儀取極め難く候へども、借家人にても別家・手代有之者は町人に准じ、町人の內にても下人・下女召遣ひ等申さゞる者、或は職働人は夫等の業柄を以て、分限を量り著用致させ度、併しながら其品々直段差極め申さずしては、際限無之增長致すべきやも計り難く候に付、左の通り

衣服の禁止をやゝ寬にす

| | | | |
|---|---|---|---|
| 紬幷同縞 | 三十五匁位迄 | 岸縞 | 四十匁位迄 |
| 加賀絹 | 廿四五匁位迄 | 秩父 | 三十匁位迄 |
| 呉絽同斷同斷 | | 糸入縞 | 廿二三匁位迄 |
| 青梅縞 | 三十匁位迄 | 郡內縞 | 四十匁位迄 |
| | | 繻子女帶 | 六十匁位迄 |
| | | 貫物 | 廿四五匁位迄 |

右の品々家持・借家人にても、別家・手代有之候分は著用致し、借屋人は貫物・糸入縞・青梅縞、羽織は秩父小紋、女帶は綿博多・綿紗綾の類、全く身輕き裏屋住又は奉公人は、都て綿服を用ひ、羽織紐は目立たざる品は絹にても苦しからず候。且又絹掛け足袋は都て用ひ申すまじく候。

右の通り總年寄中より御伺濟み相成候旨御演舌有之候。然しながら右に付、猥の儀無之樣精々申諭すべき旨仰渡され候事。

御觸やわらげらる

寅七月八日

前に言へる如く、御觸通りの事は、最初仰出され候節、年寄共より上中下の三等に分つて毎町に申渡すべき事なり。其故は御觸嚴しく候と雖も、何時にても分限相應の文字あらざる事なし。又享保・寬政の御觸通りとあれば、其頃の記錄を取調べぬれば、何事も明になる事なるに、其の事もなくして袷・袖口迄も絹・紬の類相成らずとて、之迄を取らしむ。之を取らざる者は、公儀より役人見廻り町役人迄も御咎めを蒙れる事なりとて、大に慌て騷ぎて甚だ嚴重なる事なりしに、四月中旬に嚴しき御

利下げの觸寬和せらる

觸出でて、五月廿日過には絹・紬・繻子の類を商へる事を、吳服屋・古手屋等に許され、間もなく平人綾子砂等の羽織を著する事を許され、纔かに八十日計りにして、七月八日に至り、斯る御觸の出づるに至る。最初に斯の如くならば、諸人慌て散らして不時の散財をなすに至らざる事なるに、何れも公儀よりの仰出されし御觸の表をも辨別する事なく、愚癡文盲の至りなりといふべし。又其後に至り、商物・家賃・金銀貸付けの利足、何れも二割下に致すべしと云ふ御觸出でて嚴しき事なりしが、之も亦間もなく觸戻しになりて、一步半の利足は二割下げに致し、其餘は總て相對を以て如何樣ともなすべしと云々。島の內にて何某とやらんいへる町人、其町の年寄を賴み之と同伴して、總會所へ出で、總年寄列席の所へ出で「私事祖父已來家屋敷を少々計り持ち候て、かなりにすぎはひ致し來り候處、年々時節柄にて何か不恙に成行き候に付、先年より家質に入れ候て、當時にては誠に細々なる暮し方に候處、此度二割下げ仰出され候に付、身上立行き難く相成り申候。其故は家質にて借入れ候金子何程、右利銀何程、家賃上り高何程の處、その內にて不納何程、年々の普請入用何程

なり、又公役何程、川浚金何程、町役何程、家賃利銀商物等は悉く二割下げに仰付けられしかども、公役・川浚・町役等に於ては、之迄の通なり。斯様の振合に候故、手元より始終金子持ち出候様に相成り申候。其持出し候金子有之候身分に候はゞ、仔細なく候へども、是迄さへ細々に漸々暮し候身分にて、左様の事は力に及び申さず候故、家質方へ家を渡さんと思へ共、之を受取り呉るゝ事なく、外へ賣らんとすれども、當時求め呉るゝ人なく、途方に暮れ候故、二割下げの儀は御免蒙り申度く候間、此の段御執成を以て、宜しく仰上げられ下さるべし」と事を分けて願ひし處、總年寄の返答には「公儀より一旦仰出されし御趣意なるに、夫れを今更左様の事を申上ぐる事相成り難く、決して取次ぐ事罷成らず」と、答へしにぞ、「然らば勝手に致されよ、何事によらず總年寄迄願ひの筋は申出でよとの事なる故、申出でたるに、之を取次ぐ事ならずとは其趣意に背きけり、よし〳〵此上は御奉行所へ直訴すべし。若し又御奉行所にても御取上げなくば、家財殘らず賣拂ふとても潰れる身の上なれば、御老中へ直訴すべし」とて、總年寄を散々に恥ぢしめしにぞ、大に赤面して言

家建築の取締緩む

物見遊山を許す

何もなかりしといふ。其後二三日過ぎて「一歩半の利銀は二割下げ、其餘は隨意に致すべし」といふ御趣意の御觸出でたり。是等も始めに篤と御取調べありし上にて御觸出あらば、斯る御觸戻しには及ぶまじき事なるに、之も亦諸人種々評する事とはなりぬ。又家屋敷の出張駒寄等取拂ひ候様嚴しき御觸にて、速に出張を引込め駒寄を取拂ひなどせしに、之も亦火急にするには及ばずとて内意ありしといふ。嚴しき御觸も又しても〳〵ぐれ〳〵となす事故、此後如何なる御觸仰出さるゝ事ありとも、諸人心服するに至るまじき事ならんと思はる。又當度は右の如く四月已來嚴しき御觸ありしにぞ、諸社の神事も至つて淋しく、難波橋邊の涼みにさへ遊山船一艘も出る事なし、至つて靜なる事なり。然るに七月中旬に至り、「何故當年は遊山船を出さゞるや、餘りに世間行詰りて宜しからず、遠慮には及ばぬ事なり、勝手次第に遊山船を出すべし、鳴物等も苦しからず、隨分賑かにせよ」との内意ありしにぞ、之よりして遊山船も出で、三味線・太鼓等にて囃し立て、往來すといふ。之等は質素儉約のお觸とは大いに趣意違へりといふべし。如何なる事にや。

縫物織縊死す

此度質素儉約の御觸に付、中にも縫物職の者一統に大難澁に及びしにぞ、如何ともなし難く、心齋橋筋に一人縊死せし者あり。この者の書遺に、「御改革に付、身上立行き難く是非なく縊死す」趣を書記せしといふ。變死の事故、御檢使を引受け家内よりして其の書遺を出せし處、「下として御政事を彼此申す段言語に絶せし不埒なる咎人なり」とて、其書遺をば檢使その座にて引破り、「此の者甚だ不埒なれば葬禮等相成らず、死骸は葦島へ早々取捨つべし」と、一應御奉行へ申上ぐる事もなく、其座にて言渡し引取りしといふ。善惡は兎も角も一應此の趣を申上げ、其上にて事を計らふべき事なるに、之等は檢使私の計らひにして、上に御奉行なきが如し。如何なる事にや怪しむべし。斯くて變死せし家には、詮方なくて其の死骸をば葦島へ捨てしとなり。哀れなりし事なりとて、專らその噂ありし。紙屋の内に、兩人も亂心となりて丸裸となり、下帶さへもせずして何處彼處の差別なく走廻る。其中にても東堀にて柳屋又七といへる紙屋は、凡そ千貫目餘の損なるにぞ、此度の御趣意にて諸株つぶれ、二割下げ等にて大損せしと公儀を誹謗し、此方江戸に到り士となり

紙屋狂人となる

西町奉行の巡行

「何も角も此度の御趣意を改革し、諸人のためになれる樣なる仕法をなすべし」といひ、御城代・町奉行等の事を散々に罵り廻るにぞ、斯樣なる事亂心とは雖も、上に聞えなば、いかなる憂目に逢はんも計り難しと、大に恐怖し狂人を取押へ、無理無體に音聲を留めさせんとて、家内打寄り水銀をしたゝか飲ませしといふ。不愍の事といふべし。西御町奉行には、與力一人・總年寄一人召連れられて、上下七人連にて晝夜の別なく所々方々を見巡らるゝといふ。道頓堀鳳禪寺に立寄り、其邊の年寄共を呼出し、何か相尋ね言渡し等をなし、又新町にては會所に休み、年寄共を呼出し、「此所は廓の事故、外とは違ひ格外の事なり。此方斯樣に至し、折々見廻る事なれども、決して遠慮するに及ばず、格子先にて酒宴騷ぎ、三味線・鳴物等勝手次第たるべし。何れにも西國筋の客を引受け候事故、途中にて客共遊女同伴にて此方へ行逢ふ事あるとも、決して避け隱るゝに及ばず、隨分賑やかにすべし。」と言渡されしといふ。又厩治郎八が咄しには、主從三人連にて新地邊の溫飩屋へ立寄り支度せられしに、夜二更過の事なり垣外より、之は御奉行なり、粗末にすべからず」とて、内々心添へ致せしにぞ、

廓内に特令をなす

遽に湯をたぎらせ、溫飩・蕎麥を加減よく致して出せしにぞ、之を食して其の價を拂はせ、立歸られしが、明る日早々溫飩屋の主を召出さるゝ故、何事やらんと恐る〳〵御奉行所へ出でし處、「商に出精致す事神妙の事なり」とて、鳥目を三貫文下されしといふ。奉行たる人、斯樣に輕々しく諸人に知らして其顏を曝し、無上に歩行廻れる者には非ず、不見識の事にて、大に權威を失ふ事なり。夫れ奉行たる者は、泰然として上に座し、夫々の役人を遣ひて非常を戒め、市中の風俗を正さしむる事なり。其の役人共の怠り又は私欲等の事はあるまじくや、又諸人政道を批判する事などもあらんかと、諸人は申すに及ばず、其の役々の者にも深く隱忍びて何かを探れる事はありぬべき事なれども、奉行の忍び歩行なりと諸人に知らしめ、與力・總年寄等に案内させ、晝夜歩行き廻れる事、奉行たる人の所行にあらず、あやしむべき事なり。

奉行巡行に就いての批評

七月中旬の頃切りに奉行所へ張紙すといふ、中にも坊主九人袖なき衣を著て座せる姿を書き、其の下にて狐に灸をすると書記し、御城代青山下野守殿をばてゝくばう袖なし下困窮」といへる事なりといふ。此の事嚴しく御詮議にて、四十餘人召捕られ、疑を蒙りし者共一統に拷問せられ、其の責によりて大に疲勞し、助り難き者數人ありしといふ事なり。惡口を書記せし張紙の中にも、兩町奉行よりは御城代の事を記せし事至つて多くありしといふ。世間の評判も散々の事なりし。寬政に白河侯御改革ありし時には、此侯の親下野守といへる人、京都所司代なりしが、何事も事細かにやかましく、遊女町にて三味線其外の鳴物迄を禁ぜられしといふ。其頃京都にて落首を立てゝ、散々に惡口せしといふ。

丹波から山こけざるが出てうせてなり物きらひなにを食ふぞ

此他種々落首・惡口等云ひ流行せしといふ。代々こせつきし家柄の名侯と思はる。

如何にも山の谷合に住みて、世間を知らぬ井蛙といふべし。東御奉行德山石見守殿、四五日の仕度にて參府仰付けられ、七月廿一日出立をせられしが、御先手御馬廻りに仰付けられしとぞ。

荐に奉行所へ張紙す

水越と淀

七月十九日晴、二十日卯の下刻より雨、辰の刻止む。午の刻より東風吹き、未の下刻より申の下刻迄雨。今日の風至つて強かりしかば、奸商共忽ち米價を引上ぐる。廿二日曇、巳の刻に至りて晴る。先月土用半ばより冷氣にて、東風終日吹きし故、當年も亦不作ならんといひて、米價を動かしたき事ならんと思ひしに、其頃は諸色直段二割下げの御觸至つて嚴重なる折柄なる故、米價を引上げなば御咎め蒙るべしと思へるにや、平常の如くなる動きもなかりしが、近き頃に至り御趣意も追々に緩みぬる故か、此節餘程引上げしが、風も靜まり大雨萬物を潤すに至り、又々下ぐるに至る。土用半ばより前にも言へる如く、至つて冷氣なりしが、土用過ぎより今に至迄至つ、殘暑猛烈なるにぞ、苗も至つて宜しく生立ちぬ。相場する所の奸商共は、土用中數日吹きたる東風至て惡しといひて、利を貪らんとし、百姓は其の東風にて虫を拂ひ除き、殘暑甚だしく旱續きし故、至つてよき風なりといへり。さもあるべき事なり。

淀織部といへる二千石計りの御旗本、餘りに御政事細々致し、下方の者大に困窮に

織部の論爭の風評

及べる趣、水野越州と殿中に於て大に爭論をなし、刃傷に及びしなど種々の風說あり。之も亦虛說なるべけれども、此の人の惡評限りなき事なりし。

加州の木綿屋三人磔刑せらる

當三月十八日加州阿波町木綿屋藤右衞門・同藤藏・手代佐右衞門、右三人の者共公儀を憚らず、異國より交易致し、不屆至極に付、加州托ヶ崎に於て、磔に仰付けらる。所持の品左の如し。

金百五十萬二千兩小判　金廿七萬三千兩分金　大判七千九百枚此の代金十五萬八千兩

南鐐三百四十萬八千七百匁　小玉銀廿萬八千貫匁此金百九萬六千七百兩

町銀六百八千貫匁此の金二萬七千兩　金延棹數不レ知　金采幣一本

總〆九百三十三萬二千百兩也〔頭書〕此一件先年兵庫高田が閼所の節の書付に同じ、是も定て好事の者の言觸らせる處の浮妄の說なるべし。

勸修寺宮に對する勅裁

勅裁

勸修寺宮

昨年他國へ密行、殊に實妹幾佐之宮同伴無類之所行、其上諒闇中實父重服中重々不愼不行狀に候間、雖レ可レ被レ處二嚴科一、以二格別御憐愍一被レ止二親王宣旨一、二品位記等、自今戒師海寶僧正生涯之間被レ預レ之、於二東寺之中一嚴重に籠居被二仰付一候事。御供致し候人々は、武家へ引渡

し之相成り候事。

勸修寺宮昨年十月他國へ密行、實妹幾佐宮同伴、右等之不行狀有レ之候に付、被レ止二親王宣旨一、二品位記等一、於二東寺中一籠居被二仰付一候。幾佐宮には被レ除二伏見家傳系一、剃髮之上於二瑞龍寺室一籠居被二仰付一候。（勸修寺宮御名は濟範、光格天皇の御養子也。）

三寶院宮不行跡の處置

寅七月十二日

三寶院宮にも女を男に仕立て、密に小性に召仕はれしが、此の事此度顯れしにぞ、御實家鷹司殿の計らひとして、其女を退け、家中にて重なる者を殘らず鷹司家と三寶院と入替らせ、嚴重に相守らせ、表立たず內分にて事濟ませしといふ事なりし。

寄合　水野備前守

名代小出丹宮

水野美濃守御預けとなる

祖父美濃守不屆の品有レ之候に付、諏訪因幡守へ御預け被二仰付一。依レ之其方遠慮被二仰付一。

右於二大岡主膳正宅一申渡。　御目附平賀三五郎相越す。

備前守祖父隱居　水野美濃　七十七歲

其方事隱居蟄居仰付けられ候已後、聊恐懼の體無レ之、品々不愼の趣相聞、其上對二公儀一、不レ輕恐多き事相量り、種々不埒の儀口外に及候段、重々不屆の至に候。依レ之御詮議被レ遂、重き御仕置にも可レ被二仰付一筈の處、御側近く被二召使一候者故、格別の御宥恕を以て、諏訪因幡守へ御預け被二仰付一。

歌舞伎役者の所罰

右於二評定所一初鹿野美濃守・鳥居甲斐守・松平四郎立會、甲斐守申二渡之一。

六月二十六日

深川島田町熊藏地借十兵衞方同居歌舞伎役者　海老藏

右の者家作の儀は、長押・塗框（ぬりかまち）等相成らず、雛幷に道具の儀も結構に致すまじき旨、前々より町觸にて候處、此者家業體の儀は、時々風俗に隨ひ、專ら表向を飾り申さず候ては、員も薄く道具類も右に准じ、金高の品に之無く候ては融通も宜からず候とて、町觸を背き、長押・造床・塗框に致し、赤銅・斜子（なゝこ）・釘隱し打付け、庭向には御影石燈籠其外大石數多差置き、又は土藏內へ不動の像飾置き、莊嚴向總て金箔彫物之あり。須彌壇朱塗彫物總て金泥、金天井に致し、或は小笥子へ赤銅・斜子・金丸桐の紋付

け候小柄等鐵物に致し、其外手を込め候鐵物相用ひ、唐櫃幷に額奈良細工等彫り、粉色の雛等遂々買取り、右雛道具も縞桐にて、金砂子を置き、胡粉・紺青にて瓢箪を菊桐五三の桐形に置き、名前存せざる町人より貰受け候とて、右壇へ猩々緋を敷き、座敷内へ相飾り、其上狂言に用ひ候品の儀も、一通りにては見物人の氣に入るまじくと存じ、革製具足一領幷に鐵にて甲之無き具足一領、何れも武用の處を所持致し、狂言に相用ひ、且又先代より持傳へ候とて、珊瑚珠の根付け、緒締付け候高蒔繪の印籠等狂言の節相用ひ、又は無垢のちろり等所持致し候處、金子に差支へ、右の内ちろりは所持致し、其餘の品は質入或は賣拂ふべしと預置き、金子借受候後、去る丑年十月質素儉約の儀仰出され候に付、相濟まざる儀と後悔致し、居宅向造作等取崩し候場所も之あり候へども、右體身分をも顧みず奢侈僭上の至り、殊に先年より買置き候ども、高さ一丈七尺の石燈籠一對深川永代寺境内に於て、開帳之ある成田不動へ奉納致すべしと、高價の品右境内へ取置き候段、旁以て不届に付、觸に背き候品幷に居宅取崩し候、木品とも取上げ、江戸十里四方追放。

南町奉行
佃島勘十郎地借り
人金藏へ仰渡さる

六月廿二日

土井大炊頭樣御指圖、南御町奉行鳥居甲斐守樣より、佃島勘十郎地借り金藏へ仰渡さる。

其方儀、父は先年相果て、母ゆき儀其方を召連れ、太平次方へ嫁に參り困窮の處、其方成長の上心掛け宜しく、萬事父母の存意に背かず、家業專らに出精致し候故、追々身上向取直し候へども、聊か奢侈の振舞之なく相愼み、養父病死後も母儀眼病にて盲目に相成り候に付、別て老養を盡し、日々商ひより立戻り候節、好み候食物買調へ參り食べさせ、又は慰にも相成るべき咄等致し聞かせ、此母の機嫌を取繕ひ、同人病死の節も厚く介抱致し、今以て佛參等絶えず致し、其上去る午年以來米價高直の節も、近邊困窮の者へは、度々米錢等施し候へども、名聞を厭ひ夜中竊かに差遣し候儀も之あり、一體性質書類を好み、元來無筆の處追々書覺え、家業の暇には近邊の者共を呼集め、忠孝の道抔講談敎諭致し候段、輕き者には奇特の儀に付、右の趣申渡し、褒美として銀三枚取らせ遣す者なり。

寸意の高聽に達し尊命を蒙りて

身にあまる風にひれふす川柳　川柳印

尊命の有難きを仰ふぎ、川柳聞の芳譽を社友に告ぐるとて

梅に鳴く鳥も附音ぞ文學び　素行堂印九拜

天保十三年春

阿波一揆落著の由の書狀の寫

右は佃島金藏と云へる漁師にて、則ち四代目川柳の事なり。此度右御褒美を蒙り候に付、其文を板行に致し、諸所に配り候寫なり。

阿波國一揆落著の樣子城下近在高圓寺より黑川屋彌左衞門へ申來り候書狀の寫

去冬ゟ、當春二月下旬迄、百姓一揆數度に及び、既に國中諸所騷亂にも及ぶべきやと、人氣大に亂れ候處、三月上旬ゟ追々召捕に相成り、入牢の者仰山に之あり。此節追々落著の者共迄死罪に相成り申候。然る處重喜（しげよし）世村と申す處は、讃岐金比羅迄行程七里之あり候。在所に銀右衞門と申す者、四十七歲にて當三月入牢候。其悴捨松と申す者、當年十歲に相成り候。此者父の入牢の翌日ゟ、金比羅へ三日目三日目に願込め、父の身分安穩を祈り候。既に死罪の噂と聞くより、七里の道を跣にて日參を致し、父の助命を祈り候孝心、幼少の者の精心實に感じ入り、大人も及ばざる孝道故、御吹聽申し候。六月廿五日先づ落著の付候分迄、三人死罪に極り候處、右銀右衞門妻子村の庄屋、五人組等役所へ御招呼にて、卽日奉行所より、銀右衞門事一揆頭梁の者故、死罪獄門に被仰付候處、一子捨松幼少の身に孝心の程上聞に達し、此度一命御助け被仰付、牟伎浦ゟ一里半計り北に當り島あり、手場島と號す。人家三四十軒計り之ある處へ、當人妻子共七郡の追立てにて流罪に被仰付、助命に相成り候。之れ全く孝子の實情權現も感應あらせられ候事と、皆々恐入り候。猶ほ孝子へは役所に於て、金子五兩拜領、太守樣御目通り被仰付、御手自ら菓子一折孝子へ御下し置かせられ、島に於て存命中の拜領、親子三人の者共へ田畑御與へ下され、無年貢にて作り取りに致し、存命中の御養に被仰付上の御仁政、卑夫の小兒孝心絶感候。偏に荒增愚毫に御咄申候。次に十八歲に相成り候者、且又棟梁たる者に候故、

家賃を減ぜんをす

同時に獄門被仰付候。既に死罪に至る時、若年なれども妻を帶び候者にて、暇乞抔被仰付候節、後々の家業金銀の出入萬端明かに妻へ申付け、尋常の死を究め、我國民の爲に命を殞し候事、重々本望の至りなりと、誠に丈夫の死を致し候由。梟木に掛り候死顔を見、諸人をして落涙限りなからしむる事に有之候。拙生粉骨の世話致し遣り候銀主榮左衞門も、頃日宿下げ町預に相成り候。誠に正道を申披き、先は働遣し候甲斐之あり、入牢を御免に相成り、遠からず本宅へ歸り申すべき樣相成り候運にて、拙生銀主を助け、以後の榮を相待ち申す計りに御座候。荒增片付き候はゝ早速上坂、久し振にて雅事御咄し承り、之迄御返金延引の申譯口へ、猶御返濟の道を立て申すべき相心得に御座候。餘り大延引に相及び、實に顏耳に汗すとは此事に御座候。宜しく御照察奉希候。頓首

右の一揆、入牢の者五百人計り、今に之あり候。

町々家賃銀引下方の儀、寬政の度再糺の上、其場所々々に應じ、減方申付候上、爲出書有之上は、右直段を元に致し、其後無謂高直に相成有之分は、二割以上の割方



似せ金銀賣捌の禁止

に不拘、何れにも右直段へ引當減じ申付、其上の儀は銘々引下げ候共、心次第可爲致候。若又寬政度以來無高下致連綿候分も有之ば、且又同樣引下げ候共心次第致し、此度相改め候帳面、寬政度の振合を以て、町々を取集め可差出候。尤無餘儀譯柄有之、家賃銀減じ難き分も有之ば、其段右帳面へ斷書爲認入差出可申候。尙又糺の上可及沙汰候事。右の通り此方共へ取調向心得方被仰出候間、此趣を以て猶町々取調可被申出候事。

寅七月九日

似せ金銀錢拵候者、幷賣捌候者雖爲御制禁、近來奥羽筋は專ら行ひ候者有之候に付、今度吟味の上夫々被處嚴科候。就ては右兩國は勿論、國々嚴敷可被遂御穿鑿候條、銘々無油斷相改、自然疑敷者有之ば、早々其筋へ可申出、品に寄御褒美被下、其者を仇をなさゝる樣に被仰付候。若見聞及びながら隱置き、他所を願はるゝに於ては、其所の者迄も罪科に可被行候。右の趣御料は御代官、私領は領主地頭を浦方村町共、不洩樣可觸知候。尤觸書の趣板札に認め、高札場所へ懸置き

可〻申者也。

六月

芝居興行禁止

右の趣從二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

寅七月十二日　石見遠江

北組　總年寄

〔口達脫カ〕

國々城下社地等に於て、江戸・京・大坂ゟ旅稼に出候歌舞伎役者共を抱へ、芝居狂言等相催候由。右は其所の風俗を亂し、不〻可〻然筋に付、向後決して抱入申間敷候。尤三都狂言座の外、他國稼不二相成一旨、今般取締方急度申渡候間、得二其意一、此上右の者共罷越芝居興行等の及二對談一候はゝ、其所に留置き、最寄奉行所又は御代官所・領主役場等へ早々可二申出一候。若觸面の趣相背くに於は、右に携候者共悉遂二穿鑿一、遠國に候共一人別に江戸表へ呼出し、吟味の上村役人共始、一同嚴敷咎可二申付一候。右の通御料は御代官、私領は領主・地頭ゟ不〻洩樣可二觸知一者也。

七月



元方の直下げを行はしむ

古貨幣取替の達

右の通り從二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

寅七月　石見遠江

北組　總年寄

口達

諸色直下の儀、格別厚き御世話有〻之に付ては、元方直段引下げ方の儀、掛合行屆き兼ね、無〻據直下げ難〻成譯柄も有〻之候者、其段可二申出一旨等の儀、最前町觸差出置き候。然る處猶又江戸表ゟ御下知有〻之、以來中國・四國・西國筋等へ差跨り候分、當表へ引付一同打合遂二吟味一候筈に付、元方直段引下げ方心得も有〻之、旁〻右の次第諸家役人へ相達し候に付、町中に於ても其旨を存じ、元方直下げの掛合行屆兼候方は、聊無二參酌一可二申出一旨、夫々へ申聞可〻置事。

寅七月

口達

今般古金銀引替方の儀に付、身元相應の町人共呼出し、是迄貯置き候古金銀早々引替候樣申渡置き候處、追々員數封書差出し候間、兼て御觸の通り金銀座、又は引替

所へ持參、定の通り歩合受取りの勝手次第引替候樣申渡置き候處、右の外貯置き候者可レ有レ之哉に相聞き、追々多人數呼出し候儀可レ及二難儀一候間、名主支配銀不レ洩樣申聞け、多少に不レ拘銘々所持の分員數封書致し申立て、引替の儀指圖受け候樣可レ致。尤是迄所持いたし候御咎は勿論、所持有無取調追て御用金等被二仰付一候儀には曾て無レ之候間、不二危踏一樣申諭し、速に員數申立候樣可二申通一。若此上心得違致し取隱置き、追て於二相知一は嚴重の可レ及二沙汰一間、是又心得違無レ之樣可二申通一候。

但古金銀とのみは輕き者相分り申間敷、當時通用に無レ之金銀、都て差出候樣可二申通一候。

右の通り此度江戸町奉行所に於て、其筋の者へ申渡し有レ之間、此旨可レ存候。尤當表古金銀引替掛取方の儀、先達て以來追々嚴重申渡し、殊に近頃は一町限持溜候分、軒別に取調引替有無の儀、月々町役人ゟ斷出候程に、猶又厚く相心得、銘々持溜候分は勿論、時々取引先等ゟ受取候古金銀有レ之者、多少共聊不二除置一、早々最寄引替所へ差出可レ申候。若右申渡しを背き取隱置き候儀、外ゟ於二相知一は、當人は勿論其町役人共迄も、急度可二申付一候間、夫々心得違無レ之樣可レ致候。

右の通り三鄕町中へ不レ洩樣可二申聞一候事。

寅七月

（口達脫カ）

## 武家々來と騙る者の取締

一、總て武家方家來の由申僞り、町家竝芝居・遊所、其外人立の場所等にて、崇高に不法等申掛け候者の儀に付、當口嚴重の町觸差出有レ之候に付、町々に於て其通り相心得可二取計一儀は勿論に候得共、右の外町奉行組竝諸組の者の由申僞り、前同樣町家或は人立の場所にて、法外の振舞に及び、或は役筋手先抔と唱へ、ねだり事致し候者も有レ之哉に候處、是又訴出で候者も無レ之、右は畢竟右訴出で候へば、町内物入も相掛り、或は事六ヶ敷可レ成と存量り、宥め歸し候儀を專一にいたし候樣相聞え、不埒の至に候。向後右體の似せ者は不二申及一、たとへ實に組の者・役筋手先等に候共、聊斟酌可レ致筈に無レ之候に付、最前相觸候通り其處に留置き候か、或は捕押へ月番・非番の無二差別一、最寄町奉行所へ可二訴出一候條、若內分にて事濟候者有レ之、追て於二相知一

仙臺銀通用禁止

は、當人は勿論所役人共迄も急度可ㇾ申付ㇾ候。

一、仙臺銀の儀、松平陸奥守領分銀の通用にて、若し外に於て通用いたし候者可ㇾ訴出ㇾ旨、先前ゟ追々御觸渡も有ㇾ之處、其後いつとなく相弛み、右錢取交せ通用致し候者も有ㇾ之哉に相聞え、如何の事に候。以來右錢取扱候者及ㇾ見聞ㇾ候はゞ、早々可ㇾ訴出ㇾ候。尤兩替屋共手元にて選出方の儀は、先年申渡し有ㇾ之通り相心得、取集め次第月番の町奉行所へ可ㇾ差出ㇾ候。但兩替屋の外町人共に於ても、仙臺錢選出置き候分有ㇾ之候はゞ、一町口限年寄へ申聞け、右の者より本文同樣可ㇾ差出ㇾ候。

錦繪賣買の禁止

一、近來錦繪と唱へ、歌舞伎役者・遊女・藝者等の形を一枚摺にいたし候段、風俗に拘り候筋にて、其外合卷と唱へ、繪草紙の類繪物抔格別入組み、重に役者の似顏狂言の趣向等に書綴り、其上表紙・上包等に彩色を相用ひ、無益の儀に手數を盡し、夫々高直に賣出候趣相聞え、如何の至に候。以來右樣の類開板は勿論、是迄仕入置き候分共決して賣買致間敷候。向後似顏狂言の趣向相止み、忠孝・貞節等を取立にいたし、兒女勸善の爲に相成候樣書綴り、繪抔も隨分省略致し、無益の手數不ㇾ相成ㇾ樣急度相改め、表紙・上包等へ彩色相用候儀堅無用に候。尤新板出來候節は、本屋掛り總年寄へ差出し、改受可ㇾ申候。但扇屋・團扇屋其外小間物屋等商ひ物の内、前同樣の繪物有ㇾ之由相聞え候條、是又賣買可ㇾ差止ㇾ候。右の通り三鄕町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅七月廿七日　石見　遠江

北組總年寄

口達

正路の取引すべき旨の達

一、諸色市立を以て賣買致し候商賣向の内、市金と唱へ通用の銀錢相場に拘はらず、夫々商賣限りの相場兼て取極有ㇾ之。其相場を以て取引致し候分も少からざる由相聞え候。右は古來よりの仕來りにて、新規の儀は無ㇾ之とは申しながら、紛らはしき仕方、其上此度都て株札竝に問屋仲間組合と唱へ候儀停止、素人直賣買勝手次第相成り候上は、旁〻以來右商賣限りの相場相用ひ候儀差止め、品物相當の直段を以て、正路の取引致すべく候。但右市賣屋の内には、仲買共へ賣渡し候分に限り、年來の仕來りに泥み、歩引と唱へ、外並よりは直下げ致し遣り候向も有ㇾ之哉に相聞え候。さ候ては自ら仲買仲間不ㇾ相解ㇾ姿に相成候。是又御趣意に差障候に付、以來仲買・素

二割下げの由を符牒せしむ

嚴格に直下げすべきを令す

人の無差別、一樣に歩引致し可遣候。

一、諸色其外共總て二割已上直下げ致し、右引下げ候直段、夫々店先へ張出等致し置き候樣、當六月觸置き候處、其後元付直段相場等高下有之、追々直段書相改候分も有之ば、其度毎元札は不取捨差置候も、先繰に張重ね、右高下直段見渡し相成候樣可取計候。

一、他所より當表へ相廻し〔候脫カ〕荷物も、前同樣元方直下げの掛合に及び候上、其筋筋の商人引受候に付ては、荷主等の氣配を厭ひ、右の者共馴合ひ、品物相當の直段より態と高直に直組の上、右を元立に致し、直段割下げ候者も有之哉にて、右故直下げと申すは名目迄に相成り、内實直段不引下候に付、町々小賣直段に拘り候廉も有之由相聞え、不埒の至に候。諸色元方に掛り候儀に付ては、最前觸渡し置き候趣も有之、旁、右樣の儀は曾て無之筈に付、聊元方への不及遠慮、正當の直立を以て、猶又割下げ可致賣買候。勿論元方への掛合難行屆候はゞ、月番の奉行所へ可申出候。自然と右申渡を背き、不正の取計らひ致し候樣子於相知は、急度可申付候。

町奉行所前掛茶屋の規定

一、町奉行所前公事人腰掛茶店の儀、先前ゟ御入用被下之候に付、公事訴訟其外吟味引合等にて罷出で候者より、聊にても茶代等受用致す間敷旨申渡有之通、向後も違失無之樣相聞え、例へば公事人共等の心得を以て致心付候者有之ば、堅く相斷り決して受け申間敷、且時分に寄り、食事等の儀も成丈け手輕に可致筈の處、心得違の者共手重の品致持參、又は公事出入見舞と唱へ、腰掛或は公事人下宿・鄕宿等へ罷出で候儀も難相成儀に候處、心得違尋參り候者も有之候のみならず、場所柄をも不顧酒食に時刻を移し候族も有之趣相聞え、風儀不宜候に付、右等の類及見聞候はゞ、早速名前取調べ可申立候。總て公事出入引合等にて罷出で候者共、無益の失費相掛け候ては致難儀候に付、右樣の儀無之手輕に相濟まし候樣厚く心得、精々心を付可申候。萬一心得違致し、前書の始末押包み追て於相知は、急度可及沙汰間、其旨右茶番竝下宿・鄕宿渡世の者は勿論、其餘の者一同可相心得候。右の通り三鄕町中不洩樣可申聞事。

庭石等の費を省かしむ

瀬戸物類の規定

鉢植賣買停止

寅七月

八月三日の御觸

一、石燈籠・石手水鉢・踏段・庭石等無益の人力費用を掛け造出し、中には莫大の高金に賣買致し候品も有レ之哉に相聞え候。自今右燈籠の儀、金十兩以上に當可レ申品、一切造出し賣買致す間敷、手水鉢・踏段・庭石等是又十兩以上の品、賣買一切可レ有二停止一事。

一、瀬戸物類近來專ら新奇を競ひ製造致し、就中石燈籠の形、或は井桁等瀬戸物不似合の品は、以來賣買令二停止一候。其外植木鉢の類通例の器物に候とも、總て奢侈高價の品、決して賣買致す間敷き事。

一、高直の鉢植物賣買令二停止一候段、去年十月相觸れ候通り、彌〻堅く相守り、金三兩以上の品決して賣買致す間敷き事。

右の通り町觸申付け候間、國々に於ても新製高價の品等賣出し申間敷く候旨、御料は御代官、私料は領主・地頭より不レ洩樣可二相觸一候。



阿蘭人より差出しの風聞書

七月

右の趣從二江戸一被二仰下一候條、此旨三鄉町中可二觸知一者也。

寅八月　石見遠江　　北組總年寄

右被二仰渡一の趣、慥に承知仕り候間、依レ之銘々印形仕る仍て如レ件。

當六月入津致し候阿蘭陀人より公儀へ差出し候風說書の寫

一、當年來朝の阿蘭陀船二艘、五月十八日咬吶吧一同出帆仕り、海上無二別條一、咬吶吧着船仕り候。御當地着岸仕り候。右二艘の外類船無二御座一候。

一、去々年御當地歸帆仕り候船、十一月十一日海上無二別條一、咬吶吧着船仕り候。

一、昨年御當地へ向け、五月廿二日咬吶吧出帆仕り候處、臺灣にて大風に遭ひ、帆竝端船二艘吹取られ、船具悉く損じ、本船大に動搖仕り候末、水船に相成り、阮水深さ凡五尺程に及び、凡二十萬斤の砂糖溶け候程の儀にて、其末取揖の方にては、今三尺程水相增し、浪繰工合惡しく候故覆り候儀を相恐れ、マカヲに乘入れ候上、荷物取揚げ修復相加へ申すべき決心仕候。然る處右修復料に差支へ候に付、右荷物

の內大半雜費賣り仕り候。右等の儀にて旬季後に相成り、御當地へ乘渡り候儀出來不レ申、終には九月廿四日彼地を乘戻り申候。然るに又々洋中にて大風に遭ひ、脇柱等も吹折れ大難澁仕り、漸く十一月六日迄日數四十一日經て、咬吶吧著船仕り候。

一、阿蘭陀國王位を太子に讓り申し候。

一、プロイスー國王死去、太子國王に相成り申し候。

一、エゲレス國王の女王と乘車に對し、短筒二挺打掛候者有レ之。既に危き場合に及び候儀に御座候。

一、エゲレス國の女王男子產み申し候。

一、イスパニア國王政事を其娘に讓り申し候。

一、フランス國の所々に於て、徒黨を催し候得共、速に靜まり申候。然るに其國王等の命にも掛り候儀を牒合候者共追々及二露顯一申し候。

一、唐國のエゲレスとの戰爭、今以て不レ穩候。去々子年以來の儀は、追て別段可二申上一候。

一、昨年來アフハニスタン（アゲレスの支配東印度の地名）の國民等、エゲレス國より差越し候支配類、對一揆を起し、英國（エゲレス）人等數多殺害致し候。右の始末にて及二戰爭一、今に靜まり不レ申候。

一、東印度に有レ之候阿蘭陀の領地、何れも靜謐に御座候。

一、臺灣邊にて唐國に通ひ候唐船三艘、竝歐羅巴船二艘見掛け申候。右はエゲレス國船哉に被レ存候。

一、二番船より新カピタン乘渡り申候。

右の外相變り候風說無二御座一候。

古かぴたん　るてゆあるとからんでそん
新同　ひいとるあるべるとひつき

右の通り兩かぴたん申上候通り、私解仕り參上申上げ候。以上。

寅六月十九日

十八日卯中の刻二艘注進の處、一艘見隱し、一艘六月十九日辰の中刻入津。右一艘十九日卯の上刻本注進有レ之。同日申の上刻入津。

家賃未納者取締の御達

江戸の洒落

## 口達

此度諸色直下げ申付け候に付ては、家賃銀の儀、寛政の度再糺の上、町々より書出し有〻之、直段に引當て何れにも引下げ可〻申旨等の儀、追々申渡し候に付、入家賃銀の相滞り候者不〻少候に付、夫々家主より相勤め候公役・町役は勿論、家屋敷賣買・家賃取組等も差支へ候由相聞え、如何の事に候。右體手厚に引下げ方の儀申渡し置き候上は、以來決して家賃銀爲〻滯申間敷、自然相滞り候者有〻之ば、早速家主より可〻申出、其仕儀次第急度可〻申付〻候。右の通り三郷町中へ、不〻洩樣可〻申聞〻候事。

八月七日

### 江戸に於て晒落

琴吹や稻の世なみのあたゝまり　今日政道　庵
あそこでも咄しの聲の潛まりて　武勝吹人　堂
物の値は下げても品のへる計り　商人　亭
其のむかし石の地藏のばけし顏　隅田中の　庵

美濃と近江の替る月かげ　岡本野水　庵
燒火のあたまそらふ人數　宿尻皆人　亭
無事にすぎゆく遠山の庵　北亭吳服
只泣くのみの歌舞妓なりけり　二丁



面憎きくにざむらひの利口ぶり　成島黒石　庵
三味線も賣つて蚊細き朝けむり　歌瑠歌女　亭
弁捐とははなしばかりに薫る風　不出太夫　亭
大名にまたもふえたる御厄介　因幡諏訪丸　庵
薄々と月のうさぎも疲かれけり　林亭濱町
夫をも持つて髪をも結ひならひ　開茶若女　亭
雪の日も存じのほかに賣れぬ酒　第一質素　庵
よきふりと見せて濱邊の佞り松　越人
陽炎も問屋もかぶも消ゆるつき　隨一寛仁　櫻
大寺の崩れて雉子の啼くばかり　惑應鼠山　亭
皆ごとにうつろひきりし花と花　所々盛場　亭
時鳥血を吐くばかりなきあかし　膳所表坊　庵
番頭と成りあがりたる留守親父　井備駿河　亭

喰習うたる甲斐の玉味噌　野顔美筑　庵
根太の透間を芽出す若竹　所々明店　庵
急に忙しくなりし具足師　來卯光社　庵
垣の透から桔梗笑むなり　太備
燒はまぐりの哀れゆく秋　駿河
庇あはひもなき吉原の町　岡所苦理を　亭
借られさうで出來ぬ金事　懷屋いかの會
沙汰計りきく眞間と鎌倉　遠乘密成　庵
鎖さぬ御代に鎖す春けさ　茶屋ひく人
犬追物もかすむとのばら　長昌雨派　堂
錢の相場の上げ下げ咄し　六貫五百　亭
地獄の衆はみんな眞つ青　牢舍娘　庵
三十一になりしくらかず　淺草宿割　庵